

安全センター情報2017年9月号 通巻第452号  
2017年8月15日発行 毎月1回15日発行  
1979年12月28日第三種郵便物認可



2017 **9**

# 安全センター情報



## 特集● 労働安全衛生をめぐる状況

写真：アスベスト疾患患者と家族の会の省庁交渉

# 全国労働安全衛生センター連絡会議 第28回総会 10.28-29 長野開催

日時：2017年10月28日(土)13時～29日(日)12時

## ■第1日目-2017年10月28日(土)

昭和電工大町工場見学

集合：13時-立山プリンスホテルまたはJR信濃大町駅／マイクロバスで移動します

全体会議：16過ぎ～ 立山プリンスホテル／昭和電工ユニオン大町支部・地元受入団体

夕食懇親会：18時頃の予定

## ■宿泊：立山プリンスホテル

〒398-0001 長野県大町市大町温泉郷 TEL:0261-22-5131

<http://www.tateyamaprince.co.jp/>

## ■第2日目-2017年10月29日(日)

全体会議：9時～12時 立山プリンスホテル

以下のようなテーマを取り上げることが計画しています(ご意見・ご提案歓迎)

働き方改革-労働時間規制をめぐる

改正された労災保険不服審査制度の活用

韓国における労働安全衛生運動

## ■参加費 18,000円(ツアー、宿泊、食事・懇親会費込み)

会員の皆様には別途お申込み用の返信用葉書でお届けさせていただきます。

## ■主催

主催：全国労働安全衛生センター連絡会議

TEL 03-3636-3882 joshrc@jca.apc.org

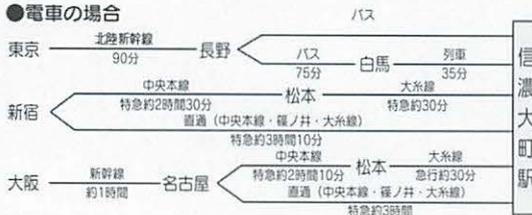
## ■受入団体

長野県アスベスト対策センター準備会

NPO法人ユニオンサポートセンター

## 交通のご案内

### ●電車の場合



### ●お車の場合



### JRでお越しの場合



## 特集／日本の労働安全衛生

### 労働安全衛生をめぐる状況 2016年→2017年

1 労働災害・職業病の統計データ	2
2 労働災害・職業病の発生状況	7
3 労働安全衛生対策	12
4 化学物質対策等	17
5 労災補償対策	20

統計資料	22
------	----

2016年度労働基準行政関係通達等	55
-------------------	----

安全センター情報2016年度目次	72
------------------	----

全国安全センター規約・規定	80
---------------	----

## 全国安全センター第28回総会議案

第1号議案 活動報告と方針案	64
第2号議案 2016年度収支決算案	68
第3号議案 2017年度収支予算案	70
第4号議案 2017年度役員体制案	71

# 労働安全衛生をめぐる状況

## 2016年→2017年

### 1. 労働災害・職業病の統計データ

#### ● 労働災害の総件数

労働災害の総発生件数として公表されているデータは、今のところ存在していない。

労働者死傷病報告書は、「労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は4日以上休業したとき」に、「遅滞なく」、所轄労働基準監督署長に提出しなければならないとされている。また、「休業3日以内」のものは、3か月分をまとめて提出しなければならない（労働安全衛生法施行規則第97条）。しかし、これに基づく「休業3日以内」のデータは公表されていない。

2007年8月7日に公表された総務省行政評価局の「労働安全衛生等に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」が、「休業4日未満の労働災害に関する労働者死傷病報告について、当該データの集計・分析や公表を行うなど、その利用を促進すること」という所見を示し、厚生労働省が2008-09年度に委託した「行政支援研究：休業4日以上と4日未満の死傷災害の比較」研究報告書が、労働者死傷病報告書の様式改善の提案も示して、「休業4日未満労働災害データは、今後の労働災害防止対策の検討に有用である」と結論付けているにもかかわらず、具体的な対応はなされていない。

なお、死傷病報告書の対象には、労災非適用事業に係るものも含む一方で、労災保険給付の対象となる通勤災害や急性中毒以外の職業病、労働

者ではない労災保険特別加入者に係る死傷病等は含まれない。

本誌では、労働災害の総件数に代わる数字として、「労災保険事業年報」による労災保険新規受給者数を紹介している（表1（22頁）参照）。

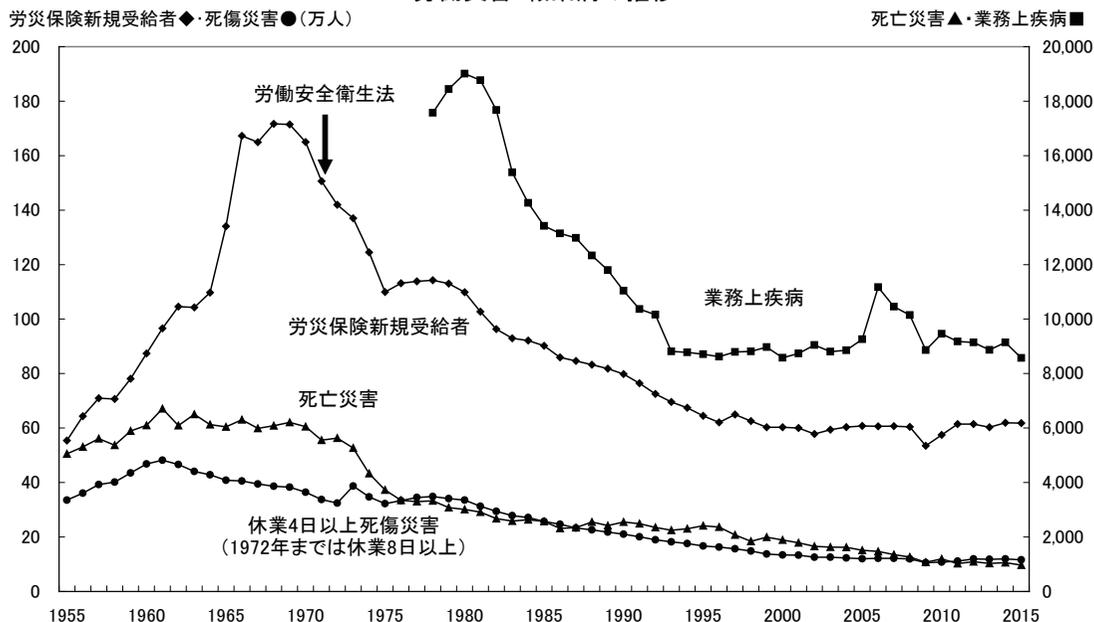
「労災保険事業年報」は、2005年度分以降、概況等のみではあるが、厚生労働省ホームページ（統計情報・白書>各種統計調査>厚生労働統計一覧>労働者災害補償保険事業年報、<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/138-1.html>）に掲載されている。

また、毎年7月第1週の全国安全週間に向けて中央労働災害防止協会から発行されている『安全の指標』が1999年度版から、労災保険新規受給者数のデータを掲載するようになったが、そこで紹介されているのは業務災害分だけで、本誌では、業務災害と通勤災害の合計数を紹介している。「労災保険事業年報」に業務災害と通勤災害の内訳が示されるようになったのは、2000年度版以降のことで、1999年12月21日に旧総務庁行政管理局が旧労働省に対して行った「労災保険業務に関する行政監察結果に基づく勧告・通知」のなかで、「労災保険財政に係る情報開示について…国民にわかりやすい形で公表すること」とされたのを受けて、「労災保険事業年報」の厚さが以前の2倍以上になってからのことである。

#### ● 死亡災害・重大災害

「死亡災害発生状況」については、2012年までは5月頃に「前年における死亡災害・重大災害の発生状況」として公表されていたが、2014年からは

## 労働災害・職業病の推移



「前年の労働災害発生状況」として死亡災害、死傷災害、重大災害を合わせて公表するようになった。2017年は5月19日に公表されているが、なぜか重大災害がなくなり、死亡災害と死傷災害だけになってしまっている。

厚生労働省ホームページでは、分野別の政策>雇用・労働>労働基準>安全・衛生>安全衛生関係統計・災害事例>安全衛生関係統計等一覧>労働災害発生状況で、2007年分からの「労働災害発生状況」統計が入手できるが、2015年分までは死亡災害、死傷災害、重大災害のデータが含まれているものの、2016年分には重大災害データが含まれていない(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei1/rousai-hassei/>)。

「死亡災害発生状況」は、『安全の指標』等でも紹介されており、出所は「死亡災害報告より作成」または「安全課調べ」と記載されている。

また、死亡災害に関係する資料としては、労災保険統計の葬祭料・葬祭給付の支給件数を参照することもできる(発生時点ではなく、支給決定時点での集計で、請求の時効が5年であることに留意)。

なお、「重大災害発生状況」は、「重大災害報告

より作成」したものとされ、「重大災害」とは、「一時に3人以上の労働者が業務上死傷又は病した災害事故」のことをいう。

### ● 死傷災害

前述のとおり、2014年から「前年の労働災害発生状況」の一部として公表されるようになってきている。

以前は「死傷災害(死亡災害及び休業4日以上の死傷災害)」の出所は、「労災保険給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)より作成」とされてきたが、2012年分以降は、「労働者死傷病報告より作成」に代えられている。「労働者死傷病報告データの方が事故の型別分類等がなされていて、今後の対策に生かせるということで変更した。第12次労働災害防止計画の数値目標等も労働者死傷病報告データによる」とのことである。前出の厚生労働省ホームページの「労働災害発生状況」統計に掲載されているデータも、同様に、2012年分から労働者死傷病報告データに代えられている。

他方、厚生労働省の「職場のあんぜんサイト」(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/>)の「労働災害統計」の各年の「死傷災害発生状況」のなかの、

## 労働安全衛生をめぐる状況

分類 大 小 CODE	疾病分類項目	年度別労災補償状況									
		2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
	負傷(負傷を伴わない事故を含む。)	129,137	130,166	124,603	112,478	114,135	114,443	114,719	111,422	114,171	112,539
01	骨折	65,248	65,130	62,654	57,019	58,223	59,032	59,843	58,916	60,997	59,676
02	切断	5,023	5,525	4,517	3,817	3,918	3,886	3,720	3,578	3,496	3,420
03	関節の障害(捻挫、亜脱臼及び転位を含む。)	17,690	16,482	18,031	16,570	16,802	17,062	17,290	16,862	16,867	17,427
04	打撲傷(皮膚の剥離、擦過傷、挫傷及び血腫を含む。)	19,127	19,550	18,894	16,936	17,070	16,585	16,762	15,117	16,429	15,937
05	創傷(切作、裂創、刺創及び挫減創を含む。)	17,078	18,016	15,719	13,905	13,794	13,842	13,245	13,112	12,730	12,432
06	外傷性の脊椎損傷	676	649	646	590	665	655	630	665	652	646
07	頭頸部外傷症候群(いわゆる「むちうち症」)	439	435	343	332	361	390	429	405	371	398
08	火傷(高熱物体を取り扱う業務による火傷を除く。)	2,865	2,999	2,859	2,445	2,441	2,558	2,526	2,513	2,477	2,441
12	01から08までに掲げるもの以外の負傷又は負傷を伴わない事故(感電、溺水、窒息等)	991	1,020	940	864	861	433	274	254	152	162
	疾病「補償件数」(表4参照)	11,171	10,456	10,148	8,862	9,457	9,176	9,143	8,872	9,141	8,574
	負傷+疾病合計「補償件数」	140,308	140,622	134,751	120,528	123,592	123,619	123,862	120,294	123,312	121,113

1988～1998年分の起因物別・事故の型別データは、明記はされていないものの「労働者死傷病報告」によるデータであろうと思われる。1999年分以降は「『労働者死傷病報告』による死傷災害発生状況」に代わってしまっている(以前は、2005～2009年分については、以前は「労災保険給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)」によるものも提供されていた。2010～2011年分については、「労働災害統計確定値」としてダウンロードできるデータが「労災保険給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)」によるものである)。

もうひとつ、情報公開法が施行されて、「職業病統計に関する一切」を開示請求するようになってから全国安全センターが毎年開示させている「傷病性質コード別労災補償状況」の2002年度分以降に、「負傷(負傷を伴わない事故を含む)」データも掲載されるようになった。内容は、別掲表のとおりである(2005年度以前分は省略)。

この「負傷」合計件数に、その後に続く疾病件数(表4(29頁)参照)を合わせた「負傷+疾病」の合計件数が、休業4日以上の死傷災害の「補償件数」であろうと考えられる。

「労働者死傷病報告」によるデータは、素直に考

えれば、事業主が届け出た報告の件数をそのまま集計したものであろう(「届出件数」と呼ぶことにする)。それと、2011年以前に公表されてきた「労災保険給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)」による数字(「公表件数」と呼ぶ)、さらに「補償件数」を並べてみると、次頁表のようになる。

補償件数には、労働者死傷病報告書を提出する必要のない、通勤災害、労災保険特別加入者や退(離)職後の発症・死亡等も含まれ得る。理屈で考えれば、それらを除いた業務災害分だけの補償件数に労災非適用事業に係る労働者死傷病報告件数を加えたものが公表件数ということになりそうな気がするが、そのような説明がなされたことはない。また、公表件数は、(負傷に限定したとしても)補償件数よりもかなり少なく、そのような事情だけでは説明できそうにない。なお、1999年以降、届出件数が公表件数を上回り(網掛け部分)、実際に届け出られた件数よりも少ない件数しか公表されていない状況が続いていたことになる。

どのような理由で、どのように算定されたのかわからない数字が、長年、死傷災害の公表件数とされ、労働災害防止計画等の数値目標としても用いられてきたということ自体が、実に不可解である。

休業4日以上の死傷者数			
年/ 年度	労働者 死傷病報告 による	労災保険給付データ及 び労働者死傷病報告 (労災非適)による	傷病性質コード別労災補 償状況による
	「届出件数」	「公表件数」	「補償件数」
1988	223,470	226,318	
1989	216,118	217,964	
1990	207,581	210,108	
1991	196,803	200,633	
1992	186,532	189,589	
1993	180,575	181,900	
1994	173,517	176,047	
1995	164,998	167,316	
1996	160,712	162,862	
1997	154,489	156,726	
1998	144,838	148,248	
1999	141,055	137,316	
2000	139,974	133,948	
2001	140,149	133,598	
2002	132,339	125,918	142,688
2003	132,936	125,750	142,207
2004	132,248	122,804	139,024
2005	133,050	120,354	138,444
2006	134,298	121,378	140,308
2007	131,478	121,356	140,622
2008	129,026	119,291	134,751
2009	114,152	105,718	120,528
2010	116,733	107,759	123,592
2011	117,958	111,349	123,619
2012	119,576		123,862
2013	118,157		120,294
2012	119,535		123,312
2013	116,311		121,113

注:2011年の届出・公表件数は東日本大震災を直接の原因とするもの(届出1,664人、公表2,827人)を除く。

## ● 業務上疾病

厚生労働省ホームページの、分野別の政策>雇用・労働>労働基準>安全・衛生>安全衛生関係統計・災害事例>安全衛生関係統計等一覧に、2004年分以降「業務上疾病発生状況等調査」が掲載されるようになった(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei11/index.html>)。しかし、報道発表資料のところには掲載がなく、労働基準分野のトピックス一覧の記載によれば、2010年6月25日、2011年6月24日、2012年7月2日、2013年6月27日、2014年6月25日、2015年7月6日、2016年7月

11日及び2017年6月29日に掲載されたことになっている。

ここにある「業務上疾病発生状況(業種別・疾病別)」は、「暦年中に発生した疾病で翌年3月末までに把握した休業4日以上のもので、出所は「業務上疾病調」と記載されており、全国労働衛生週間(10月1～7日)に向けて中央労働災害防止協会から発行されている『労働衛生のしおり』掲載のものと同じものである。後掲の表2(24頁)及び次頁表では、これを「公表件数」として示している。

この公表件数がどのように算定されているかも、闇の中であった。以前、情報公開法に基づく開示請求も行って厚生労働省に説明を求めたところ、「公表件数」は、労働者死傷病報告をそのまま集計しているのではなく、例えば、「非災害性」(第3号)として届け出られた「腰痛」を、事情を確認したうえで「災害性」=「負傷による腰痛」(第1号)に振り替え、また、「じん肺及びその合併症」については、届出件数ではなく労災保険給付データを使っている等との説明。しかし、処理方法を示した文書は存在していないという回答であった。

他方、前出の「職場のあんぜんサイト」には、2004～2009年分について、「労働者死傷病報告」によると明記された「業種別・年別業務上疾病発生状況」データも示されている。2010～2013年分については、「『労働者死傷病報告』による死傷災害発生状況(確定値)」でダウンロードできるエクセル・ファイルのなかに、死亡・休業別内訳も示された「業種別・傷病分類別業務上疾病発生状況」のシートが含まれていたのだが、消されてしまい、「厚生労働省HP『業務上疾病発生状況等調査』に移動」とされてしまって、2014年分以降も同じである。かつて得られたものも含めて、「労働者死傷病報告」によるデータを「届出件数」と呼ぶことにする。

「補償件数」については、驚くべきことに厚生労働省ホームページには一切掲載されていない。

毎年度の「業務上疾病の労災補償状況調査結果(全国計)」が比較的入手しやすいもので、これには、第1～11(2009年分以前は1～9)号別の新規支給決定件数、及び、振動障害、じん肺症等、非災害性腰痛、上肢障害、職業がん、脳血管疾患

## 労働安全衛生をめぐる状況

及び虚血性心疾患、精神障害に係る都道府県別データなどが収録されている。元となる調査については、毎年度、補償課長から指示が出されており、調査内容は微妙に変化している。2016年度は基補発通達「業務上疾病の労災補償状況調査について」で指示され、12月22日付け補償課職業病認定対策室長補佐事務連絡「平成27年度『業務上疾病の労災補償状況調査結果(全国計)』について」で調査結果が通知されている。

全国安全センターは、情報公開法を使って、1999年度分以降の「業務上疾病の労災補償に係る統計の一切」を開示させている。大本となる統計データは、「傷病性質コード別労災補償状況」という集計表で、これは表4(29頁)にまとめて紹介してある。「それらが何らかの文書・冊子の一部をなしている場合には、当該文書・冊子等のすべて」を開示請求しているが、毎年開示されるのは、3枚の集計表のみである。前出のとおり、2002年分以降には「負傷(負傷を伴わない事故を含む)」データも含まれている。表9(40頁)に紹介した2015年度分の都道府県別データも、別の集計表だが、こうして開示されたものであり、これらのデータは本誌以外で紹介されることはほとんどないと言ってよい。

「傷病性質コード別労災補償状況」と「業務上疾病の労災補償状況調査(全国計)」の数字は同じものであり、前者が後者の小分類別内訳となっている。別掲表及び後掲の表2(24頁)で「補償件数」として示してある。

別掲表に「届出件数」「公表件数」「補償件数」を並べてみた。2010～2013年分の届出件数と公表件数は同じ数字である(2014年分以降の「届出件数」は得られていない)。疾病分類別のデータと比較してみると、2010年は452件、2011年は487件、2012年は373件、業務上の負傷に起因する疾病から非災害性腰痛に振り替えていることが確認できる(2010年分は化学物質等による疾病からその他業務に起因する疾病にも5件振り替え)。2013年分は、「届出件数」として公表される段階ですでに操作が行われているのかもしれない。

なお、厚生労働省は、毎年6月頃に前年度分の「過労死等(以前は「脳・心臓疾患と精神障害」)

業務上疾病			
年	労働者 死傷病報告 による	「業務上疾病調」による とされる	傷病性質コード別労災補償状況による
	「届出件数」	「公表件数」	「補償件数」
2002		7,502	9,045
2003		8,055	8,806
2004	7,159	7,609	8,858
2005	7,413	8,226	9,271
2006	7,635	8,369	11,171
2007	8,099	8,684	10,456
2008	8,341	8,874	10,148
2009	6,968	7,491	8,862
2010	8,111	8,111	9,457
2011	7,779	7,779	9,176
2012	7,743	7,743	9,143
2013	7,310	7,310	8,872

の労災補償状況」及び「石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況(速報値)」、12月頃に後者の「確定値」及び「石綿ばく露作業による労災認定等事業場」を公表している。これらは、他と区別して特別の「処理経過簿」の作成を指示して、集計・公表されている職業病である。

また、厚生労働省ホームページ「安全衛生関係統計等一覧」には、「労働安全衛生特別調査」、「労働災害動向調査」、「熱中症による死亡災害発生状況」、「酸素欠乏症・硫化水素中毒による労働災害発生状況」、「石綿の除去作業等に係る計画届及び監督指導等の件数」も掲載されている。

### ● 労災保険事業年報

前述のとおり、厚生労働省ホームページ(各種統計調査結果)に「労災保険事業月報」及び「労働者災害補償保険事業年報」が掲載されるようになった。これも基本的な統計データであり、全国安全センターでは労災保険法施行以来の事業年報(古いものはコピー)を備え付けている。

ホームページ上では、年報のすべてではなく、「労働者災害補償保険事業の概況」及び「保険給付等支払状況」としていくつかの統計表が示されているだけではあるが、表1に示した基本情報はこれらによって確認できる。「概況」で直接拾えないものは、障害(補償)給付の「一時金」受給者数を

新規から新規受給者数(第16表)から新規年金受給者数(第17表)を差し引いて求めていること、遺族(補償)給付の「一時金」受給者数は「概況」からは得られないので「保険給付支払状況」統計表から、また、死亡災害発生状況は前述の「死亡災害発生状況」、死傷災害発生状況は前述の「労働災害発生状況」から採っている、などである。

表8(40頁)の都道府県別データについても、労災保険新規受給者、障害(補償)給付及び遺族(補償)給付の「一時金」、葬祭料受給者数は「保険給付支払状況」統計表、から拾うことができた。他は年報本体からで、労災保険適用事業場・労働者数が第1-2表、障害(補償)給付の「年金」が第7-9表、傷病(補償)給付が第7-14表、障害(補償)給付の「年金」は第7-12表から年金新規と前払一時金新規を合算、年度末年金受給者数は第7-7表から求めている。

死傷災害については、前述のような公表データの変更があったために、表1の2012年以降の数字及び表8では、労働者死傷病報告による死傷災害発生状況の数字を示してある。

## 2. 労働災害・職業病の発生状況等

### ● 労災保険新規受給者

労災保険新規受給者数は、2009年度を底に、2年連続して増加した後、2013年度はやや減少したものの、2014年度は619,599人と、1998年度の625,427人に次ぐレベルにまで再び増加してしまい、2015年度は618,149人という状況である。

労災保険の新規受給者数は、発生年度ではなく、労災保険給付の支給決定年度で集計した数字であり、2015年度の労災保険新規受給者は、業務災害545,433人(88.2%)、通勤災害72,716人(11.8%)、合計618,149人(100%)であった。

その発生年度別内訳は、2015年度466,772人(75.5%)、2014年度147,290人(23.8%)、2013年度2,939人(0.5%)、2012年度512人(0.1%)、2011年度140人(0.02%)、2010年度以前496人(0.08%)、となっている。

### ● 死亡災害

2016年5月17日厚生労働省は、2015年の労働災害による死亡者数は972人で、「統計を取り始めて以来、初めて1,000人を下回った」と発表。2017年5月19日の発表でも、928人で「前年を下回り2年連続過去最少」と発表した。

死亡災害発生件数は、「1961年をピークとして長期的な減少傾向を示している」と言われてきたものの、近年の状況は、2009年1,075人(この時点で過去最少)、2010年1,195人(前年比11.2%増)、2011年1,024人(前年比14.3%減、過去最少)、2012年1,093人(前年比6.7%増)、2013年1,030人(前年比5.8%減)、2014年1,057人(前年比2.6%増)と、「三桁台を目前にして増減を繰り返し、足踏み状態にある」とされていた。

第12次労働災害防止計画は、2012年と比較して2017年までに15%以上減少させるという目標を設定。2015年2月19日基安発0219第1号「安全衛生業務の推進について」で、2014年度の単年目標として死亡災害件数の対前年比3.8%減を掲げ、実績は8.0%減となった。2016年2月18日付け同名の通達では、「目標の達成が視野に入る状況となっている」としつつも、数値目標は掲げなかった。

一方、2015年度の労災保険の葬祭料・葬祭給付受給者数は3,046人で、業務災害2,804人(92.1%)、通勤災害242人(7.9%)。発生年度別では、2015年度707人(23.2%)、2014年度898人(29.5%)、2013年度359人(11.8%)、2012年度168人(5.5%)、2011年度95(3.1%)、2010年度以前819人(26.9%)という内訳になっている。

なお、厚生労働省の「職場のあんぜんサイト」に、2013~2016年分について、「一人親方等の死亡災害発生状況」が掲載されている。

### ● 死傷災害

厚生労働省の2012年分の労働災害発生状況公表では、「3年連続の増加という極めて憂慮すべき事態となった」と危機感をあらわにしていたが、2013年分の公表では「4年ぶりの減少」を報告することができた。しかし、2014年は再び増加に転じた。

## 労働安全衛生をめぐる状況

年度	業種	労災保険新規受給者数	死亡災害		休業4日以上		休業3日以下・不休	
		人数	人数	指数	人数	指数	人数	指数
1996	全業種	654,855	2,363	1	160,499	67.9	491,993	208.2
1997	全業種	649,404	2,078	1	154,648	74.4	492,678	237.1
1998	全業種	625,427	1,844	1	146,404	79.4	477,179	258.8
1999	全業種	602,853	1,992	1	137,316	68.9	463,545	232.7
2000	全業種	603,101	1,889	1	132,059	69.9	469,153	248.4
2001	全業種	600,210	1,790	1	131,808	73.6	466,612	260.7
2002	全業種	578,229	1,658	1	124,260	74.9	452,311	272.8
2003	全業種	593,992	1,628	1	124,122	76.2	468,242	287.6
2004	全業種	603,484	1,620	1	121,184	74.8	480,680	296.7
2005	全業種	608,030	1,514	1	118,840	78.5	487,676	322.1
2006	全業種	606,645	1,472	1	119,906	81.5	485,267	329.7
2007	全業種	607,348	1,357	1	119,999	88.4	485,992	358.1
2008	全業種	604,139	1,268	1	118,023	93.1	484,848	382.4
2009	全業種	534,623	1,075	1	104,643	98.3	428,905	399.0
2010	全業種	574,958	1,195	1	106,564	98.3	467,199	391.0
2011	全業種	614,914	1,024	1	106,564	104.1	507,326	495.4
2012	全業種	606,886	1,093	1	119,576	109.4	486,217	444.8
2013	全業種	602,927	1,057	1	119,535	113.1	482,335	456.3
2014	全業種	619,599	1,057	1	119,535	113.1	499,007	472.1
2015	全業種	618,149	972	1	116,311	119.7	500,866	515.3
合計	全業種	12,109,773	29,919	1	2,500,418	83.6	9,579,436	320.2
2015	製造業	132,391	160	1	26,391	164.9	105,840	661.5
	鉱業	623	10	1	209	20.9	404	40.4
	建設業	56,804	327	1	15,584	47.7	40,893	125.1
	運輸業	41,446	155	1	17,425	112.4	23,866	154.0
	林業	3,122	38	1	1,619	42.6	1,465	38.6
	その他	383,763	282	1	55,083	195.3	328,398	1164.5

はともかくとして、「死亡災害件数」を1とした場合の、「休業4日以上」の災害件数（休業4日以上の死傷災害災害-死亡災害）及び「休業3日以内+不休災害」の件数（労災保険新規受給者数-休業4日以上の死傷災害災害）の比率を別掲表に示した。

過去20年の平均では、この比率は1:83.6:320.2ということになるが、経年的な変化に加えて、業種別のばらつきも著しい。とりわけ林業では、休業4日以上」の災害件数の方が3日以内+不休災害の件数よりも多いという逆転現象を示しており、鉱業、建設業と運輸業でも、製造業やその他事業と比較すると、休業+不休災害の件数が著しく低い。これは「労災隠し」の存在を示唆しているとも考えられる。このよう

2015年は116,311人で前年比2.7%の減少したものの、2016年は117,910人と再度増加。前出の2016年2月18日付けの通達は、「死傷災害については…目標を達成するには、相当の取組が必要となっている。…危機感を持って労働災害防止対策に取り組む必要がある」としている。

厚生労働省による前年の労働災害発生状況公表に当たって、2009年から「派遣労働者の労働災害発生状況」、2013年から「外国人労働者の死傷災害発生状況」も公表されるようになってきている。

### ● その他

1件の重大災害の背後には、29件の軽症災害と300件の無傷害災害があるというよく知られたハイソリックの法則の「1:29:300」という数字の妥当性

な分析も、「労災隠し」の根絶のために活用していかねばならないはずである。

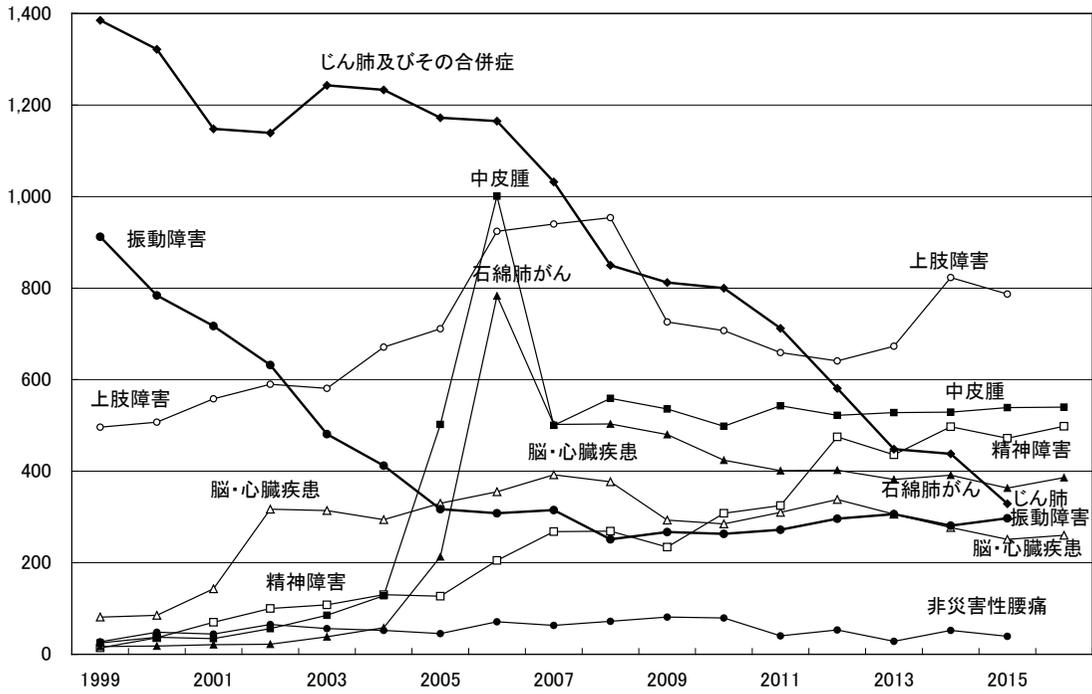
### ● 業務上疾病

業務上疾病（職業病）については、3年連続減少した後、2014年度の補償件数は9,141件で、前年比3.0%（269件）の増加、2014年の公表件数は7,415件で、前年比1.4%（105件）の増加。2014年度の補償件数は8,574件で、前年比6.2%（567件）の増加、2015年の公表件数は7,368件で、前年比0.64%（47件）の減少となった。

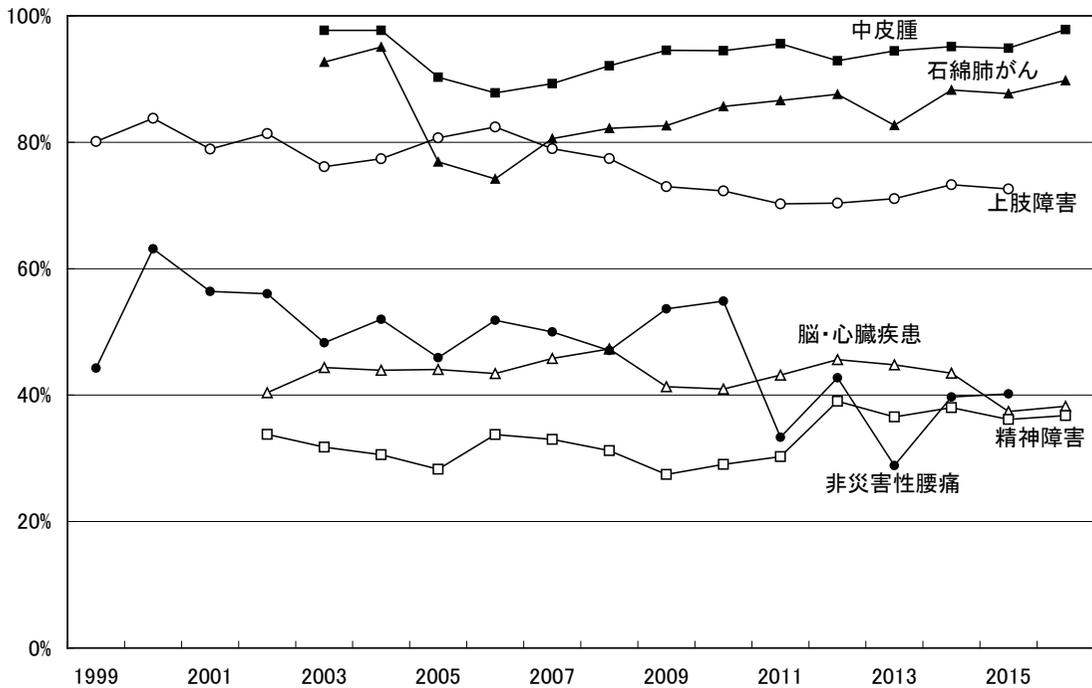
次頁に上図として、「主な職業病の認定件数の推移」を示した。

伝統的な職業病の双壁のひとつ「じん肺及びその合併症」の認定件数は、2003年度から原発性

主な職業病の認定件数の推移



主な職業病の認定率の推移



## 労働安全衛生をめぐる状況

業種	事業場数	労働者数	新規受給者数	死亡者数	重大災害件数	死傷者数	業務上疾病数
	2015年度末		2015年度	2016年(暦年)			2015年(暦年)
製造業	13.5%	15.2%	21.4%	19.1%	#DIV/0!	22.4%	19.2%
建設業	23.0%	8.7%	9.2%	31.7%	#DIV/0!	12.8%	8.7%
運輸業	2.7%	5.2%	6.7%	13.5%	#DIV/0!	14.9%	13.7%
鉱業	0.1%	0.0%	0.1%	0.8%	0.0%	0.2%	0.9%
林業	0.5%	0.1%	0.5%	4.4%	#DIV/0!	1.3%	57.6%
その他	60.2%	70.8%	61.1%	30.6%	#DIV/0!	48.4%	
合計	100.0%	100.0%	99.0%	100.0%	#DIV/0!	100.0%	100.0%
実数	2,746,576	56,293,670	618,149	928	0	117,910	7,368

肺がんが合併症に追加されたにもかかわらず減少傾向が続いている。2014年度には、上肢障害だけでなく、中皮腫及び精神障害よりも少なくなった。

伝統的な職業病の双壁のもうひとつ「振動障害」の方は、2005年度まで減少し続けた後は、プラトーのようにみえる(2014年度は微減)。

「上肢障害」は、1997年の労災認定基準改正以降増加傾向を示して、2008年度に「じん肺及びその合併症」を上回り、2009年度以降いったん減少に転じたものの、2013・14年度連続して増加した。

「中皮腫」と「石綿肺がん」は、2005年夏のクボタショックで認定件数が激増。中皮腫による死亡者が増加し続けていることに示されているように、被害は増えているはずなのに、中皮腫で横ばい、石綿肺がんが漸減傾向にあることが気にかかる。

「脳・心臓疾患」は、2001年の労災認定基準改正で増加したものの、2008年度以降減少に転じた後、2011・12年度は増加、2013年度以降3年連続して減少している。

「精神障害」は、1999年の判断指針策定以来増加し続け、2010年度にはついに「脳・心臓疾患」を上回った。2011年末に判断指針が認定基準に改訂されて2012年度はさらに増加して、「石綿肺がん」も上回ったが、2013年度は減少、2014年度は再度増加、2015年度は再度減少と揺れている。

前頁下図は、「認定率」を分析したものである。また、表5(34頁)に、請求件数、不支給決定件数が判明している職業病に係るデータのすべてを示してあるので参照していただきたい。表5の最下欄には、認定率①=認定件数/請求件数(いずれも当該年度)、認定率②=認定件数/(認定件数+不支

給決定件数)の二つの指標を示してあるが、前頁下図は、認定率②の方である。

認定率②は、「中皮腫」がもっとも高く90%前後、次いで「石綿肺がん」が90%に迫りつつあり、その次が「上肢障害」である。

これらと比較すると、「脳・心臓疾患」、「精神障害等」は著しく低い。2012年度に「精神障害」の認定率が上昇したのは、2011年末の認定基準策定の影響と考えられるが、40%超えが期待されたものの、その後停滞している。「脳・心臓疾患」の認定率は3年連続して減少して、「精神障害」とほぼ同じになってしまった。

「非災害性腰痛」の認定率は、2000年度に60%を超えた後、50%前後で推移してきたが、2011年度に大きく減少した後、動揺している。

なお、「災害性(負傷による)腰痛(1-1)」と「異常温度条件による疾病(2-4)」、「その他の物理的因子による疾病(2-6)」、「その他の身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病(3-5)」では系統的に、「化学物質による疾病(4-2)」や「細菌、ウイルス等の病原体による疾病」でも一部、公表件数が補償件数を上回っており、使用者が職業病と判断して死傷病報告を届け出たにも関わらず、労災補償の手続がなされていないケースが多々あるのではないかと示唆されるところである。

また、各種統計の業種別内訳を、一覧にして別掲表に示した。

### ● 労働者の健康状況等

労働者の健康状況全般については、定期健康診断受診者のうちの有所見率が、1990年の23.6%

から2014年の53.2%へと経年的に増加し続けている。項目別の有所見率では、血圧、貧血、血中脂質検査、血糖検査、心電図検査で経年的な増加傾向が認められる。

警察庁によれば、自殺者が2011年まで14年連続で3万人を超えた後、2012年27,858人→2013年27,283人→2014年25,427人→2015年24,025人→2016年21,897人と人減少したが、そのうち「被雇用者・勤め人」が7,272→7,421人→7,164人→6,782人→6,324（27%弱～28%強）、「勤務問題」が原因・動機のひとつとなっているものが2,323→2,472人→2,227人→2,159人→1,978人（全体の8～9%）という状況である。

「平成20年技術革新と労働に関する実態調査」、「平成21年建設業労働災害防止対策等総合実態調査」、「平成22年労働安全衛生基本調査」、「平成23年労働災害防止対策等重点調査」、「平成24年労働者健康状況調査の概況」、「平成25年労働安全衛生調査（実態調査）」、「平成26年労働安全衛生調査（労働環境調査）」、「平成27年労働安全衛生調査（実態調査）」等の概況報告が、厚生労働省のホームページに掲載されている（<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50.html>）。

5年に一度実施されている「平成24年労働者健康状況調査」では、事業所調査で、「心の健康対策（メンタルヘルスケア）」の実施率は、1992年22.7%→1997年26.5%→2002年23.5%→2007年33.6%→2012年47.2%と連続して上昇。「喫煙対策」の実施率も、1992年34.1%→1997年47.7%→2002年59.1%→2007年75.5%→2012年81.8%と連続して上昇している。

労働者調査では、自分の仕事や職業生活に関して「強い不安、悩み、ストレスがある」とする労働者の割合は、1992年57.3%→1997年62.8%→2002年61.5%→2007年58.0%→2012年60.9%となっている。その内容は、「職場の人間関係の問題」41.3%（前回38.4%）が高く、次いで「仕事の質の問題」33.1%（前回34.8%）、「仕事の量の問題」30.3%（前回30.6%）となっている。

何らかの「健康の保持・増進」に取り組んでいる

事業所は、1992年43.9%→1997年46.4%→2002年37.4%→2007年45.2%→2012年には項目がなくなった。また、1992年64.6%→1997年72.0%→2002年72.2%と増加していた、普段の仕事で「身体が疲れる」という質問項目もなくなってしまっている。

他方で新規項目として、時間外・休日労働が100時間を超える長時間労働者への医師による面接指導を知っている事業所が、2007年45.6%→2012年58.2%。面接指導を実施した事業所が、2012年4.3%。面接指導を実施した後に何らかの措置を講じた事業所が、2012年82.9%。面接指導制度を知っている労働者が、2007年21.7%→2012年33.2%。面接指導を受けたことがある労働者が、2007年6.3%→2012年5.5%。面接指導を受けた後に何らかの改善措置が講じられたと答えた労働者が、2007年40.0%→2012年45.3%となっている。

労働者のストレスチェックを実施した事業所は、2012年25.8%。そのうち定期健診の機会に合わせて実施が32.2%、定期健診以外の機会に実施が67.7%、不明0.1%である。

さらに、「平成27年労働安全衛生調査（実態調査）」では、事業所調査で実施しているまたは取り組んでいると答えた割合が、リスクアセスメント47.5%（＜2013年53.1%＞2011年46.5%＞2010年33.8%）、メンタルヘルス対策59.7%（＜2013年60.7%＞2012年47.2%＞2011年43.6%）、ストレスチェック22.4%（＜2013年26.0%＞2012年25.8%）、パワーハラスメント防止対策56.0%、受動喫煙防止対策87.6%（＞2013年85.6%＞2012年81.8%）、腰痛予防対策61.5%（＜2013年65.3%）。労働者調査では、現在の仕事や職業生活に関して「強い不安、悩み、ストレスがある」52.3%（＜2012年60.9%）、「職場で受動喫煙がある」47.7%（＜2012年51.8%）、等といった結果が報告されている。

2017年7月26日に厚生労働省は、「ストレスチェック制度の実施状況を施行後はじめて公表」した。これによると、実施事業場の割合は全体で82.9%（50～99人規模78.9%～1,000人以上の99.5%）。受検率78.0%、医師による面接指導を受けた労働者の割合0.6%、集団分析の実施状況78.3%、といった状況である。

### 3. 労働安全衛生対策

#### ● 第12次労働災害防止計画

2013～2017年度を対象期間とする第12次労働災害防止計画は、以下の目標を掲げている。

- ① 死亡災害の撲滅を目指して、2012年と比較して、2017年までに労働災害による死亡者数を15%以上減少させること
- ② 2012年と比較して、2017年までに労働災害による休業4日以上死傷者の数を15%以上減少させること

また、6つの重点施策を掲げて、各々の具体的取り組みについても示しているが、詳しくは2013年5月号を参照されたい。

2017年2月15日基安発0215第1号「安全衛生業務の推進について」は、「死亡災害については、4年経過時点で16.4%の減少（平成29年2月時点での速報値を平成24年同期と比較したもの）と、目標を上回る水準となっているが、死傷災害については、2.1%の減少にとどまっており、12次防の重点業種としている社会福祉施設などの第三次産業では増加傾向が続いている等、目標を達成するには相当の取組が必要となっている」として、「このため、12次防の最終年度となる平成29年度は、目標の達成に向け、第三次産業を最重点業種として、危機感を持って労働災害防止対策に取り組む必要がある」としている。

具体的な施策としては、多店舗展開企業の本社等に対しては、2016年12月19日付け基安発1219第1号「第12次労働災害防止計画の最終年度に向けた第三次産業における労働災害防止対策の推進について」及び同日付け基安発1219第1号「第12次労働災害防止計画の最終年度に向けた第三次産業における労働災害防止対策の推進に係る留意事項について」が示されている。

社会福祉事業関連では、厚生労働省社会・援護局と連携し、介護従事者の初任者研修の機会をとらえて、労働安全衛生法の雇入れ時教育を徹底させるよう、都道府県等と連携した取組を図ること

もされている。

2016年3月28日付け基安発0328第4号で「高齢者介護施設における雇入れ時の安全衛生教育マニュアル」を策定、「商業向け未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル」、「陸運業向け未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル」も公表予定（2015年度に「製造業向け未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル」が作成され、2016年度に英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語に翻訳されている）。また、「第三次産業労働災害防止対策支援事業」で社会福祉施設や医療保健業の腰痛予防対策も継続されている。

また、2016年度には、以下のような通達も示されている。

- ・2016年6月20日基発0620第1号「橋梁建設工事における橋桁の落下防止等に関する安全総点検結果について」
- ・2017年1月12日基発0112第4号「『危険物乾燥設備における爆発災害の防止について』の一部改正について」
- ・2017年1月27日基安発0127第1号等「社会福祉施設における労働災害防止対策に係る都道府県等との連携について」
- ・2017年1月31日基安発0131第1号「日本工業規格JIS B 9654水産加工機械の安全及び衛生に関する設計要求事項の改正について（公示）」
- ・2017年3月10日基安発0310第2号「『STOP! 熱中症クールワークキャンペーン』の実施について」
- ・2017年3月21日基発0321第1号「『シールドトンネル工事に係る安全対策ガイドライン』の策定について」（2016年6月22日に公表された「シールドトンネルの施工に係る安全対策検討会報告書」を踏まえたもの）
- ・2017年3月28日基安発0328第5号等「『高齢者介護施設における雇入れ時の安全衛生教育マニュアル』を活用した介護労働者に係る安全衛生教育の徹底について」
- ・2017年4月14日基発0414第2号「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する指針等について」

## ● 長時間労働是正の監督指導の強化

2010年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」は、2020年までの目標として、①週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2010年に比べ5割減、②年次有給休暇取得率70%の達成等を目標に掲げた。働き過ぎの防止については、2015年6月30日に閣議決定された「日本再興戦略」改訂2015等や2014年11月1日に施行された過労死等防止対策推進法に基づく「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（2015年7月24日閣議決定）においてその取り組みの強化が盛り込まれ、厚生労働省内に大臣を本部長として設置された「長時間労働削減推進本部」の指示の下、2015年1月から、各種情報から月100時間を超える時間外労働が行われていると考えられる事業場の全数監督指導の徹底をはじめとした長時間労働対策を、省を挙げて進めるに至った（2014年12月22日付け基発1222第2号「長時間労働が行われている事業場に対する監督指導の徹底について」等）。

以前に「長時間労働による脳・心臓疾患又は精神障害に係る労災請求が行われた事業場に対する当面の対応について」2013年4月1日付け基監発0401第1号等が示されていたものの、開示された文書はほとんど墨塗りで内容がわからなかったが、上記に合わせて「長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場」に対しても全数監督指導が徹底されるようになった。

2015年度に、過重労働に係る大規模事案、困難事案等に対応するための過重労働撲滅特別対策班を東京・大阪労働局に設置した後、2016年度には全都道府県労働局に過重労働特別監督監理官が任命されるとともに、長時間労働に係る全数監督の対象が時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えるものに拡大された（2016年4月1日付け基発0401第54号「長時間労働が行われている事業場に対する監督指導の徹底について」等）。

2016年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、「最大のチャレンジは働き方改革である」として、長時間労働の是正について、「週49時間以上働いている労働者の割合は、欧

州諸国では1割であるが、我が国では2割となっている。このため、法規制の執行を強化する」。「労働基準法については、労使で合意すれば上限なく時間外労働が認められる、いわゆる36協定における時間外労働規制の在り方について、再検討を開始する。時間外労働時間について、欧州諸国に遜色のない水準を目指す」等とされた。

「日本再興戦略」改訂2016（2016年6月2日閣議決定）でも、長時間労働の是正に向けた取組強化として、月80時間超の時間外労働を疑われる事業場に対する監督指導の徹底、月80時間超の時間外労働を定めた36協定の届け出がなされた場合等の指導助言の強化等、労働基準監督署による監督指導を強化する等とされた。

「長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果」は公表されるようになっており、2016年度分について2017年7月26日に公表。実施事業場23,915、法令違反があり是正勧告書を交付した事業場-違法な時間外労働10,272（43.0%）、賃金不払残業1,478（6.2%）、過重労働による健康障害防止措置未実施2,355（9.8%）等という結果であった。

なお、2016年4月1日付け基監発0401第1号等によって、労働基準監督署に届け出られた36協定届に係る情報について統一的にデータ管理することとして、「36協定届出情報管理ツール取扱マニュアル」が策定されている。

また、2015年度からインターネット監視による労働条件に係る情報集が行われている。直近の通達は2017年1月8日付け基監発0108第2号「長時間にわたる過重な労働等の労働条件に問題があると考えられる事業場に対するインターネットを活用した当面の取組について」である。

## ● 「過労死等ゼロ」緊急対策

さらに、2016年12月26日に開催された第4回長時間労働削減推進本部が、違法な長時間労働を許さない取組の強化、メンタルヘルス対策の取組の強化等を内容とする「過労死等ゼロ」緊急対策を決定し、2017年度は、この決定に基づく各取組を着実に推進する必要があるとされている（2017年度「監督業務運営留意事項」通達）。

## 労働安全衛生をめぐる状況

「過労死等ゼロ」緊急対策の概要は、以下のとおり。

1. 違法の長時間労働を許さない取組の強化
    - ① 新ガイドラインによる労働時間の適正把握の徹底
    - ② 長時間労働等に係る企業本社に対する指導
    - ③ 是正指導段階での企業名公表制度の強化
    - ④ 36協定未締結事業場に対する監督指導の徹底
  2. メンタルヘルス・パワハラ防止対策のための取組の強化
    - ① メンタルヘルス対策に係る企業本社に対する特別指導
    - ② パワハラ防止に向けた周知啓発の徹底
    - ③ ハイリスクな方を見逃さない取組の徹底
  3. 社会全体で過労死等ゼロを目指す取組の強化
    - ① 事業主団体に対する相談窓口の充実
    - ② 労働者に対する相談窓口の充実(夜間・休日に相談を受け付ける「労働条件相談ほっとライン」を毎日開設)
    - ③ 労働基準法等の法令違反で公表した事案のホームページへの掲載
- 1-①については、2017年1月20日付け基発0120第3号によって「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に対するガイドライン」が新たに定められた。これによって、2001年4月6日付け基発339号「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に対する基準」は廃止された。主な内容は以下のとおり。
- ① 始業・終業時刻を確認・記録する方法は原則として、使用者自らの現認によるか、または、客観的な記録を基礎とする。(この点は変更なし)
  - ② 「自己申告制によらざるを得ない場合」(どのような場合が該当するかは示されないまま)の措置について、事業場内にいた時間の分かるデータと著しく乖離している場合の実態調査・補正や、自己申告できる時間外労働時間数に上限を設ける等の阻害措置の禁止等を追加。
  - ③ 業務に必要な準備行為・後始末、「手待時間」、参加が義務付けられている研修・教育訓練

の受講や使用者の指示による必要な学習等を行っていた時間は労働時間であることを明示。

1-②③については、2017年1月20日付け基発0120第1号によって「違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長等による指導の実施及び企業名の公表について」が示された(「指導公表通達」と呼ばれる、同日付け基監発0120第1号「留意事項」通達も示されている)。これによって、2015年5月18日付け基発0518第1号「違法な長時間労働を繰り返し行う企業の経営トップに対する都道府県労働局長による是正指導の実施及び企業名の公表について」は廃止された。

本社を管轄する労働基準監督署長による経営幹部に対する指導と是正・改善状況の全社的監督指導による確認、及び、その監督指導で労働時間関係違反の是正勧告を受けていること等が認められた社会的に影響力の大きい企業に対しては、経営トップに対する都道府県労働局長による指導とともに、指導を行った事実を企業名とともに公表することが指示された。前者が追加されたこと及び後者の対象範囲が拡大されたことが、旧通達の内容との違いである。

また、本社管轄署長による指導は、長時間労働の是正だけでなく、健康管理、メンタルヘルス対策(パワーハラスメント防止対策を含む)等について、全社的な早期是正・改善に向けた取組の実施を求める指導書を交付することによるとされた。

2017年3月30日付け基発0330第11号「労働基準関係法令違反に係る公表事案のホームページ掲載について」及び同日付け基監発0330第2号「留意事項」通達も示されている。

1-④については、2016年12月27日基監発1227第1号「本年度における最低賃金の履行確保に係る監督指導の実施等について」が示されている。

### ● メンタルヘルス・パワハラ対策

2017年3月31日基発0331第78号「『過労死等ゼロ』緊急対策を踏まえたメンタルヘルス対策の推進について」及び「具体的手法」を示した基監発0331第1号等では、以下が示されている。

① 精神障害に関する労災支給決定が行われた事業場及び企業の本社事業場に対するメンタルヘルス対策の特別指導の実施（当該事業場は原則全数、必要と認められる場合には衛生管理特別指導事業場に指定、傘下事業場で概ね3年程度の期間に2件以上の支給決定が行われた場合には本社事業場に対する特別指導、上記に過労自殺が含まれる場合には衛生管理特別指導事業場に指定）

② 違法な長時間労働が認められる等の事業場に対するメンタルヘルス対策の指導の充実（時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超える等の事業場に対する監督指導等において、ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策関係法令の遵守状況の確認を行うとともに、違法な長時間労働や過労死等が認められた場合には、産業保健総合支援センターのメンタルヘルス対策促進員による個別指導受け入れを強く勧奨する）

③ パワーハラスメントの予防・解決に向けた周知啓発の徹底（①、②、集団指導等の際に「パワーハラスメント対策導入マニュアル」（2015年5月15日公表）等を活用）

④ 長時間労働等によりハイリスクな状況にある労働者を見逃さない取組の徹底（長時間労働を行う労働者に対して、過重労働による健康障害の防止対策が講じられていない場合で、労働者の健康を保持するため必要があると認めるときは、労働衛生指導医の意見に基づき、事業者に対して長時間労働者全員への医師による臨時の健康診断として問診（緊急の面接）を実施するよう指示）。

また、後述の「働き方改革実行計画」で「病気の治療と仕事の両立」のひとつとして、「労働者の健康確保のための産業医・産業保健機能の強化」も挙げられたことを踏まえて労働政策審議会は2017年6月6日に「働き方改革実行計画を踏まえた今後の産業医・産業保健機能の強化について」建議を行った（2016年12月26日に「産業医制度の在り方に関する検討会報告書」もまとめられている）。これには、「時間外労働時間が

1か月当たり80時間を超えた労働者の氏名等」や「労働者の業務に関する情報」など産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要な情報が提供される仕組みの整備、産業医等からの意見を勘案して事業者が長時間労働者等への就業上の措置を行ったかどうか等を産業医に情報提供すること、産業医から勧告を受けた事業者はその内容を衛生委員会に報告すること等が含まれる。これに基づいて労働安全衛生規則の改正等が行われる予定である。

なお、2016年4月1日付け基発0401第72号「ストレスチェック制度の施行を踏まえた当面のメンタルヘルス対策の推進について」（同日付け基監発0401第9号等「具体的手法」通達も）、都道府県労働局に新たに雇用環境・均等部（室）が設置されたことに伴う2016年4月1日付け基発0401第73号等「『職場のパワーハラスメント対策の推進について』の一部改正について」が示され、2017年4月28日には「職場のパワーハラスメントに関する実態調査」報告書が公表されている。

## ● 労働時間関連の法改正の動き

2017年3月28日に働き方改革実現会議が決定した「働き方改革実行計画」は、「罰則付き時間外労働の上限規制など長時間労働の是正」として、労働基準法改正の方向性を以下のように示した。

① 時間外労働の限度を、原則として、月45時間、かつ、年360時間とし、違反には以下の特例の場合を除いて罰則を課す。

② 特例として、臨時的な特別な事情がある場合として、労使が合意して労使協定を結ぶ場合においても、上回ることでできない時間外労働時間を年720時間とし、かつ、年720時間以内において最低限上回ることでできない上限を設ける。

③ さらに可能な限り労働時間の延長を短くするため、労働基準法に指針を定める規定を設ける。

④ 職場のパワーハラスメント防止を強化するため、政府は労使関係者を交えた場で対策の検討を行う。

⑤ 過労死防止大綱においてメンタルヘルス対策

等の新たな目標を掲げることを検討する。

- ⑥ 労働時間等の設定の改善等に関する特別措置法を改正し、事業者は、前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息の確保に努めなければならない旨の努力義務を課し、政府は制度の普及促進に向けて取り組む。
- ⑦ 現行制度の適用除外業務については、改正法一般則施行5年後の規制適用をめざす等。
- ⑧ 中小企業等、自動車運送事業、建設業、IT産業における取引条件改善等の取組の推進
- ⑨ 企業本社への監督指導等の強化

他方で、高度プロフェッショナル制度の創設や企画業務型裁量労働制の見直しなどの法改正について、国会での早期成立を図るともしている。

2017年7月25日に閣議決定された「自殺総合対策大綱」では、「勤務問題による自殺対策」も取り上げて、①長時間労働の是正（時間外労働の上限規制・指針に関する労働基準法改正、監督指導の徹底、ガイドラインの周知、「過労死大綱」に基づく対策）、②職場のメンタルヘルス対策の推進、③ハラスメント防止対策、についてふれている。

### ● 治療と職業生活の両立支援

近年、診断技術や医療技術の進歩により、仕事を続けながら又は休職し、がんの治療を行っている者の数が33万人に上るなど、傷害や疾病を有する労働者に対する治療と職業生活の両立支援が重要な課題となっており、「ニッポン一億総活躍プラン」（2016年6月2日閣議決定）等においても、その推進が盛り込まれている（「安全衛生業務の推進」）。「働き方改革実行計画」の「病気の治療と仕事の両立」では、「労働者の健康確保のための産業医・産業保健機能の強化」とともに、「会社の意識改革と受入れ体制の整備」が挙げられている。

2016年2月23日付け基発0223第5号等「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」が示され、2017年3月1日はガイドラインの参考資料として、脳卒中・肝疾患に関する留意事項が追加された。

産業保健総合支援センターに「両立支援コーディネーター」（2016年度の「両立支援相談員」か

ら呼称変更）が配置され、セミナー・研修の開催や事業場への個別訪問支援の実施等を行うこととされている。また、2017年度から「障害者雇用促進等助成金」の「障害者雇用安定奨励金」の中に「障害・治療と仕事の両立支援助成コース」が創設されている。

厚生労働省は「治療と職業生活の両立について」のホームページを開設している（<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>）。

### ● 建設職人基本法の制定・施行

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、建設業の健全な発展に資するためとして、「建設工事従事者の安全と健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）」が制定、2017年3月16日に施行された。同法は、公共発注・民間発注を問わず、労災保険料を含む安全衛生経費の確保や一人親方問題への対処等がなされるよう、特別に手厚い対策を国及び都道府県等に求めるものとされている。厚生労働省と国土交通省は、建設工事従事者の安全と健康の確保の推進に関する基本計画（閣議決定）を策定することとしている。

2017年度には、首都圏を対象にした新規入職者等に対する安全衛生教育及び建設現場に対する専門家の技術指導（840現場以上）も予定されている。

### ● その他の労働安全衛生対策

2016年10月7日、初めての「過労死等防止対策白書」がとりまとめられた。厚生労働省は、「過労死等防止対策」のページを開設している（<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000053725.html>）。労災認定事案の解析等の結果が示されるのはこれからである。

2016年12月28日には「労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のあり方に関する検討会」が公表された。①労働安全衛生規則で定めた健康診断項目に変更はなし、②LDLコレステロールの評価方法を提示、③血清クレアチニン検査について医

師が必要と認めた場合には実施することが望ましい検査項目とするなどで、新たな取扱いなどは、特定健康診査の見直しと併せて、原則2018年4月から実施される予定である。

ボイラーについて、従来の機械式の安全装置等に加え、新たに電子等制御機能を付加することによりリスクを低減させる方策（機能安全）を労働安全衛生関係法令に位置づけるボイラー及び压力容器安全規則等の一部改正が2016年9月30日に行われ、2017年4月1日から施行・適用されている。2016年9月30日には基発0930第35号「『ボイラーの遠隔制御基準等について』の改正について」も示されている。

危険物乾燥設備における爆発戸等の設置の例外措置等について、安衛則の一部改正が2017年3月10日に行われ、2017年4月1日又は6月1日から施行されている。

2017年3月2日に、厚生労働省と経済産業省、中央労働災害防止協会は、製造業の主要な業界の経営層とともに「製造業安全対策官民協議会」を設立すると発表した。

## 4. 化学物質管理対策等

### ● 改正労働安全衛生法の施行

表示・通知義務対象化学物質についてのリスクアセスメントの義務化に係る労働安全衛生法改正が、2016年6月1日に施行された。厚生労働省は「労働安全衛生法改正について（ラベル・リスクアセスメント関係）」のページで主な情報を提供している（<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000094015.html>）。

これによって、「人に対する一定の危険性または有害性が明らかになっている化学物質」-労働安全衛生法施行令別表第9に掲げる633物質（2017年3月1日現在）及び別表第3第1号第1～7号（特定化学物質第1類）に掲げ7物質については、①ラベル表示、②安全データシート（SDS）交付、③リスクアセスメントの3つがセットで義務付けられることになった。厚生労働省は「ラベルでアクション」をキャッ

チフレーズに、指導・周知するとしている。

### ● 政省令の改正・指针对象物質の追加

2015年9月1日公表の「平成27年度化学物質のリスク評価に係る企画検討会報告書」に基づき、新たに27物質を別表第9に追加する改正安衛令が2017年3月1日から実施されている（厚生労働省「職場のあんぜんサイト」に「表示・通知対象物質」のページがある-<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/gmsds/gmsds640.html>）。ここで、日本産業衛生学会の許容濃度、米国労働衛生専門家会議（ACGIH）のTLV勧告がなされた化学物質は原則として別表第9に追加するという基本的考え方が示されている。2017年2月21日「平成28年度化学物質のリスク評価に係る企画検討会報告書」が公表され、検討した14の化学物質のうちアスファルトなど9物質について別表第9に追加することが妥当とされた。「シリカ」を削除して「結晶質シリカ」を追加することも勧告され、10物質を追加する労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政省令が、2018年7月1日から施行される予定である。

加えて発がん物質等は特定化学物質等障害予防規則等による特別規制の対象とされているが、この対象の追加については、①有害物曝露作業報告（労働安全衛生規則第95条の6）を活用して、②国が曝露評価と有害性評価をもとにリスク評価（初期リスク評価及び詳細リスク評価）を行い、③リスクが高い作業等については特別規則による規制等の対象に追加するという仕組みがつくられている。厚生労働省は「職場における化学物質のリスク評価」のページを開設（<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000113892.html>）。また、厚生労働省「職場のあんぜんサイト」に「リスク評価実施物質」のページがある（<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc09.htm>）。

2016年7月28日「化学物質のリスク評価検討会報告書（オルトトルイジンに対する今後の対応）」は、その有害性情報、製造・取扱状況、福井県の化学工場における膀胱がん発症に関する調査などを踏まえ、職業がんの予防の観点から、オルトトルイ

ジンの製造・取扱作業について制度的対応を念頭に置いて、「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会」などにおいて具体的措置を検討することが必要である、と勧告した。

同年8月26日、「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会報告書(第1回)」は、オルトトルイジンとこれを含む製剤その他の物を製造し、または取り扱う業務について、事業者に対して、特定化学物質障害予防規則の「特定第2類物質」に対する措置と同様の措置である作業環境測定の実施、発散抑制措置、特殊健康診断の実施などに加えて、当該物質に対する不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴や、保護眼鏡を労働者に使用させることなどを義務付けることが必要であると。また、別途検討するとされていた特殊健康診断の具体的事項について、「第1回平成28年度労働安全衛生法における特殊健康診断等に関する検討会」で検討結果がとりまとめられた。

10月18日に労働安全衛生法施行令及び特化則・安衛則の一部を改正する政省令案要綱が労働政策審議会で妥当と答申されて、改正政省令が11月30日に公布、2017年1月1日に施行された。①オルトトルイジンは特定第2類物質・特定管理物質、②配置転換後の健康診断を行うべき有害な業務に追加され、③経皮吸収対策として洗浄設備・保護衣に係る規定の追加等が行われている。2016年12月5日基安発1205第1号「オルトトルイジンに係る健康診断の実施について」も示されている。

2016年10月18日には、前年度に健康障害防止措置検討と勧告された「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会報告書(三酸化二アンチモン)」も公表され、三酸化二アンチモンとこれを含む製剤その他の物を特化則の管理第2類物質に指定し、事業者に対して、これらを製造、または取り扱う業務について、発散抑制措置、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施などを義務付けることが必要であると、勧告された。

2017年3月13日に労働安全衛生法施行令と特化則の一部を改正する政省令案要綱が労働政策審議会で妥当と答申されて、改正政省令が3月29日及び4月27日に公布され、6月1日から施行されて

いる。

特別規則の対象以外であっても、厚生労働大臣は、がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのある化学物質を製造・取り扱う事業者が当該化学物質による労働者の健康障害を防止するための指針(がん原性指針)を公表するものとされ(法第28条第3項)、2016年3月31日付け基発0331第24~27号によって、エチルベンゼン(塗装業務について特化則対象であるが、それ以外の業務をがん原性指針対象に追加)等4物質が対象物質に追加されて38物質になった。厚生労働省「職場のあんぜんサイト」に「がん原性に関する指針対象物質」のページがある(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc05.htm>)。

さらに、2016年12月9日付け基発1209第8号によって、事業者からの届出のあった新規化学物質911物質のうち47物質、既存化学物質のうち35物質について、学識経験者から強度の変異原性が認められる旨の意見を得て、2003年5月17日付け基発第312号の3の別添1「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」の適用対象に追加した。これによって、同指針の対象となる化学物質の数は、届出物質920、既存化学物質229、合計1,149となっている。厚生労働省「職場のあんぜんサイト」に「強い変異原性が認められた物質」のページがある(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc02.htm>)。

### ● 代替化の指導に当たって留意すべき事項

2017年度「安全衛生業務推進」通達は、以下のとおり明示した。

有害性等の低い物質への代替を促進することは重要であるが、GHS分類による区分がない物質の中には、単に危険有害性に関するデータがないだけで、注意すべきものがある。このため、代替化の指導等に当たっては、特に次の①から③までに留意すること。

- ① SDSが確実に交付される納入業者から購入するよう指導。やむを得ずSDSが交付されない化学物質を使用する場合は、危険有害性が高いとみなし、法第28条の2等に基づき管理を行う

よう指導。

- ② 法第57条の3又は法第28条の2に規定する調査結果に基づく措置を適切に講じないと考えられる事業者に対して、安易にSDS交付義務対象物質からそれ以外の規制対象ではない危険有害性の不明な物質への代替を指導しない。
- ③ 他の化学物質への代替を指導する際は、危険有害性の不明な物質を危険有害性の低い物質として扱うことは避けることに加え、法第57条の3又は法第28条の2その他の規定に基づく必要な措置を講じるよう併せて指導する。

危険有害性が不明であって注意すべき化学物質について、一つの目安として、危険有害性のGHS分類による区分がほぼ全て「分類できない」に該当するなどが考えられること。これに対し区分が「分類対象外」「区分外」に該当するものは当該クラスの危険有害性が低いとしてよいこと。SDSにおいて本来全ての成分について危険有害性を記載するものであるが、規制対象物質のみの危険有害性情報が記載され、それ以外の物質の危険有害性情報が記載されないために、危険有害性が不明となっていることがあるので留意すること。

### ● 有機粉じんによる肺疾患の防止等

2017年4月28日、厚生労働省は、有機粉じんの一種である「架橋型アクリル酸系水溶性高分子化合物を主成分とする吸入性粉じん」の製造事業場に対し、肺疾患などの予防的観点から粉じんばく露防止、当該製品及び類似製品のメーカー等計4社に対し、流通先企業における、粉じん吸入防止の徹底、健康診断で肺に所見があった場合の精密検査の実施などを要請した。樹脂（高分子化合物）等を製造する国内の化学工場の同じ作業場で働いていた6名に、肺の繊維化や間質性肺炎など様々な肺疾患が生じていると、2016年5月に所轄の労働基準監督署に報告があった。所轄署の調査では原因を特定できず、労働安全衛生総合研究所による災害調査の結果、この作業場では「架橋型アクリル酸系水溶性高分子化合物を主成分とする吸入性粉じん」が高濃度で発生していたと推測された。この吸入性粉じんによる肺疾患の発

生機序等は必ずしも明らかになっていないが、同種の健康被害の発生防止を図るという予防的観点から、要請等を行うことにしたとされている。

また、国内の珪石を取り扱う事業場において、短期間の間に複数の労働者がじん肺管理区分3以上の決定を受けたことを受けて、2016年3月31日付け基安労発0331第1号「珪石を取り扱う事業者に対する個別指導等について」が示されている。

委託研究等により、鉱物等（湿潤なものを除く。）運搬する船舶の船倉内で鉱物等（湿潤なものを除く。）をかき落とし、又はかき集める作業に伴い清掃を行う作業等についても、粉じん曝露濃度が管理濃度を超える割合が高いことが認められたことから、粉じん作業の範囲及び呼吸用保護具の使用が必要な作業の範囲を拡大するための粉じん則・じん肺則の一部改正が2017年4月11日に行われ、同年6月1日から施行されている。

### ● 衛生基本・留意通達

2014年2月17日付け基発0217第7号「今後における労働衛生対策の推進に関する基本方針」（衛生基本通達）は、化学物質に限定しているわけではないが、「新たに把握した職業性疾病発生状況に対して迅速に対応するため、特定作業において同一疾病が特異的に発症している事案等、前例が無いと思われる疾病発生状況を把握した場合は、医学的所見が不明であっても、速やかに本省労働基準局関係部署あて報告すること」も指示している。

同日付け基発0217第8号「労働衛生対策における監督指導等に当たって留意すべき事項」（衛生留意通達、2016年3月31日一部改正）は、都道府県労働局において3～5か年の化学物質対策に係る中長期計画を策定し、計画的かつ効果的に実施するよう指示しており、2017年度は4年目となる。

衛生留意通達に基づき実施する化学物質対策に係る中長期計画が2016年度で終了する都道府県労働局では、これまでの実施状況の把握、分析及び評価を行い、必要に応じて次期中長期計画の策定等を行うこととされている（2017年度「安全衛生業務の推進」通達）。

## ● アスベスト対策

2016年3月22日に日本工業規格としてJIS A 1481-4 (建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第4部:質量法及び顕微鏡法によるアスベストの定量分析方法)が制定されたことを踏まえて、2016年4月13日付け「建材中の石綿含有率の分析方法について」が制定された。

また、2016年5月13日に総務省が「アスベスト対策に関する行政評価・監視-飛散・ばく露防止対策を中心として〈結果に基づく勧告〉」を公表したが、勧告の対象には厚生労働省も含まれている。2016年10月13日基安化発1013第1号「『アスベスト対策に関する調査結果に基づく勧告』について」が示されている。さらに、2017年1月20日付け基安化発0120第1号「石綿含有建築物等の解体作業に係る不適切事例の報告要領について」も示された。

2016年9月に、鉄道事業者が鉄道車両の部品に石綿が含有されていることを認識しないまま、石綿製品を適切に取り扱わなかった事案が発覚し、それを契機に、複数の鉄道事業者で同種の事案が生じていたことが判明した。厚生労働省は同年12月2日基安化発1202第1号「鉄道車両等における石綿含有製品等の把握の徹底について」、鉄道事業者等に要請した。

2017年1月12日には化学物質対策課長事務連絡「病院における石綿含有断熱材の劣化状況等の調査について」が出されている。

2017年5月31日付け基安化発0531第1号「石綿含有建築用仕上塗材の除去等作業における大気汚染防止法令上の取扱い等について」、同年6月9日付け基安化発0609第1号「建築物等から除去した石綿含有廃棄物の包装等の徹底について」も示されている。

2017年になって読売新聞が、輸入が禁止されている石綿含有製品として届け出られた物品が、そのまま税関を通過して税関統計にも計上されていることをスクープした。記者の取材が入った時期の直後に、それらを輸入した複数の事業者から、実は石綿を含有するものではなかったと訂正の届出がなされて、これもそのまま受け付けていた模様で、ミ

スを隠ぺいするために税関の指示によって訂正手続まで行われたことが強く疑われた。国会で取り上げられて、ようやく今後は改善したいと答弁したが、税関の対応は不信感を与えるものだった。

一方、厚生労働省のほうは、同じく記者の取材が入った時期-2016年12月20日付け基発1220第6号「労働安全衛生法に係る有害物等の輸入監視協力依頼について」、財務省関税局長に依頼していたことがわかった。石綿以外も含めた輸入禁止物質すべてを対象としたものである。

## ● 原子力災害関係

東電福島第一原発では、依然として死亡災害等、重篤な災害が見受けられる。今後、燃料取り出しなどの高線量下における作業が行われることから、「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン」(2015年8月26日付け基発0826第1号。「IFガイドライン」と称される)に沿った対策が実施される必要があるとされいている。

また、廃炉等作業に従事する労働者が作業中や作業時間外に体調を崩したり、持病を悪化させて死傷する事例が少なからず発生しているため、被ばく線量管理だけでなく、健康管理も強化する必要がある。さらに、東電福島第一原発における緊急作業に従事した労働者に対する長期的健康管理についても、引き続き実施していく必要がある等とされている(2017年度「安全衛生業務推進」通達)。

2016年7月8日から厚生労働省は、産業医科大学や福島労災病院の医師などが対応に当たる、廃炉等作業員の健康相談を受け付ける出張相談窓口を週1回、発電所構内又はJヴィレッジで開設している。

## 5. 労災補償対策

### ● 行政不服審査法の改正等

2014年に改正された行政不服審査法が2016年4月1日に施行されたことに伴い、労災保険法、労働

保険審査官及び労働保険審査会法、じん肺法、労働安全衛生法、労働保険料徴収法等の関係法令も改正された。

これに伴い、2016年3月30日基発0330第5号「行政不服審査法等の改正に伴う労働基準法等関係通達の整備」、基安発0331第1号「労働安全衛生法等関係通達の整備」、「労働保険料徴収法関係通達の一部改正」(2015年基発1211第20号)が行われたほか、「労災保険審査請求事務取扱手引」(基発0318第3号)、「じん肺管理区分の決定等に関する事務取扱要領」(基発0314第4号、基発0329第11号等で関係通達の改正等も)、「健康管理手帳及び船員健康管理手帳交付等関係事務取扱要領」(基発0314第3号)が改正されるとともに、新たに「(じん肺法)審査請求に関する事務取扱要領」(基発0314第4号)が制定されている。

各地の経験・教訓の共有をすすめながら、よりよい活用方法を探求するとともに、運用やさらなる制度の改善を求めていくことが重要である。

また、これを受けて、「情報公開事務処理の手引」が全部改訂、「行政機関個人情報保護法開示請求等の事務処理の手引」も一部改正され、2016年6月17日付け地発0617第1・2号で示された。さらに、2017年2月14日付け地発0214第2号「都道府県労働局文書取扱規則準則、労働基準監督署文書取扱規則準則及び公共職業安定所文書取扱規則準則の改正について」も示されている。

事項とも関連するが、2017年3月17日には、地発0317第2号「都道府県労働局各課室、労働基準監督署及び公共職業安定所における標準文書保存期間基準準則の改正について」も示されている(石綿関連文書は2016年2月16日付け事務連絡「石綿関連文書の保存について」によるとされる)。

### ● 石綿関連文書の誤破棄

2015年12月18日に厚生労働省は「都道府県労働局における石綿関連文書の保存の取扱いの誤りについて」公表したが、2017年3月14日付け補償課長補佐事務連絡「誤廃棄した石綿関連文書に係る開示請求への対応について」が示されている。ここでは、被災者・遺族らが「(労災)請求に関

連する文書等を保管されておりましたら、提供をお願いしたい」と要請することとしている。

### ● 労災保険法施行規則の一部改正

介護(補償)給付等の引き上げ、及び、マイナンバーを利用することで、労災保険給付の請求手続等の際に添付書類として「住民票の写し」の提出を省略することができるようにする労災保険法施行規則の一部改正が2017年3月31日に行われ、同年4月1日から施行されている。

### ● 芳香族アミンによる膀胱がん

厚生労働省は、「染料・顔料の中間体を製造する福井県の化学工業製品の製造事業場において、オルトトルイジンをはじめとした芳香族アミンを取り扱う作業に従事していた労働者が膀胱がんを発症したとして労災請求がなされたことを受け、個別の労災請求事案に係る業務と膀胱がん発症との間の因果関係について専門的な見地から検討するため、このたび、各分野の専門家により構成される膀胱がんの労災認定に関する検討会を開催」している(2016年6月1日発表)。

### ● 認定事例の集積等

業務上外認定や障害等級認定等の業務支援のために、参考となる調査復命書や聴取書等の事例を体系的に収集し、全国的に展開することとしている。また、障害等級認定については、集積した事例の中で、認定までに時間を要している事案や留意事項を示すべき事案を本省において分析し、その結果を踏まえ研修を開催することや、障害等級認定簡易マニュアルを作成すること等検討しているという(2017年度「労災補償業務運営留意事項」通達)。

### ● 労災保険以外からの給付等との調整

2017年2月1日基補発0201第1号「労災認定された傷病等に対して労災保険以外から給付等を受けていた場合における保険者等との調整について」が示されている。



## 労働安全衛生をめぐる状況

表1 死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別受給者数の推移

年度 /年	労災保険適用 事業場数	労災保険適用 労働者数	死亡災害 発生状況	死傷災害発生 状況(休業4 (8)日以上)	労災保険新 規受給者数	障害(補償)給付			傷病(補償) 年金新規 受給者数	障害・傷病 新規受給者 数合計
						新規受 給者数	一時金	年金		
1947	115,901				85,759	2,276	2,276			2,276
1950	316,260	7,195,752			628,693	49,074	49,074			49,074
1955	559,171	10,244,310	5,050	335,442	554,255	63,838	63,838			63,838
1960	807,822	16,186,190	6,095	468,139	873,547	75,533	75,416	117	883	76,416
1965	856,475	20,141,121	6,046	408,331	1,340,702	73,300	73,028	272	1,051	74,351
1970	1,202,447	26,530,326	6,048	364,444	1,650,164	79,132	74,270	4,862	1,106	80,238
1975	1,535,276	29,075,154	3,725	322,322	1,099,056	57,600	53,387	4,213	1,482	59,082
1980	1,839,673	31,839,595	3,009	335,706	1,098,527	56,350	52,465	3,885	2,619	58,969
1981	1,896,973	32,750,233	2,912	312,844	1,027,477	54,651	50,567	4,084	2,286	56,937
1982	1,940,378	33,593,799	2,674	294,219	963,496	53,085	49,003	4,082	2,415	55,500
1983	1,993,359	34,510,310	2,588	278,623	929,841	51,306	47,405	3,901	2,326	53,632
1984	2,035,693	35,196,556	2,635	271,884	921,400	52,125	48,011	4,114	2,012	54,137
1985	2,067,091	36,215,432	2,572	257,240	901,855	50,410	46,648	3,762	1,674	52,084
1986	2,110,305	36,696,975	2,318	246,891	859,220	50,022	46,170	3,852	1,336	51,358
1987	2,176,827	38,799,735	2,342	232,953	846,508	47,978	44,256	3,722	1,218	49,196
1988	2,270,487	39,724,637	2,549	226,318	832,335	46,966	43,181	3,785	1,135	48,101
1989	2,342,024	41,249,304	2,419	217,964	818,007	44,265	40,759	3,506	891	45,156
1990	2,421,318	43,222,324	2,550	210,108	797,980	42,043	38,716	3,327	814	42,857
1991	2,491,801	44,469,300	2,489	200,633	764,692	40,221	37,108	3,113	804	41,025
1992	2,541,761	45,831,524	2,354	189,589	725,637	38,222	35,215	3,007	791	39,013
1993	2,576,794	46,633,380	2,245	181,900	695,967	37,166	34,132	3,034	752	37,918
1994	2,604,094	47,017,275	2,301	176,047	674,526	35,637	32,564	3,073	697	36,334
1995	2,643,828	47,246,440	2,414	167,316	665,043	34,543	31,433	3,110	815	35,358
1996	2,584,588	47,896,500	2,363	162,862	654,855	33,190	30,087	3,103	814	34,004
1997	2,698,597	48,435,492	2,078	156,726	649,404	33,126	30,202	2,924	778	33,904
1998	2,699,013	48,823,930	1,844	148,248	625,427	32,030	29,039	2,991	739	32,769
1999	2,687,662	48,492,908	1,992	137,316	602,853	30,750	27,855	2,895	722	31,472
2000	2,700,055	48,546,453	1,889	133,948	603,101	29,297	26,558	2,739	637	29,934
2001	2,692,395	48,578,841	1,790	133,598	600,210	28,954	26,414	2,540	606	29,560
2002	2,646,286	48,194,705	1,658	125,918	578,229	27,928	25,237	2,691	604	28,532
2003	2,632,411	47,922,373	1,628	125,750	593,992	27,314	24,543	2,771	880	28,194
2004	2,627,510	48,552,436	1,620	122,804	603,484	26,352	23,776	2,576	818	27,170
2005	2,630,805	49,184,518	1,514	120,354	608,030	25,904	23,387	2,517	599	26,503
2006	2,642,570	50,707,376	1,472	121,378	606,645	25,188	22,787	2,401	551	25,739
2007	2,642,607	51,313,223	1,357	121,356	607,348	25,236	22,811	2,425	635	25,871
2008	2,632,696	52,418,376	1,268	119,291	604,139	24,702	22,404	2,298	782	25,484
2009	2,621,343	52,788,681	1,075	105,718	534,623	24,127	21,813	2,314	578	24,705
2010	2,622,356	52,487,983	1,195	107,759	574,958	22,663	20,487	2,176	651	23,314
2011	2,627,669	52,741,870	1,024	111,349	614,914	22,075	19,967	2,108	547	22,622
2012	2,645,473	53,236,873	1,093	119,576	606,886	22,408	20,377	2,031	547	22,955
2013	2,676,910	54,294,921	1,030	118,157	602,927	22,326	20,265	2,061	429	22,755
2014	2,707,702	55,408,173	1,057	119,535	619,599	22,381	20,381	2,000	471	22,852
2015	2,746,576	56,293,670	972	116,311	618,149	21,885	19,980	1,905	469	22,354
2016			928	117,910						

注) 「死亡災害発生状況」及び「死傷災害発生状況」は暦年。それ以外は年度で、業務災害及び通勤災害を含む。  
「死傷災害発生状況」は、1973年以降は休業4日以上、1972年以前は休業8日以上のものである。  
「死傷災害発生状況」は、2011年以前は労災保険給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)、2012年以降は労働者死傷病報告による。  
1995年の「死亡災害発生状況」には、阪神・淡路大震災を直接の原因とする64人、地下鉄サリン事件による2人、を含んでいない。  
2011年の「死亡災害発生状況」「死傷災害発生状況」には、東日本大震災による1,314人、2,827人を含んでいない。

年度 /年	葬祭料・ 葬祭給付 受給者数	遺族(補償)給付			新規年金 受給者数 合計	合計	各年度末年金受給者数					
		新規受給 者数	一時金	年金			計	傷病(補償)年金			障害(補 償)年金	遺族(補 償)年金
								じん肺	せき損	その他		
1947	1,248	1,245	1,245									
1950	4,412	4,585	4,585									
1955	5,010	5,107	5,107									
1960	6,039	6,161	6,161		1,000	3,496	3,379	2,372	965	42	117	
1965	5,880	6,548	6,548		1,323	8,185	6,970	4,469	2,128	373	1,215	
1970	5,898	7,854	1,507	6,347	12,315	54,865	9,331	5,275	3,064	992	20,390	25,144
1975	4,563	6,362	1,310	5,052	10,747	102,451	12,383	6,786	3,533	2,064	41,150	48,918
1980	4,238	5,150	753	4,397	10,901	146,754	21,607	12,487	4,696	4,424	57,276	67,871
1981	4,124	5,060	691	4,369	10,739	154,142	22,307	13,383	4,651	4,273	60,383	71,452
1982	4,146	4,984	746	4,238	10,735	160,910	22,990	14,317	4,594	4,079	63,380	74,540
1983	3,893	4,680	638	4,042	10,269	167,009	23,589	15,147	4,510	3,932	66,134	77,286
1984	3,839	4,808	698	4,110	10,236	172,986	23,909	15,782	4,436	3,691	68,981	80,096
1985	3,903	4,540	735	3,805	9,241	177,933	23,927	16,006	4,380	3,541	71,609	82,397
1986	3,609	4,475	699	3,776	8,964	182,545	23,494	15,927	4,255	3,312	74,344	84,707
1987	3,570	4,369	704	3,665	8,605	186,558	22,910	15,734	4,110	3,066	76,785	86,863
1988	3,789	4,410	773	3,637	8,557	190,528	22,343	15,499	3,988	2,856	79,284	88,901
1989	3,894	4,502	768	3,734	8,131	193,726	21,496	14,967	3,854	2,675	81,390	90,840
1990	3,846	4,675	819	3,856	7,997	196,763	20,653	14,355	3,743	2,555	83,310	92,800
1991	4,015	4,687	894	3,793	7,710	199,504	19,854	13,769	3,643	2,442	84,978	94,672
1992	3,753	4,657	866	3,791	7,589	202,133	19,021	13,194	3,486	2,341	86,513	96,599
1993	3,767	4,541	867	3,674	7,460	204,699	18,174	12,591	3,325	2,258	88,075	98,450
1994	3,775	4,507	838	3,669	7,439	207,211	17,373	12,030	3,179	2,164	89,588	100,250
1995	4,022	5,128	1,046	4,082	8,007	209,778	16,533	11,390	3,070	2,073	90,918	102,327
1996	3,803	4,933	815	4,118	8,035	212,465	15,915	10,932	2,978	2,005	92,069	104,481
1997	3,666	4,563	899	3,664	7,366	214,489	15,350	10,494	2,893	1,963	93,067	106,072
1998	3,330	3,812	833	2,979	6,709	216,007	14,646	9,940	2,825	1,881	94,096	107,265
1999	3,349	4,165	761	3,404	7,021	217,386	14,029	9,439	2,741	1,849	94,891	108,466
2000	3,231	4,096	807	3,289	6,665	218,386	13,392	8,926	2,653	1,813	95,489	109,505
2001	3,244	4,015	817	3,198	6,344	218,957	12,790	8,415	2,603	1,772	95,785	110,382
2002	3,239	3,894	790	3,104	6,399	219,720	12,202	7,924	2,532	1,746	96,310	111,208
2003	3,399	4,169	757	3,412	7,063	220,953	11,900	7,711	2,458	1,731	96,862	112,191
2004	3,322	3,984	770	3,214	6,608	221,574	11,617	7,490	2,405	1,722	96,979	112,978
2005	3,444	4,138	759	3,379	6,495	221,684	11,099	7,038	2,356	1,705	96,846	113,739
2006	4,017	5,973	1,091	4,882	7,834	223,240	10,581	6,564	2,301	1,716	96,733	115,926
2007	3,865	4,837	940	3,897	6,957	223,735	10,103	6,140	2,263	1,700	96,512	117,120
2008	3,703	4,222	926	3,556	6,376	223,592	9,785	5,890	2,199	1,696	95,989	117,818
2009	3,591	4,124	941	3,444	6,075	223,139	9,316	5,415	2,173	1,728	95,610	118,213
2010	3,621	4,262	895	3,367	6,194	222,280	8,929	5,097	2,119	1,713	94,914	118,437
2011	5,509	6,057	1,348	4,709	7,364	222,192	8,412	4,688	2,050	1,674	94,094	119,686
2012	3,552	4,519	980	3,539	6,117	220,592	7,897	4,261	1,994	1,642	93,072	119,623
2013	3,317	4,020	923	3,097	5,587	218,434	7,399	3,879	1,943	1,577	92,003	119,032
2014	3,462	3,965	960	3,005	5,476	216,226	6,942	3,473	1,883	1,586	90,926	118,358
2015	3,046	3,722	852	2,870	5,244	213,822	6,524	3,144	1,841	1,539	89,787	117,511
2016												

注) 遺族(補償)年金新規受給者数は、1982年度以降は年金と前払一時金、1968年度以降は年金と附則第42条の新規受給者数の合計  
 障害(補償)年金は、1965年度以前は1～3級、1966年度以降は1～7級になっている。  
 傷病(補償)年金は、1976年度以前は長期傷病補償給付の件数である。1959年度の数字は、1960年度当初、長期傷病者補償へ移行した者の件数である。  
 厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

# 労働安全衛生をめぐる状況

表2-1 業務上疾病の発生状況

号	一			二			三			四			五		
	業務上の負傷に起因する疾病			物理的因子による疾病(がんを除く)―有害光線、電離放射線、異常気圧、異常温度、騒音、超音波等			身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病―腰痛、振動障害、頸肩腕障害等			化学物質等による疾病(がんを除く)―労働大臣が指定する化学物質等による疾病を含む。			粉じんの吸入による疾病―じん肺及びその合併症		
年/年度	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
1979	13,807	11,415	2,392	1,711	1,344	367	1,665	2,782	-1,117	713	398	315	2,491	2,150	341
1980	13,630	11,985	1,645	1,128	1,212	-84	789	2,674	-1,885	621	400	221	2,365	2,108	257
1981	13,269	11,792	1,477	1,646	1,197	449	711	2,451	-1,740	475	458	17	2,249	2,034	215
1982	12,235	11,131	1,104	1,128	1,011	117	447	2,187	-1,740	505	335	170	2,282	2,114	168
1983	11,651	9,731	1,920	821	888	-67	363	1,683	-1,320	426	413	13	2,163	1,899	264
1984	11,242	9,395	1,847	1,293	846	447	372	1,687	-1,315	608	348	260	1,561	1,339	222
1985	11,022	8,834	2,188	1,237	846	391	413	1,617	-1,204	456	309	147	1,387	1,353	34
1986	10,763	8,296	2,467	1,292	1,238	54	532	1,652	-1,120	368	298	70	1,472	1,272	200
1987	9,170	8,035	1,135	730	1,627	-897	733	1,382	-649	399	303	96	1,401	1,327	74
1988	9,598	7,831	1,767	566	1,217	-651	612	1,375	-763	364	279	85	1,308	1,254	54
1989	9,485	8,046	1,439	728	690	38	680	1,221	-541	316	277	39	1,201	1,238	-37
1990	8,759	7,791	968	501	592	-91	543	1,012	-469	331	216	115	1,185	1,144	41
1991	9,146	7,016	2,130	860	523	337	370	1,000	-630	370	260	110	1,103	1,140	-37
1992	8,323	6,683	1,640	729	489	240	240	1,131	-891	343	196	147	1,140	1,060	80
1993	7,306	5,823	1,483	524	411	113	290	1,035	-745	400	225	175	1,025	983	42
1994	7,183	5,406	1,777	733	579	154	235	953	-718	407	239	168	1,259	1,245	14
1995	6,451	5,000	1,451	726	646	80	290	1,097	-807	334	248	86	1,326	1,395	-69
1996	6,521	4,806	1,715	513	602	-89	293	1,163	-870	344	195	149	1,477	1,502	-25
1997	6,034	4,743	1,291	321	656	-335	287	1,330	-1,043	411	258	153	1,415	1,480	-65
1998	6,002	4,693	1,309	567	612	-45	320	1,522	-1,202	330	202	128	1,201	1,424	-223
1999	5,388	4,658	730	395	684	-289	357	1,727	-1,370	238	200	38	1,276	1,385	-109
2000	5,405	4,344	1,061	461	718	-257	438	1,595	-1,157	323	227	96	1,180	1,322	-142
2001	5,652	4,600	1,052	517	824	-307	381	1,514	-1,133	269	153	116	982	1,148	-166
2002	5,277	4,650	627	443	754	-311	346	1,448	-1,102	297	203	94	956	1,139	-183
2003	5,861	4,647	1,214	447	730	-283	393	1,281	-888	316	196	120	856	1,243	-387
2004	5,370	4,530	840	513	766	-253	368	1,283	-915	295	218	77	814	1,233	-419
2005	5,829	4,660	1,169	459	649	-190	425	1,223	-798	315	209	106	767	1,172	-405
2006	5,962	5,051	911	487	619	-132	432	1,449	-1,017	332	298	34	765	1,165	-400
2007	6,252	5,094	1,158	552	747	-195	518	1,494	-976	270	204	66	640	1,032	-392
2008	6,625	5,075	1,550	502	609	-107	490	1,465	-975	231	215	16	587	850	-263
2009	5,721	4,457	1,264	328	479	-151	388	1,223	-835	200	195	5	531	812	-281
2010	5,819	4,620	1,199	865	932	-67	394	1,233	-839	232	219	13	516	800	-284
2011	5,654	4,516	1,138	651	774	-123	381	1,149	-768	267	244	23	439	712	-273
2012	5,688	4,412	1,276	684	797	-113	372	1,193	-821	216	237	-21	361	581	-220
2013	5,253	4,261	992	785	879	-94	346	1,221	-875	221	218	3	334	448	-114
2014	5,445	4,511	934	665	708	-43	420	1,406	-986	205	228	-23	263	438	-175
2015	5,339	4,204	1,135	695	692	3	419	1,323	-904	256	192	64	251	329	-78
合計	288,137	236,742	51,395	27,203	29,587	-2,384	17,053	54,181	-37,128	13,004	9,513	3,491	42,529	45,270	-2,741

注) 各号の左欄の数字は、厚生労働省「業務上疾病発生状況」から、疾病分類を労働基準法施行規則別表第1の2に各号別に組み替えたもの。休業4日以上のもの、当該年(暦年)中に発生した疾病で翌年3月末日までに把握したもの、と説明されている。中欄の数字は、「年度別業務上疾病の労災保険新規支給決定件数」(被災労働者等から労災保険の給付請求がなされ、その年度(暦年ではない)中に支給決定がなされたもの。厚生労働省労働

号 分類	六 細菌、ウイルス等の 病原体による疾病			七 がん原性物質若しくは がん原性因子又はがん 原性工程における業務 による疾病			八・九・十・十一 その他業務に起因する ことの明らかな疾病等			二～十一 職業性疾病 (二号から十一号 までの小計)			一～十一 計		
	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
1979	101	85	16	6	47	-41	50	226	-176	6,737	7,032	-295	20,544	18,447	2,097
1980	48	123	-75	3	41	-38	60	470	-410	5,014	7,028	-2,014	18,644	19,013	-369
1981	48	164	-116	6	49	-43	45	622	-577	5,180	6,975	-1,795	18,449	18,767	-318
1982	51	206	-155	5	60	-55	52	634	-582	4,470	6,547	-2,077	16,705	17,678	-973
1983	41	166	-125	6	68	-62	9	541	-532	3,829	5,658	-1,829	15,480	15,389	91
1984	56	162	-106	4	49	-45	11	440	-429	3,905	4,871	-966	15,147	14,266	881
1985	60	138	-78	0	67	-67	13	256	-243	3,566	4,586	-1,020	14,588	13,420	1,168
1986	108	113	-5	6	64	-58	6	211	-205	3,784	4,848	-1,064	14,547	13,144	1,403
1987	69	140	-71	4	61	-57	4	106	-102	3,340	4,946	-1,606	12,510	12,981	-471
1988	55	141	-86	4	53	-49	16	187	-171	2,925	4,506	-1,581	12,523	12,337	186
1989	40	128	-88	2	67	-65	13	133	-120	2,980	3,754	-774	12,465	11,800	665
1990	87	120	-33	1	51	-50	8	120	-112	2,656	3,255	-599	11,415	11,046	369
1991	92	173	-81	5	80	-75	5	174	-169	2,805	3,350	-545	11,951	10,366	1,585
1992	64	424	-360	2	54	-52	1	125	-124	2,519	3,479	-960	10,842	10,162	680
1993	75	156	-81	6	73	-67	4	108	-104	2,324	2,991	-667	9,630	8,814	816
1994	74	161	-87	9	79	-70	15	121	-106	2,732	3,377	-645	9,915	8,783	1,132
1995	92	118	-26	3	69	-66	8	140	-132	2,779	3,713	-934	9,230	8,713	517
1996	94	143	-49	0	68	-68	8	145	-137	2,729	3,818	-1,089	9,250	8,624	626
1997	74	179	-105	0	38	-38	15	110	-95	2,523	4,051	-1,528	8,557	8,794	-237
1998	142	183	-41	0	57	-57	12	118	-106	2,572	4,118	-1,546	8,574	8,811	-237
1999	111	132	-21	1	61	-60	51	122	-71	2,429	4,311	-1,882	7,817	8,969	-1,152
2000	215	159	56	0	72	-72	61	146	-85	2,678	4,239	-1,561	8,083	8,583	-500
2001	105	157	-52	1	86	-85	77	259	-182	2,332	4,141	-1,809	7,984	8,741	-757
2002	120	224	-104	3	95	-92	60	533	-473	2,225	4,396	-2,171	7,502	9,046	-1,544
2003	132	136	-4	2	143	-141	48	434	-386	2,194	4,163	-1,969	8,055	8,810	-755
2004	165	190	-25	1	209	-208	83	429	-346	2,239	4,328	-2,089	7,609	8,858	-1,249
2005	248	158	90	5	732	-727	178	461	-283	2,397	4,604	-2,207	8,226	9,264	-1,038
2006	241	214	27	1	1,810	-1,809	149	565	-416	2,407	6,120	-3,713	8,369	11,171	-2,802
2007	257	200	57	9	1,021	-1,012	186	664	-478	2,432	5,362	-2,930	8,684	10,456	-1,772
2008	207	205	2	10	1,080	-1,070	222	649	-427	2,249	5,073	-2,824	8,874	10,148	-1,274
2009	137	133	4	10	1,033	-1,023	176	530	-354	1,770	4,405	-2,635	7,491	8,862	-1,371
2010	126	110	16	6	949	-943	153	594	-441	2,292	4,837	-2,545	8,111	9,457	-1,346
2011	160	189	-29	5	957	-952	222	635	-413	2,125	4,660	-2,535	7,779	9,176	-1,397
2012	186	155	31	4	954	-950	232	814	-582	2,055	4,731	-2,676	7,743	9,143	-1,400
2013	182	160	22	6	939	-933	183	746	-563	2,057	4,611	-2,554	7,310	8,872	-1,562
2014	202	142	60	6	933	-927	209	775	-566	1,970	4,630	-2,660	7,415	9,141	-1,726
2015	201	186	15	3	922	-919	204	726	-522	2,029	4,370	-2,341	7,368	8,574	-1,206
合計	4,466	6,073	-1,607	145	13,191	-13,046	2,849	14,069	-11,220	107,249	171,884	-64,635	395,386	408,626	-13,240

基準局「業務上疾病の労災補償状況調査結果」等。右欄の数字は、左欄の数字から中欄の数字を差し引いたもの。  
厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

# 労働安全衛生をめぐる状況

表2-2 「身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病」の発生状況

分類	三 身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病														
	三-1			三-2			三-3			三-4			三-5		
	重激な業務による筋肉、 腱、骨若しくは関節の 疾患又は内臓脱			重量物を取り扱う業務、 腰部に過度の負担を与 える不自然な作業姿勢に より行う業務その他腰部 に過度の負担のかかる 業務による腰痛 (非災害性腰痛)			さく岩機、チェーンソー等 の機械器具の使用により 身体に振動を与える業務 による手指、前腕等の末 梢循環障害、末梢神経 障害又は運動機能障害 (振動障害)			電話交換の業務その他 上肢に過度の負担のか かる業務による手指の痙 攣、手指、前腕等の腱、 腱鞘若しくは腱周囲の 炎症又は頸肩腕症候群 (頸肩腕症候群等)			1から4までに掲げるもの のほか、これらの疾病に付 随する疾病その他身体に 過度の負担のかかる作業 態様の業務に起因する ことの明らかな疾病		
年/年度	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
1986	61	303	-242	247	56	191	54	941	-887	155	332	-177	15	20	-5
1987	124	324	-200	380	49	331	59	731	-672	127	264	-137	43	14	29
1988	117	351	-234	267	47	220	50	656	-606	154	304	-150	24	17	7
1989	144	347	-203	353	32	321	39	505	-466	111	313	-202	33	24	9
1990	73	324	-251	297	33	264	23	361	-338	131	268	-137	19	26	-7
1991	70	344	-274	186	41	145	23	377	-354	73	213	-140	18	25	-7
1992	38	458	-420	64	52	12	21	405	-384	97	195	-98	20	21	-1
1993	77	296	-219	96	30	66	24	496	-472	63	182	-119	30	31	-1
1994	80	262	-182	62	41	21	17	475	-458	57	156	-99	19	19	0
1995	75	309	-234	127	37	90	18	578	-560	56	149	-93	14	24	-10
1996	76	310	-234	112	35	77	16	556	-540	77	234	-157	12	28	-16
1997	95	283	-188	79	44	35	7	612	-605	94	368	-274	12	23	-11
1998	106	257	-151	109	45	64	10	773	-763	80	442	-362	15	5	10
1999	146	286	-140	73	27	46	6	912	-906	92	496	-404	40	6	34
2000	158	241	-83	72	48	24	12	784	-772	134	507	-373	62	15	47
2001	104	179	-75	77	44	33	16	717	-701	144	558	-414	40	16	24
2002	75	147	-72	70	65	5	7	632	-625	150	590	-440	44	14	30
2003	115	149	-34	61	56	5	7	481	-474	149	581	-432	61	14	47
2004	89	138	-49	54	52	2	9	412	-403	154	671	-517	62	10	52
2005	105	133	-28	55	45	10	4	317	-313	180	711	-531	81	17	64
2006	92	126	-34	31	71	-40	6	308	-302	233	924	-691	70	20	50
2007	119	160	-41	57	63	-6	5	315	-310	245	940	-695	92	16	76
2008	89	137	-48	47	72	-25	3	251	-248	246	986	-740	105	19	86
2009	109	136	-27	54	81	-27	3	267	-264	163	726	-563	59	13	46
2010	117	174	-57	58	79	-21	5	263	-258	141	707	-566	73	10	63
2011	87	172	-85	56	40	16	4	272	-268	161	659	-498	73	6	67
2012	90	196	-106	43	53	-10	9	296	-287	139	641	-502	91	7	84
2013	86	206	-120	50	28	22	2	306	-304	140	673	-533	68	8	60
2014	124	244	-120	41	52	-11	3	281	-278	168	823	-655	84	6	78
2015	125	214	-89	29	39	-10	5	276	-271	182	787	-605	78	7	71
合計	2,966	7,206	-4,240	3,307	1,457	1,850	467	14,556	-14,089	4,096	15,400	-11,304	1,457	481	976

注) 表2-1の注に同じ。

表2-3 「業務上の負傷に起因する疾病」等の発生状況

分類	一 業務上の負傷に起因する疾病						二 物理的因子による疾病(がんを除く)								
	一-1			一-2			二-1			二-2			二-3		
	負傷による腰痛			一-1以外の「業務上の負傷に起因する疾病」			有害光線による疾病			電離放射線による疾病			異常気圧下における疾病		
年/年度	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
1999	4,559	3,061	1,498	829	1,597	-768	7	5	2	3	3	0	10	18	-8
2000	4,622	2,749	1,873	783	1,595	-812	5	9	-4	3	3	0	7	14	-7
2001	4,793	3,106	1,687	859	1,494	-635	6	7	-1	1	0	1	5	11	-6
2002	4,334	3,170	1,164	943	1,480	-537	5	4	1	0	1	-1	3	16	-13
2003	4,765	3,280	1,485	1,096	1,367	-271	8	9	-1	0	3	-3	8	15	-7
2004	4,377	3,158	1,219	993	1,372	-379	7	6	1	0	2	-2	11	21	-10
2005	4,840	3,271	1,569	989	1,389	-400	7	10	-3	0	0	0	16	24	-8
2006	4,889	3,506	1,383	1,073	1,545	-472	6	3	3	0	0	0	20	25	-5
2007	5,230	3,727	1,503	1,022	1,367	-345	9	5	4	0	0	0	18	25	-7
2008	5,509	3,736	1,773	1,116	1,339	-223	7	11	-4	1	0	1	6	20	-14
2009	4,816	3,280	1,536	905	1,177	-272	9	11	-2	1	1	0	3	19	-16
2010	4,960	3,361	1,599	859	1,259	-400	8	9	-1	0	2	-2	10	19	-9
2011	4,766	3,190	1,576	888	1,326	-438	3	11	-8	0	2	-2	12	22	-10
2012	4,789	3,148	1,641	899	1,264	-365	6	20	-14	0	3	-3	11	31	-20
2013	4,388	3,008	1,380	865	1,253	-388	9	11	-2	0	0	0	21	16	5
2014	4,583	3,170	1,413	862	1,341	-479	3	5	-2	1	1	0	13	23	-10
2015	4,521	2,950	1,571	818	1,254	-436	5	10	-5	0	0	0	15	23	-8

分類	二 物理的因子による疾病(がんを除く)									四 化学物質等による疾病(がんを除く)					
	二-4			二-5			二-6			四-1			四-2		
	異常温度条件による疾病			騒音による耳の疾病			二-1～二-5以外の「物理的因子による疾病」			酸素欠乏症			四-1以外の「化学物質等による疾病」		
年/年度	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
1999	332	157	175	8	499	-491	35	2	33	9	18	-9	229	182	47
2000	419	176	243	13	515	-502	14	1	13	21	25	-4	302	202	100
2001	478	272	206	9	532	-523	18	2	16	15	13	2	254	141	113
2002	407	235	172	9	498	-489	19	0	19	10	17	-7	287	186	101
2003	394	218	176	8	481	-473	29	4	25	5	8	-3	311	188	123
2004	467	277	190	9	453	-444	19	7	12	11	19	-8	284	199	85
2005	397	236	161	10	377	-367	29	2	27	9	27	-18	306	181	125
2006	422	273	149	12	314	-302	27	4	23	12	38	-26	320	260	60
2007	474	337	137	9	374	-365	42	6	36	12	13	-1	258	191	67
2008	463	278	185	9	295	-286	16	5	11	11	11	0	220	194	26
2009	288	169	119	10	276	-266	17	3	14	9	10	-1	191	185	6
2010	816	584	232	9	315	-306	22	3	19	4	10	-6	228	209	19
2011	606	441	165	8	297	-289	22	1	21	10	6	4	257	238	19
2012	631	412	219	10	328	-318	26	3	23	12	11	1	204	226	-22
2013	724	485	239	4	365	-361	27	2	25	16	4	12	206	214	-8
2014	619	392	227	6	287	-281	23	0	23	4	12	-8	201	216	-15
2015	642	366	276	7	291	-284	26	2	24	9	4	5	247	188	59

注) 表2-1の注に同じ。

# 労働安全衛生をめぐる状況

表3-1 定期健康診断・特殊健康診断・じん肺健康診断の実施状況

年度	定期健康診断				特殊健康診断				
	実施 事業場数	受診 労働者数	有所見者数	有所見率	対象業務数	実施 事業場数	受診 労働者数	有所見者数	有所見率
1965		9,370,497	574,578	6.1%	24	8,927	226,979	24,048	10.6%
1970		11,199,917	562,894	5.0%	30	14,865	304,793	30,735	10.1%
1971		11,361,913	563,388	5.0%	49	16,786	346,830	31,769	9.2%
1972		10,692,430	547,896	5.1%	49	20,833	390,874	32,049	8.2%
1973		10,588,390	595,590	5.6%	51	22,998	422,076	25,123	6.0%
1974		10,847,458	668,509	6.2%	53	26,694	493,553	29,000	5.9%
1975		10,901,527	733,029	6.7%	67	30,446	557,224	29,962	5.4%
1976		11,081,169	850,818	7.7%	67	36,009	663,399	28,946	4.4%
1977		11,154,186	822,923	7.4%	67	40,028	715,842	30,241	4.2%
1978		11,132,487	895,605	8.0%	67	42,033	744,875	27,354	3.7%
1979		11,158,472	957,986	8.6%	67	66,285	1,146,421	30,930	2.7%
1980		11,306,990	990,149	8.8%	72	71,976	1,213,867	30,546	2.5%
1981		10,333,192	916,522	8.9%	72	74,710	1,256,283	31,710	2.5%
1982		10,408,511	953,393	9.2%	72	76,805	1,333,751	31,695	2.4%
1983		10,625,676	991,035	9.3%	72	78,031	1,342,082	27,498	2.0%
1984		10,618,339	970,752	9.1%	72	80,224	1,384,123	27,674	2.0%
1985		10,733,013	1,005,929	9.4%	72	81,689	1,436,463	24,429	1.7%
1986		10,900,258	1,065,354	9.8%	72	81,573	1,441,636	22,583	1.6%
1987		10,859,413	1,100,724	10.1%	72	81,245	1,425,720	21,447	1.5%
1988		10,586,406	1,123,126	10.6%	72	81,069	1,418,294	19,971	1.4%
1989	50,730	9,232,997	1,117,564	12.1%	72	80,242	1,415,940	25,015	1.8%
1990	55,178	10,009,681	2,367,251	23.6%	72	75,746	1,376,847	31,994	2.3%
1991	56,024	10,911,023	2,990,890	27.4%	72	73,617	1,385,573	41,844	3.0%
1992	54,916	10,825,454	3,483,525	32.2%	72	75,131	1,509,273	47,995	3.2%
1993	58,004	11,187,605	3,762,451	33.6%	72	76,986	1,553,650	52,353	3.4%
1994	59,555	11,317,518	3,920,311	34.6%	72	76,051	1,558,666	55,969	3.6%
1995	60,638	11,331,900	4,124,407	36.4%	72	76,021	1,536,772	78,198	5.1%
1996	61,305	11,284,849	4,288,473	38.0%	72	76,355	1,554,080	80,661	5.2%
1997	80,288	11,549,676	4,567,081	39.5%	72	77,503	1,585,063	84,125	5.3%
1998	83,458	11,158,358	4,595,662	41.2%	72	78,099	1,606,353	93,438	5.8%
1999	86,541	11,426,033	4,901,172	42.9%	72	79,421	1,608,603	94,686	5.9%
2000	87,797	11,451,050	5,097,590	44.5%	72	80,153	1,609,154	95,656	6.0%
2001	88,916	11,426,677	5,273,677	46.2%	72	79,628	1,596,593	92,718	5.8%
2002	93,416	11,886,644	5,552,412	46.7%	72	80,989	1,626,958	96,795	5.9%
2003	94,073	11,794,484	5,577,816	47.3%	72	79,055	1,637,878	97,328	5.9%
2004	95,795	11,933,703	5,683,544	47.6%	72	81,986	1,661,201	101,039	6.1%
2005	97,238	12,099,886	5,855,413	48.4%	72	85,938	1,739,513	107,777	6.2%
2006	101,294	12,547,368	6,162,931	49.1%	72	88,577	1,883,529	114,142	6.1%
2007	104,177	12,796,048	6,385,219	49.9%	72	88,556	1,955,230	123,809	6.3%
2008	112,180	14,005,978	7,181,567	51.3%	72	91,016	2,099,488	135,540	6.5%
2009	105,476	12,995,607	6,799,421	52.3%	72	86,879	1,985,552	122,841	6.2%
2010	116,780	14,539,258	7,629,997	52.5%	72	92,879	2,138,360	134,272	6.3%
2011	108,525	13,121,381	6,913,366	52.7%	72	90,217	2,093,544	129,499	6.2%
2012	110,104	13,096,696	6,900,380	52.7%	72	92,394	2,101,445	131,454	6.3%
2013	112,328	13,262,069	7,031,313	53.0%	72	101,452	2,229,617	134,434	6.0%
2014	114,982	13,492,886	7,183,780	53.2%	72	110,489	2,347,420	135,678	5.8%
2015	115,806	13,476,904	7,222,817	53.6%	72	125,713	2,523,247	143,824	5.7%

注) 健康診断結果調、特殊健康診断結果調(じん肺健康診断を除く)、じん肺健康診断結果調による。  
 1989年10月より、定期健康診断の項目等が改正。特殊健康診断では、1989年10月より、有機溶剤及び鉛健康診断の項目等が改正。  
 厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

年度	じん肺健康診断							合併症 り患者数	有所見率
	受診 労働者数	管理1 有所見者	管理2	管理3	管理4	有所見者合計			
1965	162,467	8,996	3,973	850	415	14,234		8.8%	
1970	173,331	10,010	3,639	736	257	14,642		8.4%	
1971	185,441	14,133	4,400	864	364	19,761		10.7%	
1972	186,632	12,705	4,729	998	301	18,733		10.0%	
1973	210,758	11,304	4,779	1,092	274	17,449		8.3%	
1974	204,496	13,901	5,373	1,112	309	20,695		10.1%	
1975	203,709	12,716	5,055	1,080	318	19,169		9.4%	
1976	224,892	12,503	5,291	1,112	287	19,193		8.5%	
1977	225,964	13,786	4,923	1,233	368	20,310		9.0%	
1978	216,915	7,108	9,921	2,792	286	20,107	66	9.3%	
1979	246,829		27,808	7,571	198	35,577	209	14.4%	
1980	259,899		34,133	8,132	122	42,387	172	16.3%	
1981	271,775		36,872	7,787	148	44,807	177	16.5%	
1982	265,720		38,099	8,010	126	46,235	147	17.4%	
1983	260,565		37,183	7,120	137	44,440	133	17.1%	
1984	262,024		34,958	6,231	81	41,270	102	15.8%	
1985	260,629		33,391	5,905	80	39,376	87	15.1%	
1986	251,822		34,232	5,614	75	39,921	140	15.9%	
1987	237,310		29,111	4,645	93	33,849	104	14.3%	
1988	228,425		27,164	4,209	64	31,437	60	13.8%	
1989	219,624		25,364	3,864	66	29,294	63	13.3%	
1990	216,420		22,184	3,557	74	25,815	93	11.9%	
1991	229,139		22,799	3,475	50	26,324	47	11.5%	
1992	220,988		18,782	3,249	52	22,083	63	10.0%	
1993	219,607		19,888	3,138	36	23,062	27	10.5%	
1994	215,174		19,107	2,969	43	22,119	54	10.3%	
1995	212,586		16,304	2,761	110	19,175	71	9.0%	
1996	209,520		15,958	2,520	42	18,520	32	8.8%	
1997	214,819		14,626	2,087	30	16,743	40	7.8%	
1998	206,138		13,514	1,993	23	15,530	20	7.5%	
1999	191,432		13,143	1,677	12	14,832	58	7.7%	
2000	187,323		10,610	1,421	22	12,053	24	6.4%	
2001	191,707		9,880	1,375	21	11,276	14	5.9%	
2002	190,946		8,170	1,120	20	9,310	9	4.9%	
2003	183,961		6,380	912	12	7,304	8	4.0%	
2004	202,885		6,279	827	7	7,113	8	3.5%	
2005	196,841		5,245	713	14	5,972	7	3.0%	
2006	225,183		5,167	729	12	5,908	10	2.6%	
2007	224,651		4,637	620	7	5,264	7	2.3%	
2008	244,993		4,146	592	14	4,752	4	1.9%	
2009	213,784		3,951	494	10	4,455	4	2.1%	
2010	243,636		3,445	459	11	3,915	9	1.6%	
2011	234,477		2,843	378	14	3,235	6	1.4%	
2012	235,923		2,633	324	8	2,965	7	1.3%	
2013	243,740		2,186	295	12	2,493	5	1.0%	
2014	251,730		1,967	246	12	2,225	1	0.9%	
2015	249,759		1,691	229	15	1,935	3	0.8%	

注) 1978年にじん肺管理区分が改正されている。じん肺管理区分の決定状況には、随時申請によるものは含まれていない。  
厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

## 労働安全衛生をめぐる状況

表3-2 定期健康診断実施結果(項目別の有所見率等)

(%)

年度	聴力 (1000Hz)	聴力 (4000Hz)	聴力 (その他)	胸部X 線検査	喀痰 検査	血圧	貧血 検査	肝機能 検査	血中脂 質検査	血糖 検査	尿検査 (糖)	尿検査 (蛋白)	心電図 検査	有所見 者率
1990	5.1	8.2	0.9	1.6	1.0	7.1	4.2	8.7	11.1		2.7	1.8	6.2	23.6
1991	5.2	9.3	1.1	2.6	0.9	7.7	4.9	10.1	13.6		3.1	2.1	6.8	27.4
1992	5.2	9.9	0.9	2.1	0.9	8.1	5.0	11.3	15.8		3.1	2.3	7.6	32.2
1993	5.0	10.0	0.9	2.1	0.7	8.4	5.2	11.8	17.2		3.3	2.4	7.8	33.6
1994	4.9	9.9	0.9	2.3	0.8	8.5	5.8	11.8	18.3		3.2	2.7	8.0	34.6
1995	4.7	9.9	0.7	2.4	0.7	8.8	5.8	12.7	20.0		3.5	2.7	8.1	36.4
1996	4.5	9.8	0.8	2.6	0.9	9.2	5.8	12.6	20.9		3.4	2.8	8.3	38.0
1997	4.4	9.7	0.8	2.7	1.1	9.3	6.0	13.1	22.0		3.4	3.0	8.3	39.5
1998	4.4	9.4	0.8	2.9	1.9	9.7	6.2	13.7	23.0		3.5	3.3	8.5	41.2
1999	4.2	9.3	0.8	3.1	1.4	9.9	6.2	13.8	24.7	7.9	3.3	3.2	8.7	42.9
2000	4.1	9.1	0.8	3.2	1.5	10.4	6.3	14.4	26.5	8.1	3.3	3.4	8.8	44.5
2002	3.9	8.7	0.7	3.3	1.4	11.5	6.6	15.5	28.4	8.3	3.2	3.5	8.8	46.7
2003	3.8	8.5	0.7	3.4	1.6	11.9	6.5	15.4	29.1	8.3	5.1	3.2	8.9	47.3
2004	3.7	8.4		3.6	1.5	12.0	6.5	15.3	28.7	8.3	3.1	3.5	8.9	47.6
2005	3.7	8.2		3.7	1.5	12.3	6.7	15.6	29.4	8.3	3.1	3.5	9.1	48.4
2006	3.6	8.2		3.9	1.8	12.5	6.9	15.1	30.1	8.4	2.9	3.7	9.1	49.1
2007	3.6	8.1		4.0	2.0	12.7	7.0	15.1	30.8	8.4	2.8	4.0	9.2	49.9
2008	3.6	7.9		4.1	2.0	13.8	7.4	15.3	31.7	9.5	2.7	4.1	9.3	51.3
2009	3.6	7.9		4.2	1.8	14.2	7.6	15.5	32.6	10.0	2.7	4.2	9.7	52.3
2010	3.6	7.6		4.4	2.0	14.3	7.6	15.4	32.1	10.3	2.6	4.4	9.7	52.5
2011	3.6	7.7		4.3	1.7	14.5	7.6	15.6	32.2	10.4	2.7	4.2	9.7	52.7
2012	3.6	7.7		4.3	2.2	14.5	7.4	15.1	32.4	10.2	2.5	4.2	9.6	52.7
2013	3.6	7.6		4.2	1.9	14.7	7.5	14.8	32.6	10.2	2.5	4.2	9.7	53.0
2014	3.6	7.5		4.2	1.9	15.1	7.4	14.6	32.7	10.4	2.5	4.2	9.7	53.2
2015	3.5	7.4		4.2	1.8	15.2	7.6	14.7	32.6	10.9	2.5	4.3	9.8	53.6

注) 「有所見者率」は労働安全衛生規則第44条及び第45条で規定する健康診断項目のいずれかが有所見であった者(他覚所見のみを除く)の人数を受診者数で割った値である。

### 全国安全センター情報公開推進局

<http://www.joshrc.org/~open/>

### いじめ・メンタルヘルス労働者支援センター(IMC)

<http://ijimemental.web.fc2.com/>

<http://ijimemakenai.blog84.fc2.com/> <http://d.hatena.ne.jp/yokito5656/>

表4 業務上疾病の新規支給決定件数

分類			疾病分類項目	年度				
大	小	CODE		2011	2012	2013	2014	2015
一			業務上の負傷に起因する疾病	4,516	4,412	4,261	4,511	4,204
	01		頭部又は顔面部の負傷による慢性硬膜下血腫、外傷性遅発性脳卒中、外傷性てんかん等の頭蓋内疾患	482	462	486	508	485
	02		脳、脊髄及び末梢神経等神経系の負傷による皮膚、筋肉、骨及び胸腹部臓器の疾患	58	62	55	58	59
	03		胸部又は腹部の負傷による胸膜炎、心膜炎、ヘルニア(横隔膜ヘルニア、腹膜癒痕ヘルニア等)等の胸腹部臓器の疾患	187	171	161	160	148
	04		負傷(急激な力の作用による内部組織の負傷を含む)による腰痛	3,190	3,148	3,008	3,170	2,950
	05		脊柱又は四肢の負傷による破傷風等の細菌感染症(負傷による腰痛を除く)	75	69	64	81	64
	06		皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症	139	127	119	160	123
	07		業務上の負傷又は異物の侵入、残留による眼疾患その他の臓器の疾患	329	308	321	321	307
	08		爆発その他事後的な事由による風圧、音響等に起因する業務性難聴等の耳の疾患	31	40	36	37	34
	99		CODE01から08までに掲げるもの以外の業務上の負傷に起因する疾病	25	25	11	16	34
二			物理的因子による次に掲げる疾病	774	797	879	708	692
			(有害光線による疾病)					
1	01		紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患	7	13	5	3	7
2	02		赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患	2	4	4	1	2
3	03		レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患	2	3	2		1
4	04		マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患				1	
5	05		電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害	2	3		1	
			(皮膚障害)					
			(白内障)					
			(急性放射線症)					
			(再生不良性貧血)					
			(造血器障害)					
			(異常気圧による疾病)					
6	06		高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病	13	17	7	12	8
7	07		気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症	9	14	9	11	15
			(異常温度条件による疾病)					
8	08		暑熱な場所における業務による熱中症	352	349	427	332	323
9	09		高熱物体を取り扱う業務による熱傷	63	22	30	22	10
10	10		寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷	26	41	28	38	33
11	11		著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患	297	328	365	287	291
12	12		超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死		1			
13	99		1から12までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	1	2	2		2
三			身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病	1,149	1,193	1,221	1,406	1,323
1	01		重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱(腰痛を除く。)	172	196	206	244	214
2	02		重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛(負傷に起因する腰痛を除く。)	40	53	28	52	39
3	03		さく岩機、鋸打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の抹梢循環障害、抹梢神経障害又は運動器障害	272	296	306	281	276
4	04-09		電子計算機への入力を反復して行う業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による後頭部、頸部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害	659	641	673	823	787
5	99		1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病	6	7	8	6	7

## 労働安全衛生をめぐる状況

分類		疾病分類項目	年度				
大	小 CODE		2011	2012	2013	2014	2015
四		化学物質等による次に掲げる疾病	244	237	218	228	192
1	01	労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの（内訳は表6参照）	79	74	69	82	78
2	02	フッ素樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による悪寒、発熱等の症状を伴う呼吸器疾患	2	1	2		1
	03	塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜及び気道粘膜の炎症等の疾患	2	2			1
3	04	すす、鉱物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患	15	12	15	11	16
4	05	蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	2	5	4	5	3
5	06	木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場合における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	6	2	2	2	3
6	07	落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患	9	14	7	13	6
7		石綿にさらされる業務による良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚	93	84	97	82	67
	08	（良性石綿胸水）	(42)	(45)	(44)	(32)	(20)
	09	（びまん性胸膜肥厚）	(51)	(39)	(53)	(50)	(47)
8	10	空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症	6	11	4	12	4
9	99	1から8までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	30	32	18	21	13
五	56	粉じんを飛散する場合における業務によるじん肺症又はじん肺法（昭和35年法律第30号）に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第1条各号に掲げる疾病	712	581	448	438	329
	01	（管理4）	(176)	(146)	(117)	(132)	(85)
	02	（肺結核）	(13)	(16)	(11)	(7)	(4)
	03	（結核性胸膜炎）	(4)	(1)		(3)	
	04	（続発性気管支炎）	(386)	(321)	(254)	(208)	(179)
	05	（続発性気管支拡張症）	(4)	(1)	(1)	(2)	(2)
	06	（続発性気胸）	(33)	(23)	(17)	(21)	(15)
	07	（原発性肺がん）	(96)	(73)	(48)	(65)	(44)
六		細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病	189	155	160	142	186
1	01-04	患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患	146	118	119	103	127
	01	（患者の診療の業務）	(23)	(17)	(15)	(10)	(11)
	02	（患者の看護の業務）	(56)	(45)	(39)	(35)	(46)
	03	（介護の業務）	(56)	(47)	(62)	(55)	(65)
	04	（研究その他の目的で病原体を取り扱う業務）	(11)	(9)	(3)	(3)	(5)
2	05	動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はほろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患	5	5	2	3	4
3	06	湿潤地における業務によるウイルス病等のレプトスピラ症	3	1	3	3	4
4	07	屋外における業務による恙虫病	13	12	14	15	15
5	99	1から4までに掲げるもののほか、これらの疾患に付随する疾患その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	22	19	22	18	36
七		がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病	957	954	939	933	922
1	01	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	2	3	1	2	8
2	02	ペーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	4	1		1	5
3	03	4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍					
4	04	4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍					
5	05	ビス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務による肺がん					
7	06	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん					

分類 大 小	CODE	疾病分類項目	年度				
			2011	2012	2013	2014	2015
8		石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	944	924	910	920	902
	07	(石綿に曝される業務による肺がん)	(400)	(402)	(382)	(391)	(363)
	08	(石綿に曝される業務による中皮腫)	(544)	(522)	(528)	(529)	(539)
9	09	ベンゼンにさらされる業務による白血病					
10	10-11	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫又は肝細胞がん			1		
13		電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫	1	1	2	1	1
	12	(白血病)			(1)		(1)
	13	(肺がん)					
	14	(皮膚がん)				(1)	
	15	(骨肉腫)					
	16	(甲状腺がん)					
	17	(多発性骨髄腫)					
	18	(非ホジキンリンパ腫)	(1)	(1)	(1)		
14	19	オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍					
15	20	マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍					
16	21	コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	4	6	10	1	4
17	22	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	2	3	2		
18	23	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん					
19	24	砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん					
20	25	すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん				1	
6	26	ベリリウムにさらされる業務による肺がん					1
11	27	1,2-ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん			10	6	1
12	28	ジクロロメタンロパンにさらされる業務による胆管がん			3	1	
21	99	1から17までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病		16			
八	01	長期間にわたる長時間の業務その他血管変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止(心臓性突然死を含む。)若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病	310	338	306	277	251
		(脳血管疾患)	(200)	(211)	(182)	(166)	(162)
		(虚血性心疾患等)	(110)	(127)	(124)	(111)	(89)
九	01	人の生命に関わる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病	325	475	436	497	472
十		前各号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病	0	0	2	1	2
	01	超硬合金の粉じんを飛散する場所における業務による気管支肺疾患			(1)	(1)	(1)
	02	亜鉛黄又は黄鉛を製造する工程における業務による肺がん					
	03	ジアニジンにさらされる業務による尿路系腫瘍			(1)		(1)
十一	01	その他業務に起因することの明らかな疾病	0	1	2	0	1
		[非災害性脳血管疾患] 2010年度以降第八号へ移行					
		[非災害性虚血性心疾患等] 2010年度以降第八号へ移行					
		[精神障害等] 2010年度以降第九号へ移行					
		合計	9,176	9,143	8,872	9,141	8,574
		A: 具体的列举規定に係る業務上疾病の合計	9,117	9,066	8,820	9,096	8,515
		B: 包括的救済規定に係る業務上疾病の合計	59	77	52	45	59
		A/(A+B)	99.4%	99.2%	99.4%	99.5%	99.3%

注) 「分類」の「CODE」は「傷病性質コード」。(1) 同一労働災害で異なる性質の疾病を受けた場合又は同一の業務で異なる有害因子を二以上かけて複合的な疾病が発生した場合は、比較的重い傷病性質により分類すること。(2) その数種の傷病の重さが同程度である場合は、この表の上位のコード(小さな番号)に分類する。(3) 原疾患に付随して生じた疾病については、原疾患と同一コードに分類する。

# 労働安全衛生をめぐる状況

表5 業務上疾病の新規請求件数、支給・不支給決定件数(判明しているもの)

分類	疾病分類項目(労基則別表第1の2)	2013(平成25)年度			2014(平成26)年度			2015(平成27)年度		
		請求	支給	不支給	請求	支給	不支給	請求	支給	不支給
2	重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛	107	28	69	136	52	79	107	39	58
4	せん孔、印書、電話交換又は速記の業務、金銭登録機を使用する業務、引金付き工具を使用する業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による手指の痙攣、手指、前腕等の腱、腱鞘若しくは腱周囲の炎症又は頸肩腕症候群	1,055	673	274	1,176	823	300	1,199	787	397
七	がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病	1,058	939	143	1,057	935	110	1,060	941	105
1	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	1	1	0	3	2	1	7	8	0
2	ペーターナフタルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	2	1	0	3	5	0
3	4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	ペリリウムにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0	0	1	2
7	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	石棉にさらされる業務による肺がん	593	528	31	561	529	27	561	529	27
9	石棉にさらされる業務中皮腫	420	382	80	465	391	52	465	391	52
10	ベンゼンにさらされる業務による白血病	0	0	1	0	0	1	0	0	0
11	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫	0	1	0	0	1	0	0	0	0
12	1,2-ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん	9	10	0	10	6	1	3	1	5
13	ジクロロメタンロパンにさらされる業務による胆管がん	9	3	7	9	3	7	3	0	10
14	電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫	2	2	2	2	0	0	0	1	0
15	オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	8	10	0	3	1	0	6	4	1
18	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	2	2	0	0	0	0	1	0	0
19	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21	すず、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん	0	0	0	0	1	0	0	1	0
22	1から17までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病	14	0	22	2	0	21	11	0	8
	亜鉛黄又は黄鉛を製造する工程における業務による肺がん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ジアニジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	1	0	0	1	0	0	1	0
	非災害性脳血管疾患	468	182	214	475	166	221	502	162	246
	非災害性虚血性心疾患等	316	124	148	288	111	139	293	89	174
	精神障害等	1,409	436	757	1,456	497	810	1,515	472	834
	請求・不支給件数が判明しているものの合計	4,413	2,383	1,605	4,588	2,585	1,659	4,676	2,491	1,814
		救済率①	救済率②	救済率①	救済率②	救済率①	救済率②			
		54.0%	59.8%	56.3%	60.9%	53.3%	57.9%			

表6 化学物質による業務上疾病(第四号1)の内訳別新規支給決定件数

大	小	分類	疾病分類項目	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	1996～ 合計
		CODE												
四	1	枝番	労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む)にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの	117	90	73	71	72	79	74	69	82	79	1,831
		1	アンモニア	4	1	3	1		4	2	1	1	4	37
		2	塩酸(塩化水素を含む)	9	7	3	4	2		2	2	3	1	55
		3	硝酸	1	2	1	1			2		1		36
		4	水酸化カリウム	1		4		3	3	1	2	2		24
		5	水酸化ナトリウム	6	11	5	13	8	6	7	10	7	8	180
		6	水酸化リチウム											0
		7	弗化水素酸(弗化水素を含む。以下同じ)	4	3	3	2	2		1	1	3	3	61
		8	硫酸	2	2	1	2	1	1	2		1	1	32
		9	亜鉛等の金属ヒューム	1		3		2	2	2			1	38
		10	アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。以下同じ)											0
		11	アンチモン及びその化合物											0
		12	塩化亜鉛	1					1					9
		13	塩化白金酸及びその化合物											0
		14	カドミウム及びその化合物											0
		15	クロム及びその化合物	2			1	1	3		2	2	1	24
		16	コバルト及びその化合物	1	1							1		10
		17	四アルキル鉛化合物											0
		18	水銀及びその化合物(アルキル水銀化合物を含む)											12
		19	セレン及びその化合物(セレン化水素を除く)						1					2
		20	セレン化水素											1
		21	鉛及びその化合物(四アルキル鉛化合物を除く)	2	5	1	1	4	4	3		2	1	38
		22	ニッケルカルボニル	1				2						4
		23	バナジウム及びその化合物				1							1
		24	砒化水素	1										2
		25	砒素及びその化合物(砒化水素を除く)				1							4
		26	ブチル錫		1								1	13
		27	ベリリウム及びその化合物	1			1					1	2	6
		28	マンガン及びその化合物 (ハロゲン及びその無機化合物)	1	1						1		1	8
		29	塩素	6	2	5	6	4	2	8	2	5	2	90
		30	臭素				1			1				9
		31	弗素及びその無機化合物(弗化水素酸を除く)	2	1	3		1		1				16
		32	沃素											0
		33	一酸化炭素	25	13	19	16	19	21	24	22	28	24	431
		34	黄りん											0
		35	カルシウムシアナミド											1
		36	シアン化水素、シアン化ナトリウム等のシアン化合物					1				1		8
		37*	二酸化硫黄			2					1			7
		38	二酸化窒素	2	1			1	1			1	2	25
		39	二酸化炭素		3				1					8
		40	ヒドラジン						1					6
		41	ホスゲン			2			1					5
		42	ホスフィン											1
		43	硫化水素	3	1	1		2	4	1	7	8	3	68

## 労働安全衛生をめぐる状況

大	分類		疾病分類項目	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	1996～ 合計
	小	CODE												
		44	塩化ビニル									1		1
		45	塩化メチル											0
		46	クロロブレン		1									1
		47*	クロロホルム	4										5
		48*	四塩化炭素											2
		49*	1,2-ジクロロエタン(別名二塩化エチレン)											0
		50*	1,2-ジクロロエチレン(別名二塩化アセチレン)											1
		51*	ジクロロメタン	2		2	2		2	1	1			22
		52	臭化エチル											1
		53	臭化メチル						1	2				19
		54*	1,1,2,2-テトラクロロエタン(別名四塩化アセチレン)											0
		55*	テトラクロロエチレン(別名パークロロエチレン)		1									3
		56*	1,1,1-トリクロロエタン											5
		57*	1,1,2-トリクロロエタン											0
		58*	トリクロロエチレン	1		1			1	1	2	1	1	14
		59*	ノルマルヘキサン		2	1			1					11
		60	沃化メチル				1							1
		61	アクリル酸エチル					1						1
		62	アクリル酸ブチル											0
		63	アクロレイン	1										1
		64*	アセトン	2	1	1	1	1	2		2	1		21
		65*	イソアミルアルコール(別名イソベンチルアルコール)	1										2
		66*	エチルエーテル	1										1
		67	エチレンクロロヒドリン											0
		68*	エチレンジクロロモノメチルエーテル(別名メチルセロソルブ)	1										1
		69*	酢酸アミル											0
		70*	酢酸エチル		2			1			1			7
		71*	酢酸ブチル											3
		72*	酢酸プロピル											2
		73*	酢酸メチル											0
		74	2-シアノアクリル酸メチル											0
		75	ニトログリコール											2
		76	ニトログリセリン											0
		77	2-ヒドロキシエチルメタクリレート	1			1							2
		78	ホルムアルデヒド	1					1		1	2	1	17
		79	メタクリル酸メチル											1
		80*	メチルアルコール	3			1		1	1				15
		81	メチルブチルケトン	1										2
		82*	硫酸ジメチル		1									4
		83	アクリルアミド					1						2
		84	アクリルニトリル					1	1				1	4
		85	エチレンジイミン	1			1							5
		86	エチレンジアミン											4
		87	エピクロロヒドリン	1	1									9
		88	酸化エチレン				1		1				1	12
		89	ジアゾメタン											0
		90	ジメチルアセトアミド	1						1				4
		91*	ジメチルホルムアミド		4		1			1	1		1	23

分類		疾病分類項目	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	1996～ 合計
大	小												
		92				1				1	2		5
		93											2
													2
		94											1
		95*		1									2
		96*											5
		97			1							2	47
		98*	4	5	1		1	3	3	3		1	6
		99*		1							3	7	116
		100*	4	6	3	5	6	2	4	4			0
		101											3
		102				2		1					0
		103											0
		104									1	1	6
		105*					2						3
		106										1	7
		107		1	1			1					0
		108											0
		109											1
		110											0
		111											1
		112											1
		113				1							0
		114											0
		115											4
		116		4									3
		117					1						2
		118		1					1	2	3		20
		119	1		2		1	1					0
		120											2
		121*											0
		122										1	14
		123		2			1						0
		124									1	1	13
		125	2		2		1						0
		126									1		9
		127	1			1							0
		128											0
		129											0
		130											0
		131											11
		132	1	1	1				1				0
		133											2
		134						1					3
		135											0
		136*											3
		137*				1							1
		138											1

# 労働安全衛生をめぐる状況

分類		疾病分類項目	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	1996～ 合計	
大	小 CODE													
	139	有機りん化合物（ジチオリン酸O-エチル=S・S-ジフェニル（別名EDDP）、ジチオリン酸O・O-ジエチル=S・S-（2-エチルチオエル）（別名エチルチオメトン）、チオリン酸O・O-ジエチル=O-2イソプロピル-4-メチル6-ピリミジニル（別名ダイアジノン）、チオリン酸O・O-ジメチル=O-4-ニトロ-メタトリル（別名MEP）、チオリン酸S-ベニル=O・O-ジイソプロピル（別名IBP）、フェニルホスホノチオン酸O-エチル=O-パラ-ニトロフェニル（別名EPN）、りん酸2・2-ジクロルピニル=ジメチル（別名DDVP）及びりん酸パラ-メチルチオフェニル=ジプロピル（別名プロバホス）	5		1		1	2	1				1	25
	140	カーバメート系化合物（メチルアルバミド酸オルト-セコンダリー-ブチルフェニル（別名BPMC）、メチルカルバミド酸メタ-トリル（別名MTMC）及びN-（メチルカルバモイルオキシ）チオアセトイミド酸S-メチル（別名メソミル）		1						1				3
	141	2・4-ジクロルフェニル=パラ-ニトロフェニル=エーテル（別名NIP）												0
	142	ジチオカーバメート系化合物（エチレンビス（ジチオカルバミド酸）亜鉛（別名ジネブ）及びエチレンビス（ジチオカルバミド酸）マンガ（別名マンネブ）												0
	143	N-(1・1・2・2-テトラクロルエチルチオ)-4-シクロヘキササン-1・2-ジカルボキシミド（別名ダイホルタン）												0
	144	トリクロルニトロメタン（別名クロルピクリン）												0
	145	二塩化1・1'-ジメチル-4・4'-ビピリジニウム（別名パラコート）						1						4
	146	パラ-ニトロフェニル=2・4・6-トリクロルフェニル=エーテル（別名CNP）												0
	147	ブラストサイジンS												0
	148	6・7・8・9・10・10-ヘキサクロル-5・5a・6・9・9a-ヘキサヒドロ-6・9-メタノ-2・4・3-ベンゾジオキサチエピン3-オキシド（別名ベンゾエピン）												0
	149	ペンタクロルフェノール（別名PCP）												0
	150	モノフルオル酢酸ナトリウム												0
	151	硫酸ニコチン												0
	152	アジ化ナトリウム									1			1
	153	インジウム及びその化合物												0
	154	2,3-エポキシプロピル=フェニルエーテル												0
	155	過酸化水素											1	1
	156	グルタルアルデヒド												0
	157	タリウム及びその化合物												0
	158	テトラメチルチウラムジスルフィド												0
	159	N-（トリクロロメチルチオ）-1,2,3,6-テトラヒドロフタルイミド												0
	160	二亜硫酸ナトリウム												0
	161	ニッケル及びその化合物												0
	162	ヒドロキノン 皮膚障害												0
	163	1-プロモプロパン												0
	164	2-プロモプロパン												0
	165	ヘキサヒドロ-1,3,5-トリニトロ-1,3,5-トリアジン												0
	166	ペルオキシ二硫酸アンモニウム												0
	167	ペルオキシ二硫酸カリウム												0
	168	ロジウム及びその化合物												0

注) \*: 有機溶剤中毒予防規則該当物質。合計には1996～2003年度分も含まれている。  
厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表7-1 傷病別長期療養者推移状況(2015年度)

区分	療養開始後1年以上経過した者の推移						本年度末療養中の内訳			
	前年度末療養中	新規該当者(再発を含む)	治ゆ又は中断者	死亡	傷病(補償)年金移行	本年度末療養中	1年以上1年6か月未満	1年6か月以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上
じん肺患者	7,752	335	47	577	142	7,321	128	131	246	6,816
せき髄損傷患者	431 (90)	420 (68)	380 (86)	7 (-)	64 (7)	400 (65)	152 (21)	74 (12)	83 (16)	91 (16)
外傷性の脳中枢損傷患者	760 (289)	640 (233)	591 (223)	10 (3)	65 (24)	734 (272)	209 (89)	156 (57)	159 (62)	210 (64)
頭頸部外傷症候群患者	490 (144)	394 (130)	417 (145)	2 (-)	6 (3)	459 (126)	127 (46)	75 (16)	102 (27)	155 (37)
頸肩腕症候群患者	148	79	63		1	163	18	19	22	104
腰痛患者	614	544	528	3	1	626	154	129	130	213
一酸化炭素中毒患者	5	4	5			4	1		1	2
振動障害患者	5,639	289	345	65		5,518	151	110	290	4,967
その他の患者	21,751 (3,904)	26,017 (5,019)	24,573 (4,848)	380 (6)	122 (10)	22,693 (4,059)	8,395 (1,800)	4,304 (728)	4,423 (863)	5,571 (668)
骨折	10,896 (2,807)	16,068 (3,890)	15,334 (3,727)	28 (3)	32 (7)	11,570 (2,960)	5,480 (1,436)	2,375 (527)	2,181 (608)	1,534 (389)
切断	514 (19)	621 (13)	645 (20)	1 (-)	2 (-)	487 (12)	195 (3)	109 (2)	115 (4)	68 (3)
関節の障害	2,894 (409)	3,325 (488)	3,297 (488)	5 (-)	2 (-)	2,915 (409)	1,101 (158)	642 (83)	666 (104)	506 (64)
打撲傷	1,189 (223)	1,440 (295)	1,412 (282)	7 (1)	7 (-)	1,203 (235)	435 (105)	257 (44)	264 (54)	247 (32)
創傷	802 (92)	1,185 (98)	1,200 (107)		2 (-)	785 (83)	301 (28)	171 (20)	174 (19)	139 (16)
その他	5,456 (354)	3,378 (235)	2,685 (224)	339 (2)	77 (3)	5,733 (360)	883 (70)	750 (52)	1,023 (74)	3,077 (164)
合計	37,590 (4,427)	28,722 (5,450)	26,949 (5,302)	1,044 (9)	401 (44)	37,918 (4,522)	9,335 (1,956)	4,998 (813)	5,456 (968)	18,129 (785)

注) ( )は通勤災害に係る件数で内数である。

厚生労働省労働基準局「労災保険事業年報」により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表7-2 年度別・傷病別長期(1年以上)療養者数

年度	じん肺患者	せき髄損傷患者	外傷性の脳中枢損傷患者	頭頸部外傷症候群患者	頸肩腕症候群患者	腰痛患者	一酸化炭素中毒患者	振動障害患者	その他の患者							合計
										骨折	切断	関節の障害	打撲傷	創傷	その他	
2005	9,628	362	734	603	127	551	7	8,119	16,644	9,348	486	1,698	1,208	762	3,142	36,775
2006	9,917	445	780	631	126	656	9	7,689	17,517	9,495	471	1,822	1,309	794	3,626	37,770
2007	9,869	439	743	567	153	713	8	7,363	17,512	9,040	464	1,934	1,285	801	3,988	37,367
2008	9,764	405	743	512	160	654	5	7,043	17,111	8,700	456	1,936	1,221	712	4,086	36,397
2009	9,498	367	716	506	158	672	5	6,723	16,915	8,459	457	1,971	1,180	719	4,129	35,560
2010	9,152	359	649	492	150	685	9	6,451	16,881	8,272	453	2,011	1,097	725	4,323	34,828
2011	9,122	362	645	492	150	694	9	6,449	16,949	8,301	454	2,001	1,104	728	4,361	34,872
2012	8,556	411	785	531	157	650	4	5,960	19,895	9,915	508	2,565	1,189	803	4,915	36,949
2013	8,182	373	792	513	153	615	5	5,750	21,025	10,506	498	2,767	1,231	808	5,215	37,408
2014	7,754	431	760	490	148	613	5	5,639	21,723	10,880	513	2,889	1,187	802	5,452	37,563
2015	7,321	400	734	459	163	626	4	5,518	22,693	11,570	487	2,915	1,203	785	5,733	37,918

## 労働安全衛生をめぐる状況

表8 都道府県別の死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別受給者数(2015年度)

都道府県	労災保険適用事業場数	労災保険適用労働者数	死亡災害発生状況	死傷災害発生状況(休業4日以上)	労災保険新規受給者数	障害(補償)給付			傷病(補償)年金新規受給者数	障害・傷病新規受給者数合計
						新規受給者数	一時金	年金		
北海道	136,461	1,979,464	77	6,613	32,025	1,018	910	108	59	1,077
青森	29,779	426,935	11	1,201	4,597	135	121	14	5	140
岩手	28,188	447,242	19	1,305	6,705	163	142	21	5	168
宮城	49,170	862,625	16	2,467	11,895	350	316	34	5	355
秋田	23,882	344,911	12	984	4,179	114	103	11	1	115
山形	26,362	382,422	7	1,126	6,565	125	114	11	10	135
福島	45,706	781,994	20	1,957	10,241	280	250	30	7	287
茨城	52,760	1,000,398	26	2,845	11,219	415	369	46	7	422
栃木	38,000	748,346	17	1,850	7,787	215	195	20	11	226
群馬	41,847	778,890	14	2,359	11,119	434	406	28	9	443
埼玉	102,260	2,085,220	32	5,754	34,168	784	707	77	9	793
千葉	87,910	1,754,527	36	5,092	25,177	746	666	80	11	757
東京	395,051	13,853,850	58	9,585	83,204	1,745	1,569	176	43	1,788
神奈川	136,525	2,852,452	28	6,598	38,257	1,174	1,069	105	10	1,184
新潟	56,008	918,270	22	2,363	12,808	399	367	32	7	406
富山	26,683	453,714	15	1,073	5,053	193	176	17	4	197
石川	27,624	461,886	9	987	5,481	134	119	15	5	139
福井	21,885	325,375	7	834	3,658	132	121	11	8	140
山梨	18,006	277,482	10	744	3,633	124	108	16	5	129
長野	49,755	804,472	16	1,965	10,727	232	201	31	18	250
岐阜	45,459	766,436	18	1,982	10,281	346	304	42	13	359
静岡	84,843	1,460,211	25	4,157	20,690	635	567	68	5	640
愛知	144,749	3,563,976	43	6,360	35,833	1,302	1,212	90	20	1,322
三重	38,374	660,855	18	2,071	9,273	468	446	22	3	471
滋賀	27,115	484,088	15	1,354	7,298	322	296	26	2	324
京都	57,673	1,026,201	8	2,296	12,103	701	652	49	3	704
大阪	211,929	4,695,201	51	8,125	45,412	2,351	2,177	174	19	2,370
兵庫	101,471	1,882,643	44	4,641	23,023	1,298	1,196	102	13	1,311
奈良	24,635	318,085	14	1,292	5,321	333	314	19	5	338
和歌山	26,198	309,830	14	1,073	4,679	258	231	27	8	266
鳥取	13,713	189,941	1	461	2,580	51	44	7	4	55
島根	18,289	245,726	8	689	3,448	90	80	10	3	93
岡山	43,401	771,579	14	1,821	9,192	513	478	35	39	552
広島	64,819	1,251,223	18	2,982	14,649	590	549	41	11	601
山口	31,839	537,865	22	1,308	6,015	230	209	21	4	234
徳島	17,892	245,020	10	807	3,259	190	176	14	3	193
香川	22,744	386,918	6	1,118	4,783	213	191	22	5	218
愛媛	34,279	509,240	19	1,452	5,942	311	291	20	9	320
高知	18,576	247,397	9	945	4,162	207	192	15	2	209
福岡	112,259	2,105,369	30	5,175	22,697	1,088	989	99	12	1,100
佐賀	17,805	288,766	9	1,089	4,119	158	144	14	1	159
長崎	31,701	434,731	13	1,459	5,593	215	198	17	10	225
熊本	40,243	595,720	16	1,929	7,186	250	223	27	11	261
大分	26,997	408,979	11	1,214	4,313	277	258	19	5	282
宮崎	26,518	353,483	15	1,332	5,715	213	200	13	9	222
鹿児島	37,359	545,085	20	1,985	7,470	218	201	17	8	226
沖縄	31,834	468,627	5	1,091	4,615	145	133	12	3	148
合計	2,746,576	56,293,670	928	117,910	618,149	21,885	19,980	1,905	469	22,354

注) 表1注参照(死傷災害は労働者死傷病報告による)。厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

都道府県	葬祭料・ 葬祭給付 受給者数	遺族(補償)給付			新規年金 受給者数 合計	合計	各年度末年金受給者数					
		新規受給 者数	一時金	年金			計	傷病(補償)年金			障害(補 償)年金	遺族(補 償)年金
								じん肺	せき損	その他		
北海道	275	320	79	241	408	14,813	571	442	59	70	5,407	8,835
青森	23	29	5	24	43	1,937	56	7	31	18	729	1,152
岩手	25	42	15	27	53	2,664	89	7	65	17	832	1,743
宮城	53	101	28	73	112	4,227	158	13	107	38	1,149	2,920
秋田	21	28	3	25	37	2,023	54	12	25	17	769	1,200
山形	31	40	5	35	56	1,917	80	33	33	14	740	1,097
福島	42	63	12	51	88	3,701	94	13	48	33	1,289	2,318
茨城	54	58	14	44	97	4,114	87	26	27	34	1,822	2,205
栃木	46	58	13	45	76	3,228	132	52	44	36	1,225	1,871
群馬	34	44	12	32	69	3,418	160	73	53	34	1,504	1,754
埼玉	91	113	27	86	172	6,633	97	13	36	48	3,408	3,128
千葉	89	94	18	76	167	6,374	122	5	52	65	3,098	3,154
東京	288	322	69	253	472	16,080	248	85	72	91	7,393	8,439
神奈川	169	188	51	137	252	9,436	173	51	59	63	4,399	4,864
新潟	44	57	10	47	86	4,674	169	50	79	40	1,742	2,763
富山	29	37	5	32	53	2,543	70	31	23	16	948	1,525
石川	25	31	7	24	44	1,907	23	14	4	5	729	1,155
福井	28	28	7	21	40	1,748	41	9	15	17	640	1,067
山梨	23	24	6	18	39	1,369	44	11	20	13	509	816
長野	41	57	8	49	98	3,634	112	64	23	25	1,350	2,172
岐阜	54	61	10	51	106	4,467	164	111	32	21	1,875	2,428
静岡	79	99	18	81	154	7,033	103	56	26	21	3,614	3,316
愛知	145	198	38	160	270	11,730	196	118	40	38	5,915	5,619
三重	44	52	13	39	64	4,007	252	223	10	19	1,678	2,077
滋賀	26	35	10	25	53	2,378	90	34	34	22	1,037	1,251
京都	59	76	19	57	109	4,200	89	45	20	24	1,996	2,115
大阪	230	253	54	199	392	16,865	331	169	59	103	8,498	8,036
兵庫	172	209	47	162	277	10,230	185	74	42	69	4,212	5,833
奈良	26	37	14	23	47	1,997	40	14	19	7	847	1,110
和歌山	37	42	7	35	70	2,317	85	57	10	18	935	1,297
鳥取	14	21	3	18	29	1,098	24	2	10	12	464	610
島根	7	11	2	9	22	1,539	40	21	7	12	594	905
岡山	114	135	48	87	161	4,878	278	219	33	26	1,609	2,991
広島	100	127	30	97	149	6,615	156	34	47	75	2,884	3,575
山口	54	59	11	48	73	3,299	70	19	29	22	1,198	2,031
徳島	20	22	4	18	35	1,740	29	3	16	10	739	972
香川	33	42	7	35	62	2,293	78	8	45	25	947	1,268
愛媛	39	58	17	41	70	3,200	116	22	53	41	1,177	1,907
高知	11	11	3	8	25	1,954	61	10	25	26	819	1,074
福岡	111	144	37	107	218	8,879	286	126	84	76	3,513	5,080
佐賀	17	27	4	23	38	1,551	92	29	49	14	521	938
長崎	61	82	24	58	85	3,374	417	364	34	19	846	2,111
熊本	53	63	12	51	89	3,366	347	244	51	52	1,038	1,981
大分	36	40	10	30	54	2,620	124	59	43	22	876	1,620
宮崎	34	30	4	26	48	2,111	129	41	64	24	816	1,166
鹿児島	27	38	6	32	57	2,631	101	20	54	27	1,012	1,518
沖縄	12	16	6	10	25	1,010	61	11	30	20	445	504
合計	3,046	3,722	852	2,870	5,244	213,822	6,524	3,144	1,841	1,539	89,787	117,511

注) 表1注参照(死傷災害は労働者死傷病報告による)。厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

# 労働安全衛生をめぐる状況

表9 都道府県別の業務上疾病の新規支給決定件数(2015年度)

分類			疾病分類項目	1	2	3	4	5	6
大	小	CODE		北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形
一			業務上の負傷に起因する疾病	323	24	58	98	33	63
	01		頭部又は顔面部の負傷による慢性硬膜下血腫、外傷性遅発性脳卒中、外傷性てんかん等の頭蓋内疾患	36	1	12	8	2	7
	02		脳、脊髄及び末梢神経等神経系の負傷による皮膚、筋肉、骨及び胸腹部臓器の疾患	5	0	0	0	0	1
	03		胸部又は腹部の負傷による胸膜炎、心膜炎、ヘルニア(横隔膜ヘルニア、腹膜癒痕ヘルニア等)等の胸腹部臓器の疾患	11	2	2	2	0	1
	04		負傷(急激な力の作用による内部組織の負傷を含む)による腰痛	223	17	38	77	26	52
	05		脊柱又は四肢の負傷による破傷風等の細菌感染症(負傷による腰痛を除く)	8	2	2	1	0	0
	06		皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症	8	1	2	2	1	0
	07		業務上の負傷又は異物の侵入、残留による眼疾患その他の臓器の疾患	24	1	1	6	3	2
	08		爆発その他事放的な事由による風圧、音響等に起因する業務性難聴等の耳の疾患	6	0	1	2	0	0
	99		CODE01から08までに掲げるもの以外の業務上の負傷に起因する疾病	2	0	0	0	1	0
二			物理的因子による次に掲げる疾病	36	2	9	13	5	9
			(有害光線による疾病)						
1	01		紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患	0	0	0	0	1	1
2	02		赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患	0	0	0	0	0	0
3	03		レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患	0	0	0	0	0	0
4	04		マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患	0	0	0	0	0	0
5	05		電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害	0	0	0	0	0	0
			(皮膚障害)						
			(白内障)						
			(急性放射線症)						
			(再生不良性貧血)						
			(造血器障害)						
			(異常気圧による疾病)						
6	06		高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病	0	0	0	0	0	0
7	07		気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症	0	0	0	0	0	0
			(異常温度条件による疾病)						
8	08		暑熱な場所における業務による熱中症	4	1	5	12	3	7
9	09		高熱な物体を取り扱う業務による熱傷	0	0	0	0	0	0
10	10		寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷	3	0	2	1	1	0
11	11		著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患	29	1	2	0	0	1
12	12		超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死	0	0	0	0	0	0
13	99		1から12までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0
三			身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病	145	5	12	55	4	15
1	01		重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱(腰痛を除く)	10	0	0	4	0	0
2	02		重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛(負傷に起因する腰痛を除く)	2	0	1	0	0	0
3	03		ざく岩機、鋸打機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の抹梢循環障害、抹梢神経障害又は運動器障害	66	1	1	28	0	1
4	04-09		電子計算機への入力を反復して行う業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による後頭部、頸部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害	67	4	10	23	4	14
5	99		1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0



# 労働安全衛生をめぐる状況

分類			疾病分類項目	25	26	27	28	29	30
大	小	CODE		滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
一			業務上の負傷に起因する疾病	92	129	276	171	49	35
	01		頭部又は顔面部の負傷による慢性硬膜下血腫、外傷性遅発性脳卒中、外傷性てんかん等の頭蓋内疾患	14	12	20	17	6	5
	02		脳、脊髄及び末梢神経等神経系の負傷による皮膚、筋肉、骨及び胸腹部臓器の疾患	1	1	1	4	0	1
	03		胸部又は腹部の負傷による胸膜炎、心膜炎、ヘルニア(横隔膜ヘルニア、腹膜癒痕ヘルニア等)等の胸腹部臓器の疾患	12	2	9	6	0	0
	04		負傷(急激な力の作用による内部組織の負傷を含む)による腰痛	53	100	204	121	34	25
	05		脊柱又は四肢の負傷による破傷風等の細菌感染症(負傷による腰痛を除く)	2	1	4	4	1	0
	06		皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症	2	1	8	3	2	0
	07		業務上の負傷又は異物の侵入、残留による眼疾患その他の臓器の疾患	7	10	28	15	6	3
	08		爆発その他事後的な事由による風圧、音響等に起因する業務性難聴等の耳の疾患	0	0	1	1	0	0
	99		CODE01から08までに掲げるもの以外の業務上の負傷に起因する疾病	1	2	1	0	0	1
二			物理的因子による次に掲げる疾病	9	13	26	41	2	10
			(有害光線による疾病)						
1	01		紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患	0	0	0	0	0	0
2	02		赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患	0	0	0	0	0	0
3	03		レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患	1	0	0	0	0	0
4	04		マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患	0	0	0	0	0	0
5	05		電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害	0	0	0	0	0	0
			(皮膚障害)						
			(白内障)						
			(急性放射線症)						
			(再生不良性貧血)						
			(造血器障害)						
			(異常気圧による疾病)						
6	06		高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病	0	0	0	2	0	1
7	07		気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症	0	0	0	0	0	0
			(異常温度条件による疾病)						
8	08		暑熱な場所における業務による熱中症	6	12	21	6	1	2
9	09		高熱物体を取り扱う業務による熱傷	0	0	0	0	0	0
10	10		寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷	1	1	1	1	0	1
11	11		著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患	1	0	4	32	1	6
12	12		超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死	0	0	0	0	0	0
13	99		1から12までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0
三			身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病	29	31	64	28	9	12
1	01		重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱(腰痛を除く)	2	8	5	3	0	1
2	02		重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛(負傷に起因する腰痛を除く)	6	3	0	3	1	0
3	03		さく岩機、鋸打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の抹梢循環障害、抹梢神経障害又は運動器障害	1	7	2	5	1	7
4	04-09		電子計算機への入力を反復して行う業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による後頭部、頸部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害	20	12	57	17	7	4
5	99		1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病	0	1	0	0	0	0

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	合計
鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	
10	32	49	99	21	49	34	38	52	212	24	64	53	47	65	78	57	4,204
1	6	4	6	3	2	4	4	8	15	2	11	10	3	9	6	7	485
0	0	1	1	1	4	0	1	0	0	0	0	0	1	2	0	0	59
1	0	2	4	0	2	2	1	2	2	0	3	1	4	1	1	1	148
7	19	34	78	16	37	26	27	37	166	19	40	29	34	39	62	39	2,950
0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1	0	2	0	1	0	1	64
1	3	1	2	0	0	0	1	0	8	1	3	4	0	3	1	4	123
0	1	5	6	1	4	1	4	5	15	1	5	7	5	5	8	4	307
0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	1	0	0	34
0	3	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	4	0	1	34
2	5	14	15	8	7	15	22	13	16	6	14	26	25	33	16	2	693
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	7
0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	8
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	15
1	3	13	6	4	1	5	6	6	7	4	3	3	3	2	5	1	323
0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	10
1	1	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	1	0	1	0	0	34
0	1	0	9	3	6	9	16	6	7	0	11	22	17	30	11	0	291
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2
0	4	9	32	7	8	5	17	18	27	2	5	15	14	51	16	12	1,323
0	0	1	3	2	1	1	2	3	4	0	4	0	1	0	0	1	214
0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	39
0	2	1	5	2	4	0	9	8	3	0	1	14	9	48	12	1	276
0	1	7	23	3	3	4	6	7	19	2	0	1	4	3	4	10	787
0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	7

# 労働安全衛生をめぐる状況

分類		疾病分類項目	1	2	3	4	5	6
大	小 CODE		北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形
四		化学物質等による次に掲げる疾病	12	3	2	1	1	1
1	01	労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む）にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの	3	2	2	0	0	0
2	02	フッ素樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による悪寒、発熱等の症状を伴う呼吸器疾患	0	0	0	0	0	0
	03	塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜及び気道粘膜の炎症等の疾患	0	0	0	0	0	0
3	04	すす、鉱物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患	1	1	0	1	0	0
4	05	蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	1	0	0	0	0	0
5	06	木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場合における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	0	0	0	0	0	0
6	07	落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患	0	0	0	0	0	0
7		石綿にさらされる業務による良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚	6	0	0	0	0	1
	08	（良性石綿胸水）	(3)					
	09	（びまん性胸膜肥厚）	(3)					(1)
8	10	空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症	1	0	0	0	0	0
9	99	1から8までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	1	0
五	56	粉じんを飛散する場合における業務によるじん肺症又はじん肺法（昭和35年法律第30号）に規定するじん肺と併したじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第1条各号に掲げる疾病	68	4	1	9	1	3
	01	（管理4）	(21)	(1)	(1)	(2)		(1)
	02	（肺結核）	(1)					
	03	（結核性胸膜炎）						
	04	（続発性気管支炎）	(29)	(3)		(7)	(1)	(2)
	05	（続発性気管支拡張症）						
	06	（続発性気胸）	(9)					
	07	（原発性肺がん）	(8)					
六		細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病	3	1	0	2	1	1
1	01-04	患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患	2	0	0	2	1	1
	01	（患者の診療の業務）						
	02	（患者の看護の業務）						
	03	（介護の業務）						
	04	（研究その他の目的で病原体を取り扱う業務）						
2	05	動物若しくはその死体、獣毛、草その他動物性の物又はほろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患	0	0	0	0	0	0
3	06	湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症	0	0	0	0	0	0
4	07	屋外における業務による恙虫病	0	0	0	0	0	0
5	99	1から4までに掲げるもののほか、これらの疾患に付随する疾患その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	1	1	0	0	0	0
七		がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病	68	5	4	16	2	3
1	01	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
2	02	ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
3	03	4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
4	04	4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
5	05	ビス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0
6	06	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0

7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重
4	2	1	4	5	9	18	15	1	3	0	1	0	3	4	4	9	3
1	1	1	3	2	2	3	2	0	3	0	0	0	3	2	3	5	2
0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
0	1	0	0	1	5	11	10	1	0	0	1	0	0	1	0	2	1
							(3)	(1)			(1)					(2)	
	(1)			(1)	(5)	(11)	(7)							(1)			(1)
1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	1	1	3	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
7	1	3	1	4	10	29	13	5	6	3	6	2	2	13	5	13	4
(2)	(1)			(4)	(5)		(4)	(3)	(1)	(1)	(3)			(7)		(3)	(1)
														(2)			
(3)		(2)	(1)		(2)	(29)	(8)	(2)	(2)	(2)	(3)			(3)	(4)	(5)	(3)
(1)					(1)							(1)					(1)
(1)		(1)			(2)		(1)		(3)			(1)	(2)	(1)	(1)	(4)	
0	1	0	2	7	19	22	25	3	0	1	0	0	2	2	4	8	0
0	1	0	1	6	15	15	17	3	0	0	0	0	0	2	3	7	0
0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
0	0	0	0	1	1	1	3	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0
0	0	0	1	0	3	5	3	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0
13	7	4	3	23	26	123	63	15	12	8	4	3	5	13	18	55	8
0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

# 労働安全衛生をめぐる状況

分類		疾病分類項目	25	26	27	28	29	30
大	小 CODE		滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
四		化学物質等による次に掲げる疾病	3	3	10	7	3	1
1	01	労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む）にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの	1	2	3	4	0	0
2	02	フッ素樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による悪寒、発熱等の症状を伴う呼吸器疾患	0	0	0	0	0	0
	03	塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜及び気道粘膜の炎症等の疾患	0	0	0	0	0	0
3	04	すす、鉱物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患	0	0	0	1	2	0
4	05	蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	0	0	2	1	0	0
5	06	木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場合における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	0	0	0	0	0	0
6	07	落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患	2	0	0	0	0	0
7		石綿にさらされる業務による良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚	0	1	4	1	1	1
	08	（良性石綿胸水）			(2)		(1)	
	09	（びまん性胸膜肥厚）		(1)	(2)	(1)		(1)
8	10	空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症	0	0	0	0	0	0
9	99	1から8までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	0	0	1	0	0	0
五	56	粉じんを飛散する場合における業務によるじん肺症又はじん肺法（昭和35年法律第30号）に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第1条各号に掲げる疾病	0	6	10	10	1	4
	01	（管理4）		(2)	(7)	(1)		
	02	（肺結核）						
	03	（結核性胸膜炎）						
	04	（続発性気管支炎）		(3)	(1)	(4)	(1)	(2)
	05	（続発性気管支拡張症）						
	06	（続発性気胸）			(2)			
	07	（原発性肺がん）		(1)		(5)		(2)
六		細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病	2	4	21	12	2	1
1	01-04	患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患	1	3	17	9	2	1
	01	（患者の診療の業務）						
	02	（患者の看護の業務）						
	03	（介護の業務）						
	04	（研究その他の目的で病原体を取り扱う業務）						
2	05	動物若しくはその死体、獣毛、草その他動物性の物又はほろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患	0	0	0	0	0	0
3	06	湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症	0	0	0	0	0	0
4	07	屋外における業務による恙虫病	1	1	1	2	0	0
5	99	1から4までに掲げるもののほか、これらの疾患に付随する疾患その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	0	0	3	1	0	0
七		がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病	8	13	82	75	7	14
1	01	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	2	0	0	3
2	02	ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	3
3	03	4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
4	04	4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
5	05	ビス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0
6	06	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	合計
鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	
0	3	11	9	5	0	2	0	2	11	3	6	4	2	1	2	0	194
0	0	5	7	0	0	1	0	2	6	2	1	2	0	0	2	0	78
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	0	1	1	1	0	0	0	16
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	5
0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	6
0	2	4	1	5	0	1	0	0	2	1	1	0	0	1	0	0	67
	(1)	(3)	(1)						(1)					(1)			(20)
	(1)	(1)		(5)		(1)			(1)	(1)	(1)						(47)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	4
0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	13
0	0	13	7	6	0	4	6	1	4	0	29	4	3	5	4	0	330
		(3)	(2)	(1)		(1)					(1)			(1)	(2)		(82)
		(1)															(4)
											(1)						(1)
		(4)	(5)	(3)		(3)	(6)	(1)	(3)		(23)	(3)	(3)	(4)	(1)		(181)
				(1)					(1)								(2)
		(5)		(1)													(15)
											(4)	(1)			(1)		(45)
1	0	4	3	0	1	1	0	0	3	0	16	5	1	0	0	5	186
1	0	3	2	0	1	0	0	0	3	0	1	4	1	0	0	2	127
0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	4
0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	15
0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	15	0	0	0	0	0	36
2	0	21	48	20	3	14	13	1	42	3	32	9	7	2	3	2	922
0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	8
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	5
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

# 労働安全衛生をめぐる状況

分類		疾病分類項目	1	2	3	4	5	6
大	小 CODE		北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形
8		石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	68	5	3	16	2	3
	07	(石綿に曝される業務による肺がん)	(25)	(1)	(1)	(9)		(1)
	08	(石綿に曝される業務による中皮腫)	(43)	(4)	(2)	(7)	(2)	(2)
9	09	ベンゼンにさらされる業務による白血病	0	0	0	0	0	0
10	10-11	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫又は肝細胞がん	0	0	0	0	0	0
13		電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫	0	0	0	0	0	0
	12	(白血病)						
	13	(肺がん)						
	14	(皮膚がん)						
	15	(骨肉腫)						
	16	(甲状腺がん)						
	17	(多発性骨髄腫)						
	18	(非ホジキンリンパ腫)						
14	19	オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
15	20	マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
16	21	コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	0	0	1	0	0	0
17	22	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	0
18	23	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	0
19	24	砒素を含有する鉛石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	0	0	0	0	0	0
20	25	すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん	0	0	0	0	0	0
6	26	ベリリウムにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0
11	27	1,2-ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん	0	0	0	0	0	0
12	28	ジクロロメタンプロパンにさらされる業務による胆管がん	0	0	0	0	0	0
21	99	1から17までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0
八	01	長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止(心臓性突然死を含む。)若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病	7	3	4	9	2	1
		(脳血管疾患)	(5)	(1)	(2)	(8)	(1)	
		(虚血性心疾患等)	(2)	(2)	(2)	(1)	(1)	(1)
九	01	人の生命に関わる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病	19	7	6	11	3	7
十		前各号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病	0	0	0	0	0	0
	01	超硬合金の粉じんを飛散する場所における業務による気管支肺疾患						
	02	亜鉛黄又は黄鉛を製造する工程における業務による肺がん						
	03	ジアニシジンにさらされる業務による尿路系腫瘍						
十一	01	その他業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0
		[じん肺症患者に発生した肺がん] 2003年度以降第五号へ移行						
		[非災害性脳血管疾患] 2010年度以降第八号へ移行						
		[非災害性虚血性心疾患等] 2010年度以降第八号へ移行						
		[精神障害等] 2010年度以降第九号へ移行						
合計			681	54	96	214	52	103
A: 具体的列挙規定に係る業務上疾病の合計			680	53	96	214	51	103
B: 包括的救済規定に係る業務上疾病の合計			1	1	0	0	1	0
A/(A+B)			99.9%	98.1%	100.0%	100.0%	98.1%	100.0%

7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重
12	7	4	3	23	26	121	63	15	12	8	4	3	5	13	18	53	8
(3)	(2)	(1)	(1)	(12)	(12)	(52)	(30)	(4)	(5)	(3)	(1)	(1)	(3)	(2)	(3)	(18)	(5)
(9)	(5)	(3)	(2)	(11)	(14)	(69)	(33)	(11)	(7)	(5)	(3)	(2)	(2)	(11)	(15)	(35)	(3)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	6	5	5	10	5	35	19	2	1	1	0	0	5	3	5	20	4
(2)	(2)	(2)	(2)	(7)	(4)	(19)	(13)						(2)	(2)	(5)	(16)	(3)
(1)	(4)	(3)	(3)	(3)	(1)	(16)	(6)	(2)	(1)	(1)			(3)	(1)		(4)	(1)
10	9	1	6	11	17	93	38	5	6	5	5	4	3	2	9	10	6
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
153	153	42	97	530	439	726	500	147	51	84	57	51	122	126	128	319	177
153	153	42	96	529	435	715	496	145	51	83	57	51	122	126	126	318	177
0	0	0	1	1	4	11	4	2	0	1	0	0	0	0	2	1	0
100.0%	100.0%	100.0%	99.0%	99.8%	99.1%	98.5%	99.2%	98.6%	100.0%	98.8%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	98.4%	99.7%	100.0%

## 労働安全衛生をめぐる状況

分類		疾病分類項目	25	26	27	28	29	30
大	小		滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
8		石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	8	13	80	75	6	8
	07	(石綿に曝される業務による肺がん)	(5)	(8)	(17)	(33)	(3)	(4)
	08	(石綿に曝される業務による中皮腫)	(3)	(5)	(63)	(42)	(3)	(4)
9	09	ベンゼンにさらされる業務による白血病	0	0	0	0	0	0
10	10-11	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫又は肝細胞がん	0	0	0	0	0	0
13		電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫	0	0	0	0	0	0
	12	(白血病)						
	13	(肺がん)						
	14	(皮膚がん)						
	15	(骨肉腫)						
	16	(甲状腺がん)						
	17	(多発性骨髄腫)						
	18	(非ホジキンリンパ腫)						
14	19	オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
15	20	マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
16	21	コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	0	0	0	0	0	0
17	22	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	0
18	23	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	0
19	24	砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	0	0	0	0	0	0
20	25	すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん	0	0	0	0	0	0
6	26	ベリリウムにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0
11	27	1,2-ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん	0	0	0	0	1	0
12	28	ジクロロメタンロパンにさらされる業務による胆管がん	0	0	0	0	0	0
21	99	1から17までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0
八	01	長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止(心臓性突然死を含む。)若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病	3	8	20	11	1	4
		(脳血管疾患)	(3)	(6)	(14)	(9)		(4)
		(虚血性心疾患等)		(2)	(6)	(2)	(1)	
九	01	人の生命に関わる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病	9	15	39	24	3	2
十		前各号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病	0	0	0	0	0	0
	01	超硬合金の粉じんを飛散する場所における業務による気管支肺疾患						
	02	亜鉛黄又は黄鉛を製造する工程における業務による肺がん						
	03	ジアニジンにさらされる業務による尿路系腫瘍						(1)
十一	01	その他業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0
		[じん肺症患者に発生した肺がん] 2003年度以降第五号へ移行						
		[非災害性脳血管疾患] 2010年度以降第八号へ移行						
		[非災害性虚血性心疾患等] 2010年度以降第八号へ移行						
		[精神障害等] 2010年度以降第九号へ移行						
合計			155	222	548	379	77	83
A: 具体的列挙規定に係る業務上疾病の合計			155	221	544	378	77	83
B: 包括的救済規定に係る業務上疾病の合計			0	1	4	1	0	0
A/(A+B)			100.0%	99.5%	99.3%	99.7%	100.0%	100.0%

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	合計
鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	
2	0	21	48	20	3	14	13	1	39	3	32	8	6	2	3	2	902
(1)		(11)	(27)	(10)	(1)	(9)	(5)		(12)	(1)	(15)	(2)	(2)	(1)		(1)	(363)
(1)		(10)	(21)	(10)	(2)	(5)	(8)	(1)	(27)	(2)	(17)	(6)	(4)	(1)	(3)	(1)	(539)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	4
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	0	3	10	1	3	2	1	1	13	1	5	4	0	2	1	1	251
		(2)	(4)	(1)	(2)			(1)	(10)		(5)	(3)		(1)		(1)	(162)
(1)		(1)	(6)		(1)	(2)	(1)		(3)	(1)		(1)		(1)	(1)		(89)
4	1	3	13	2	2	2	1	2	21	9	7	3	4	6	4	3	472
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(1)	0	0	0	0	0	0
											(1)						(1)
																	(1)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	(1)	0	0	0	0	0	0	0	(1)
20	45	127	236	70	73	79	98	90	348	48	177	123	103	165	124	82	8,574
20	45	126	233	70	73	79	98	90	348	48	161	123	102	165	124	82	8,517
0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	16	0	1	0	0	0	57
100.0%	100.0%	99.2%	98.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	91.0%	100.0%	99.0%	100.0%	100.0%	100.0%	99.3%

# 労働安全衛生をめぐる状況

表10 都道府県別・傷病別長期(1年以上)療養者数(2015年度末)

	じん肺患者	せき髄損傷患者	外傷性の脳中枢損傷患者	頭頸部外傷症候群患者	頸肩腕症候群患者	腰痛患者	一酸化炭素中毒患者	振動障害患者	その他の患者							合計
										骨折	切断	関節の障害	打撲傷	創傷	その他	
北海道	1,087	24	40	39	12	42		889	1,364	638	15	283	61	40	327	3,497
青森	46	14	10	1		1		34	287	179	10	34	17	8	39	393
岩手	56	7	16	2		6		20	242	123	8	29	9	16	57	349
宮城	205	7	14	16	4	21		63	669	378	4	69	36	38	144	999
秋田	47	2	5	1		4		11	178	91	1	12			74	248
山形	109	3	4			5		30	174	83	8	10	3	5	65	325
福島	186	8	6	1		3		27	235	131	5	26	4	2	67	466
茨城	132	7	23	13	4	19		9	305	145	10	13	11		126	512
栃木	44	8	15	7		3		15	292	164	7	49	13	7	52	384
群馬	74	3	8	2	4	6		25	328	174	8	49	38	15	44	450
埼玉	60	22	18	21	7	53	1	33	1,101	565	34	151	97	49	205	1,316
千葉	46	28	48	49	14	90	1	17	1,353	655	30	277	98	71	222	1,646
東京	256	26	110	59	39	59		71	2,311	1,070	50	250	117	78	746	2,931
神奈川	165	31	60	33	11	82	1	57	1,542	734	23	195	54	50	486	1,982
新潟	241	6	3	9		1		98	322	159	9	25	4	11	114	680
富山	106	2	7	2		2		39	167	85	8	11	4	5	54	325
石川	41	5	2			2		20	133	78	4	12	5	3	31	203
福井	94	5	4	4		2		85	142	74	3	20	3	4	38	336
山梨	36	4	1	3		1		22	107	62	6	10	4	4	21	174
長野	120	10	17	9		10		106	410	232	7	63	19	27	62	682
岐阜	223	3	10	1		2		71	311	166	7	25	16	11	86	621
静岡	136	19	33	17		8		70	672	384	13	87	27	25	136	955
愛知	147	9	16	4	1			53	1,112	641	24	73	108	28	238	1,342
三重	48	2	3	5		2		80	142	61	7	17	5	4	48	282
滋賀	47	6	14	19	30	51		47	312	163	7	34	36	6	66	526
京都	129	6	10	1	3	10	1	182	398	212	6	61	15	1	103	740
大阪	173	21	58	26	17	47		98	2,205	1,159	53	310	186	81	416	2,645
兵庫	330	22	23	32	8	42		125	1,026	479	16	113	34	50	334	1,608
奈良	70	3	8		1			41	164	90	11	11	6	6	40	287
和歌山	71	3	7			1		56	227	118	3	23	11	8	64	365
鳥取	26	1				1		13	39	25	1	5			8	80
島根	53	2	4					61	56	30		6	1	4	15	176
岡山	453	3	11	10		2		40	388	191	11	50	6	5	125	907
広島	289	16	34	24		16		164	871	411	12	129	49	24	246	1,414
山口	147	4	4	1				44	286	148	2	20	11	15	90	486
徳島	61	2	1	2	1	1		167	96	56	3	11	3	3	20	331
香川	58	3	8	1	2	2		46	159	74	3	15	6	5	56	279
愛媛	261	6	16	16		2		472	389	186	14	48	17	19	105	1,162
高知	120	4	2	2		2		579	207	115	1	48	7	4	32	916
福岡	265	9	25	1				52	657	336	13	89	15	19	185	1,009
佐賀	45	5	1					23	120	65	4	18	3	2	28	194
長崎	499	9	8			2		44	245	105	2	27	6	1	104	807
熊本	49	5	3	4		2		209	215	136	4	20	6	7	42	487
大分	263	5	13	1	4	8		372	236	121	4	37	15	8	51	902
宮崎	69	3	3	2				516	113	54	3	12	1	3	40	706
鹿児島	117	3	7	9		11		200	244	141	8	23	8	6	58	591
沖縄	21	4	1	10	1	2		22	141	83	5	15	8	7	23	202
合計	7,321	400	734	459	163	626	4	5,518	22,693	11,570	487	2,915	1,203	785	5,733	37,918

注) 厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

# 労働基準行政関係通達等

## 2016年度

2016. 4. 1 基発0401第54号「長時間労働が行われている事業場に対する監督指導の徹底について」★
2016. 4. 1 基監発0401第1号/基政発0401第1号「時間外・休日労働に関する協定届に係る情報のデータ管理について」★
2016. 4. 1 基監発0401第2号「時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超え100時間以下と考えられる事業場に対する監督指導の実施に当たって留意すべき事項について」★
2016. 4. 1 基監発0401第3号「長時間労働抑制監督における是正勧告等について」★
2016. 4. 1 基監発0401第4号「違法な長時間労働に係る司法処分の効果的な公表について」★
2016. 4. 1 基監発0401第5号「労働時間管理適正化指導員の活用について」★
2016. 4. 1 基監発0401第6号「『長時間労働が行われている事業場に対する監督指導の徹底に当たって留意すべき事項について』の一部改正等について」★
2016. 4. 1 基勤発0401第1号「労働時間等設定改善関係業務の運営に当たって留意すべき事項について」☆
2016. 4. 1 地発0401第15号/基発0401第57号等「過重労働特別監督監理官の設置について」☆
2016. 4. 1 基発0401第65号「『受動喫煙防止対策助成金の支給の実施について』の一部改正について」
2016. 4. 1 地発0401第11号/基発0401第71号等「平成28年度地方労働行政運営方針について」
2016. 4. 1 基発0401第72号「ストレスチェック制度の施行を踏まえた当面のメンタルヘルス対策の推進について」
2016. 4. 1 基監発0401第9号/基勤発0401第1号/基政発0401第4号/基安労発0401第6号「ストレスチェック制度の施行を踏まえた当面のメンタルヘルス対策の推進に当たっての具体的手法について」★
2016. 4. 1 基安労発0401第7号「メンタルヘルス対策への協力依頼について」★
2016. 4. 1 基監発0401第11号「『長時間労働による脳・心臓疾患又は精神障害に係る労災請求が行われた事業場に対する当面の対応について』の一部改正について」★
2016. 4. 1 地発0401第5号/基発0401第73号「『職場のパワーハラスメント対策の推進について』の一部改正について」
2016. 4. 1 基発0401第75-76号「『労災保険における訪問看護の取扱いについて』の一部改正について」★
2016. 4. 1 基発0401第81号「労働保険適用指導員規程の一部を改正する訓令の施行について」★
2016. 4. 1 基発0401第85号「メンタルヘルス対策関連通達の廃止等について」★
2016. 4. 1 発基安0401第1号「『受動喫煙防止対策助成金の支給について』の一部改正について」
2016. 4. 1 基安労発0401第3号「『受動喫煙防止対策助成金の申請に係る必要書類の作成要領について』の一部改正について」
2016. 4. 1 基総発0401第1号「『裁判所等からの文書提出命令等に対する具体的な対応について』の改正について」★
2016. 4. 1 基総発0401第2号「都道府県労働局雇用環境・均等部(室)の設置に伴う通達等の改正について」☆
2016. 4. 1 基総発0401第4号「平成28年度業務運

## 2016年度 労働基準行政関係通達

- 営に係る重点化ガイドラインについて」★
2016. 4. 1 基総発0401第5号「『労働基準行政における個人情報漏えい防止マニュアル』の改訂について」★
2016. 4. 1 地発0401第10号「都道府県労働局文書取扱規則準則及び労働基準監督署文書取扱規則準則の改正について」★
2016. 4. 4 基発0404第4号「労働基準行政情報システム事務処理手引(概要・共通編、監督関連編、安全衛生編、賃金関連編)の改訂について」★
2016. 4. 4 基政発0404第1号「労働時間等設定改善関係業務の運営に当たって留意すべき事項について」☆
2016. 4. 13 基発0413第2-3号「建材中の石綿含有率の分析方法について」
2016. 4. 19 基発0419第3号「労働安全衛生法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示について」
2016. 4. 21 基安発0421第1-2号/基安発0421第2-3号「平成28年熊本地震の復旧工事における労働災害防止対策の徹底について」
2016. 4. 21 基安発0421第4号/基安発0421第5号/基安発0421第6号「平成28年度の建設業における安全衛生対策の推進に係る協力要請について」
2016. 4. 21 安全課事務連絡「平成28年度の建設業における安全衛生対策の推進に係る協力要請について」
2016. 4. 22 地発0422第6号「厚生労働省保有個人情報管理規程の一部改正に伴う都道府県労働局保有個人情報管理規程準則の改正について」★
2016. 4. 25 基発0425第2号「バス運転者の労働時間管理等の徹底に関する要請について」☆
2016. 4. 25 基発0425第3号「バス運転者の労働時間等労務管理の徹底に関する要請について」★
2016. 4. 25 基安発0425第2号「橋梁建設工事における橋桁の落下防止等に関する安全総点検について」
2016. 4. 25 基発0425第7号「労災レセプト電算処理システムの機械処理事務手引の一部改正について」★
2016. 4. 26 基発0426第1-3号「平成28年度全国安全週間の実施について」★
2016. 4. 26 基安発0426第1号「『受動喫煙防止対策助成金に関する質疑応答集(Q&A)について』の一部改正について」
2016. 5. 1 基発0501第1号「義肢等補装具支給要綱の一部改正について」★
2016. 5. 13 基発0513第1号「中央じん肺診査医会の開催について(通知)」★
2016. 5. 17 補償課事務連絡「『義肢等補装具費支給要綱の一部改正について』の取扱いについて」★
2016. 5. 18 基発0518第1号「平成28年熊本地震に伴う監督指導業務等の当面の運営について」★
2016. 5. 19 基安発0519第3号「特定緊急作業従事者等(国の援助対象者)のうち平成27年10月から平成28年3月までの未受診者に対するがん検診等実施について」★
2016. 5. 23 基発0523第1号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」★
2016. 5. 23 基安発0523第1号「産業医の選任の改善について」★
2016. 5. 23 基安化発0523第1号「石綿等が吹き付けられた建築物等からの石綿等の飛散及びばく露防止対策の徹底について(通知)」★
2016. 5. 24 基監発0524第1号「長時間労働の是正に向けた法規制の執行強化に関する会議の開催について」★
2016. 5. 25 基発0525第3号/職発0525第12号「都道府県労働局における労働基準部と職業安定部等との連携について」★
2016. 5. 25 基監発0525第1号「都道府県労働局における労働基準部と職業安定部等との連携に当たって留意すべき事項について」★
2016. 5. 27 基監発0527第1号「警察庁、法務省及び厚生労働省の三省庁による「不法就労等外国人対策に係る具体的施策について」の策定について」★
2016. 5. 30 基監発0530第1号「平成28年度『外国人労働者問題啓発月間』の実施に当たって留意すべき事項について」★
2016. 5. 31 基安発0531第1号「平成28年熊本地震の復旧工事における土砂崩壊災害防止対策等の徹底について」
2016. 5. 31 基安発0531第3号「熊本地震における石

綿対策の徹底について」★

2016. 6. 1 基安労発0601第4号「東京電力福島第一原子力発電所において緊急作業に従事した者に対する長期的健康管理の実施について(依頼)」★
2016. 6. 3 基発0603第2号「『中小企業における労働条件の確保・改善に関する公正取引委員会・経済産業省との通報制度等について』の一部改正について」☆
2016. 6. 3 基監発0603第1号「『中小企業における労働条件の確保・改善に関する公正取引委員会・経済産業省との通報制度等の運用について』の一部改正について」★
2016. 6. 3 基発0603第4-6号「高校生アルバイトの労働条件の確保について(要請)」☆
2016. 6. 13 補償課事務連絡「健康保険における診療報酬改定関連通知の一部訂正に伴う労災診療費等の差額請求の取扱いについて」★
2016. 6. 14 基監発0614第1号「労働基準監督機関が保有する捜査資料の管理の徹底及び点検の実施について」★
2016. 6. 15 基発0615第2号「『労働者災害補償保険法施行規則第46条の18第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める機械の種類の一部を改正する件』の施行等について(伺い)」☆
2016. 6. 15 基監発0615第1号「学習塾における学生アルバイト等の労働条件の確保のための監督指導の実施について」★
2016. 6. 16 基発0616第3号「『労働基準局の内部組織に関する細則』の一部改正について(内申)」★
2016. 6. 16 基安安発0616第1-2号「陸上貨物運送事業における荷役作業の労働災害防止対策の推進について」★
2016. 6. 16 基安安発0616第3-4号「製造業における未熟練労働者に対する安全衛生教育の推進について」★
2016. 6. 16 基安安発0616第5-6号「飲食店における労働災害防止対策の推進について」★
2016. 6. 17 地発0617第1号「『情報公開事務処理の手引き』の全部改訂について(通知)」★
2016. 6. 17 地発0617第2号「行政機関個人情報保護法開示請求等の事務処理の手引の一部改正について(通知)」★
2016. 6. 20 基安発0620第1号「オルトトルイジンによる健康障害の防止対策の継続的な実施について」

2016. 6. 20 基安発0620第1号「オルトトルイジン取扱い事業場に対する指導の継続的な実施について」★
2016. 6. 20 基安発0620第2-3号「事業場における発がん性のおそれのある化学物質に係る健康障害防止対策の徹底について」
2016. 6. 20 基安安発0620第2号「橋梁建設工事における橋桁の落下防止等に関する安全総点検結果について」
2016. 6. 21 基発0621第7号「労働基準局の組織の変更等について」☆
2016. 6. 23 基安安発0623第1号「建設業に従事する一人親方等の非労働者の死亡災害に係る情報収集について」★
2016. 6. 27 基発0627第4号「労働基準行政情報システムに係る機械処理手引の一部改訂について」★
2016. 6. 27 基監発0627第1号「司法処理の積極的取組について」★
2016. 6. 27 基賃発0627第1号「『最低賃金関係事務取扱手引』の一部改正について」★
2016. 6. 28 労働保険徴収課事務連絡「個人情報漏えい事案の頻発について(注意喚起)」★
2016. 7. 4 基安安発0704第1-2号/基安労発0704第1-2号「社会福祉施設における労働災害防止対策の推進について」★
2016. 7. 4 補償課事務連絡「無人航空機による農業散布等作業従事者の特別加入に係る当面の事務処理上の留意点について」★
2016. 7. 19 基監発0719第2号「社会保険労務士による労働争議への介入について」☆
2016. 7. 19 基監発0719第3号「社会保険労務士の業務について」☆
2016. 7. 25 基安安発0725第1-2号/基安化発0725第1-2号「災害廃棄物の処理における労働安全衛生対策に係る発注者の配慮等について」☆
2016. 7. 27 補償課事務連絡「『平成27年度(下半年)主要判決』の送付について」★
2016. 7. 29 補償課事務連絡「石綿による疾病の認定基準に基づく本省協議に係る留意点について」★
2016. 8. 2 基発0802第1号「圧力容器構造規格の一部改正について」☆
2016. 8. 3 基安労発0803第1号「平成27年に発生し

## 2016年度 労働基準行政関係通達

- た酸素欠乏症等の労働災害発生状況について」☆
2016. 8. 5 基安労発0805第1-2号「8月以降における熱中症予防対策の徹底について」☆
2016. 8. 8 基総発0808第1号「労働基準行政における個人情報漏えい等の防止の徹底について」★
2016. 8. 8 基監発0808第1号「『自動車運転者の労働条件改善のための関係行政機関との通報制度の運用について』の一改正について」★
2016. 8. 10 労災保険審理室長補佐事務連絡「労働保険審査官及び労働保険審査会法第13条の3第4項（原処分庁への質問）の運用について」★
2016. 8. 31 基発0831第2号「都道府県における地方公共団体及び労使等の関係者から構成される会議の今後の進め方について（通知）」★
2016. 8. 31 基政発0831第2号「都道府県における地方公共団体及び労使等の関係者から構成される会議の開催に当たって留意すべき事項について（通知）」★
2016. 9. 5 基安化発0905第1号「熊本地震に伴う解体等工事における石綿関係法令の周知徹底等について」★
2016. 9. 14 安全課事務連絡「車両系木材伐出機械に関する問答について（労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第125号）関係問答）」
2016. 9. 14 基発0914第1号「『労働基準局の内部組織に関する細則』の一部改正について（内申）」★
2016. 9. 16 基政発0916第1号「都道府県における地方公共団体及び労使等の関係者から構成される会議の開催に当たって留意すべき事項について」★
2016. 9. 21 基安発0921第1-2号「3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノフェニルメタン（MOCA）による健康障害の防止対策について」
2016. 9. 26 基発0926第1号「平成28年度過労死等防止啓発月間における過労死等防止対策推進シンポジウム等及び過重労働解消キャンペーンの実施について」★
2016. 9. 26 基発0926第2号「平成28年度過重労働解消キャンペーンにおける使用者団体等への過重労働解消に向けた取組の要請について」★
2016. 9. 29 基発0929第1-2号「作業環境測定基準の一部を改正する件の適用等について」
2016. 9. 29 基安労発0929第1号/基安化発0929第1号「3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノフェニルメタンの製造・取扱事業場に対する調査等の具体的方法について」★
2016. 9. 30 基発0930第1号「『今後における一般労働条件の確保・改善対策の推進に関する基本方針について』及び『監督指導時における一般労働条件の確保・改善に係る措置等について』の一部改正について」★
2016. 9. 30 基安労発0930第1号「『過重労働による健康障害防止のための総合対策の具体的な実施に当たって留意すべき事項について』の一部改正について」★
2016. 9. 30 基発0930第34号「ボイラー及び圧力容器安全規則及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部改正（指定外国検査機関関係）について」
2016. 9. 30 基発0930第35号「『ボイラーの遠隔制御基準等について』の改正について」
2016. 9. 30 基監発0930第1号「『今後における一般労働条件の確保・改善の推進に関する基本方針について』等の改正に伴う関係通達の整備について」★
2016. 9. 30 基政発0930第1号「『過重労働による健康障害防止のための総合対策の具体的な実施に当たって留意すべき事項について』の一部改正について」★
2016. 10. 3 基発1003第1号「長時間にわたる過重労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等及び若者の若者の『使い捨て』が疑われる企業等に対する取組の強化について」★
2016. 10. 7 基安発1007第2-3号「3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノフェニルメタン（MOCA）による健康障害の防止対策について」★
2016. 10. 12 基安計発1012第1号「第三次産業等における安全保護具の使用に係る調査報告書について（情報提供）」☆
2016. 10. 13 基発1013第1号「中央じん肺診査医会の開催及び経費について」★
2016. 10. 13 基安化発1013第1号「『アスベスト対策に関する調査結果に基づく勧告』について」
2016. 10. 13 補償課事務連絡「第三者行為災害にお

- いて第二当事者等が無資力者又はこれに近い者である場合の求償権行使の差し控えに関する当面の取扱いについて」★
2016. 10. 17 基発1017第5号/基安化発1017第1号「平成27年度厚生労働省委託事業『職場における化学物質のリスク評価推進事業（ばく露実態調査）』における検討結果の公表について」★
2016. 10. 19 基総発1019第1-2号「過労死等防止に係る取組について」★
2016. 10. 19 基安発1019第1号「ストレスチェック制度の周知等の徹底について」★
2016. 10. 25 基発1025第2号「労災保険柔道整復師施術料金算定基準の一部改定について」
2016. 10. 25 基発1025第3号「労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準の一部改定について」
2016. 10. 28 基発1028第3号「労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システムに係る機械処理事務手引等の一部改訂について」★
2016. 11. 7 労災管理課長補佐事務連絡「芸能関係事業主への労災保険制度の周知について」★
2016. 11. 8 基安化発1108第1-2号「東日本大震災がれき処理作業等における石綿気中モニタリングの実施について」★
2016. 11. 14 基安発1114第1号「特定緊急作業従事者等（国の援助対象者）に対する平成28年度がん検診等の実施について」★
2016. 11. 17 基安発1117第1号「平成28年度東京電力福島第一原子力発電所において緊急作業に従事した者に対する長期的健康管理の実施等について」★
2016. 11. 30 基発1130第4-5号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び特定化学物質障害予防規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」☆
2016. 11. 30 基発1130第12-14号「特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の一部を改正する告示の適用等について」☆
2016. 12. 2 基安化発1202第1-2号「鉄道車両等における石綿含有製品等の把握の徹底について」
2016. 12. 5 基安発1205第1号「オルト-トルイジンに係る健康診断の実施について」★
2016. 12. 5 基安発1205第1号「『オルト-トルイジンに係る健康障害防止措置のうち健康診断について』の趣旨等について」★
2016. 12. 6 基安化発1206第1号「一酸化炭素中毒による労働災害の発生状況等について」☆
2016. 12. 6 基安化発1206第2号「建設業における一酸化炭素による労働災害の防止について（要請）」☆
2016. 12. 7 基発1207第1号「中央じん肺診査医会の開催及び経費について」★
2016. 12. 9 基発1209第8号「変異原性が認められた化学物質の取扱いについて」☆
2016. 12. 9 基安化発1209第1-2号「変異原性が認められた化学物質に関する情報について」☆
2016. 12. 9 基安発1209第1号「ノロウイルスによる感染性胃腸炎の感染制御対策等の周知等について」★
2016. 12. 12 基発1212第1号「労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等の一部を改正する件の適用について」☆
2016. 12. 19 基安発1219第1号「第12次労働災害防止計画の最終年度に向けた第三次産業における労働災害防止対策の推進について」★
2016. 12. 19 基安安発1219第1号/基安発1219第1号「第12次労働災害防止計画の最終年度に向けた第三次産業における労働災害防止対策の推進に係る留意事項について」★
2016. 12. 19 労働保険徴収課長補佐事務連絡「雇用保険に係る『1週間の所定労働時間』の算定に関する通知について」★
2016. 12. 20 基安発1220第1-2号「リスク評価結果に基づく労働者の健康障害防止対策の徹底について」
2016. 12. 20 基発1220第6号「労働安全衛生法に係る有害物等の輸入監視協力依頼について」
2016. 12. 20 基安発1220第1号「石綿ばく露作業による労災認定事業場に就労した労働者等への労災補償・特別遺族給付金制度及び健康管理手帳の周知について」★
2016. 12. 21 基発1221第1号「『確定拠出年金法等の一部を改正する法律』の施行に伴う「会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法

## 2016年度 労働基準行政関係通達

- 律施行規則』及び『分割会社及び承継会社等が講ずべき当該分割会社が締結している労働契約及び労働協約の承継に関する措置の適切な実施を図るための指針』の一部改正について」
2016. 12. 22 基発1222第1号「労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等の一部を改正する件の適用について」
2016. 12. 22 基安発1222第2号「有害物ばく露作業報告制度の周知徹底について」☆
2016. 12. 22 基安発1222第1号「有害物ばく露作業報告対象物（平成29年対象・平成30年報告）について」☆
2016. 12. 22 補償課事務連絡「平成27年度『業務上疾病の労災補償状況調査結果（全国計）』について」★
2016. 12. 26 基発1226第1-4号「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち防止対策に係るガイドラインの策定について」☆
2016. 12. 26 補償課事務連絡「『平成28年度（上半期）主要判決』の送付について」★
2016. 12. 27 基安化発1227第1号「特定化学物質障害予防規則第38条の20第3項第2号に定める有効な呼吸用保護具の防護係数の確認に関する補足について」
2016. 12. 28 基発1228第1号「労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について」☆
2016. 12. 28 基安安発1228第1号「高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈（内規）の一部改正に伴う第一種圧力容器の取扱について」
2016. 12. 28 労災管理課/補償課事務連絡「保有個人情報漏えい防止のための緊急取組について」★
2017. 1. 5 基安労発0105第1号「東京電力福島第一原子力発電において緊急作業に従事した者に対する長期的健康管理の実施について」★
2017. 1. 5 基安労発0105第2号「特定緊急作業従事者等（国の援助対象者）に対する平成28年度がん検診等の実施について」★
2017. 1. 5 基安労発0105第3号「特定緊急作業従事者等（国の援助対象者）に対する平成28年度がん検診等の実施について（追加）」★
2017. 1. 6 基安発0106第3号「防爆構造電気機械器具に係る型式検定の新規規定における申請の手続きについて」
2017. 1. 6 基安安発0106第1-2号「製造業における外国人労働者に対する安全衛生教育の推進について」★
2017. 1. 12 基発0112第4号「『危険物乾燥設備における爆発災害の防止について』の一部改正について」
2017. 1. 12 基発0112第6号「化学防護手袋の選択、使用等について」
2017. 1. 12 化学物質対策課事務連絡「化学防護手袋の選択、使用等に係る参考資料の送付について」
2017. 1. 20 基発0120第1号「違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長等による指導の実施及び企業名の公表について」☆
2017. 1. 20 基発0120第3号「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインについて」☆
2017. 1. 20 基監発0120第1号「違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長等による指導の実施及び企業名の公表に当たって留意すべき事項について」★
2017. 1. 20 基監発0120第2号「【伺い】違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の企業名の公表等の実施に当たり今後の過労死等の労災請求事案の対応において留意すべき事項について」★
2017. 1. 20 基発0120第4号「平成28年度中央労災補償業務監察実施結果について」★
2017. 1. 20 基安化発0120第1号「石綿含有建築物等の解体等作業に係る不適切事例の報告要領について」★
2017. 1. 26 基発0126第1号「第三者行為災害における第二当事者等が無資力又はこれに近い者である場合の求償に係る事務処理の見直しについて」★
2017. 1. 26 補償課事務連絡「第三者行為災害における第二当事者等が無資力又はこれに近い者である場合の求償に関する事務処理の見直しに係る運用上の留意事項について」★
2017. 1. 30 補償課事務連絡「労災認定業務の効率

- 化等を目的とした事例の試行的収集について(依頼)」★
2017. 1. 27 基安安発0127第1号/基安労発0127第1号「社会福祉施設における労働災害防止対策に係る都道府県等との連携について」★
2017. 1. 31 基発0131第4号「平成28年度中央労働基準監察結果の概要について」★
2017. 1. 31 基安安発0131第1号「日本工業規格 JIS B 9654水産加工機械の安全及び衛生に関する設計要求事項の改正について(公示)」★
2017. 2. 1 基補発0201第1号「労災認定された傷病等に対して労災保険以外から給付等を受けていた場合における保険者等との調整について」
2017. 2. 2 基総発0202第1号/基総発0202第1号/基管発0202第1号/基安計発0202第1号/地発0202第1号「監督指導体制の強化に係る当面の対応について」★
2017. 2. 3 補償課事務連絡「労災診療費審査補助員の勤務条件等に係る留意事項通知について」★
2017. 2. 6 基発0206第3号「中央じん肺診査医会の開催及び経費について」★
2017. 2. 13 基発0213第1号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」★
2017. 2. 14 地発0214第1号「都道府県労働局文書取扱規則準則、労働基準監督署文書取扱規則準則及び公共職業安定所文書取扱規則準則の改正について」★
2017. 2. 15 基安発0215第1号「安全衛生業務の推進について」★
2017. 2. 17 労災安発0217第1号「労災補償業務の運営に当たって留意すべき事項について」★
2017. 2. 20 基発0220第3号「建設業における職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育について」
2017. 2. 20 基安安発0220第1号「建設業における職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育の周知等について」★
2017. 2. 22 基監発0222第1号「『長時間労働が行われている事業場に対する監督指導の徹底に当たって留意すべき事項について』の一部改正について」★
2017. 2. 27 基安計発0227第1号「厚生労働省文書管理規則に基づく監査結果に関する報告について」★
2017. 3. 1 基監発0301第1号「『長時間労働による脳・心臓疾患又は精神障害に係る労災請求が行われた事業場に対する当面の対応について』の一部改正について」★
2017. 3. 1 基監発0301第2号「『時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超え100時間以下と考えられる事業場に対する監督指導の実施に当たって留意すべき事項について』の一部改正について」★
2017. 3. 1 基監発0301第3号「『労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準の新規制基準適合性に係る審査に関する業務への適用について』の廃止に係る具体的な取扱い等について」☆
2017. 3. 1 基安労発0301第1号「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン『脳卒中に関する留意事項』、『肝疾患に関する留意事項』について」★
2017. 3. 6 基発0306第5号「特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令の施行について」
2017. 3. 6 基発0306第5-8号「3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン(MOCA)に係る特殊健康診断の項目の追加について」★
2017. 3. 6 安全課事務連絡「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドラインに関する問答について」
2017. 3. 10 基発0310第1号「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について」
2017. 3. 10 基発0310第2号「『STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン』の実施について」
2017. 3. 10 基安化発0310第2号「平成25年度厚生労働省委託事業『職場における化学物質のリスク評価推進事業(ばく露実態調査)』における検討結果の公表について」
2017. 3. 10 基安化発0310第1号「平成25年度厚生労働省委託事業『職場における化学物質のリスク評価推進事業(ばく露実態調査)』における検討結果の公表について」★
2017. 3. 13 基安安発0313第1号/基安労発0313第1号/基安化発0313第1号「平成29年度の建設業における安全衛生対策の推進に係る協力要請について」
2017. 3. 14 補償課事務連絡「誤廃棄した石綿関連

## 2016年度 労働基準行政関係通達

- 文書に係る開示請求への対応について」
2017. 3. 16 基発0316第1-3号「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律の施行について」
2017. 3. 16 基発0316第19号「『労働基準局の内部組織に関する細則』の一部改正について(内申)」★
2017. 3. 16 基安発0316第1号「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策の推進について」★
2017. 3. 16 基安発0316第2号「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策の推進について～荷役5大災害の防止対策の徹底」★
2017. 3. 16 基安安発0316第1号「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策の推進に係る留意事項について」★
2017. 3. 17 地発0317第2号「都道府県労働局各課室、労働基準監督署及び公共職業安定所における標準文書保存期間基準準則の改正について」★
2017. 3. 21 基発0321第2号「『個別労働紛争解決業務取扱要領』の一部改正について」★
2017. 3. 21 基発0321第4-7号「『シールドトンネル工事に係る安全対策ガイドライン』の策定について」
2017. 3. 23 補償課長補佐(業務担当)事務連絡「外国人労働者に対する労災補償制度の周知及び請求勧奨の取組について」★
2017. 3. 24 基発0324第2号「労災レセプト電算処理システムの機械処理事務手引の一部改訂について」★
2017. 3. 24 基発0324第7号「労働基準監督官実地訓練実施要綱の改定について」★
2017. 3. 24 基監発0324第1号「学習塾における講師等の労働条件の確保のための監督指導の実施に当たって留意すべき事項について」★
2017. 3. 24 化学物質対策課事務連絡「有機溶剤中毒予防規則第1条の適用について」
2017. 3. 27 基発0327第30号「『監督業務運営要領の改善について』の一部改正について」★
2017. 3. 27 基発0327第32号「労働基準行政情報システム事務処理手引(概要・共通編、監督関連編、安全衛生関連編)の改訂について」★
2017. 3. 27 基発0327第33号「労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システムに係る機械処理事務手引等の一部改訂について」★
2017. 3. 28 基発0328第2号「労災特別介護援護事業における施設組織体制について」★
2017. 3. 28 基安安発0328第4号「『高齢者介護施設における雇入れ時の安全衛生教育マニュアル』の周知について」★
2017. 3. 28 基安安発0328第5号/基安労発0328第1号「『高齢者介護施設における雇入れ時の安全衛生教育マニュアル』を活用した介護労働者に係る安全衛生教育の徹底について」★
2017. 3. 28 労災管理課長補佐(企画担当)ほか事務連絡「日本年金機構における官公署等からの照会に係る回答事務の集約等について」★
2017. 3. 29 基発0329第5号「労働基準局報告例規の一部改正(補504)について」★
2017. 3. 29 補償課事務連絡「労災保険に係る訴訟に関する対応の強化について」★
2017. 3. 30 基発0330第8号「アフターケア通院費支給要綱の一部改正について」☆
2017. 3. 30 基発0330第11号「労働基準関係法令違反に係る公表事案のホームページ掲載について」★
2017. 3. 30 基発0330第12号「『労働基準監督機関の監督指導等の権限の行使により把握した法令違反の事案の公表について』の一部改正について」★
2017. 3. 30 基監発0330第1号「『違法な長時間労働に係る司法処分の効果的な公表について』の一部改正について」★
2017. 3. 30 基監発0330第2号「労働基準関係法令違反に係る公表事案のホームページ掲載に当たって留意すべき事項について」★
2017. 3. 30 基監発0330第3号「『労働基準監督機関の監督指導等の権限の行使により把握した法令違反の事案の公表に当たっての留意事項について』の一部改正について」★
2017. 3. 30 基徴収発0330第1-2,4号「各業における新規許可申請時における社会保険及び労働保険の適用状況の確認について(協力依頼)」★
2017. 3. 30 補償課長補佐(業務担当)事務連絡「船員保険の障害年金等の申請勧奨に伴う協力依頼について」★
2017. 3. 31 基発0331第5号「労働者災害補償保険

法施行規則等の一部を改正する省令及び労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件の一部を改正する件の公布等について」

- 2017. 3. 31 基発0331第6号「第三者行為災害事務取扱手引の改正について」★
- 2017. 3. 31 基発0331第65号「労災就学等援護費支給要綱の改正について」☆
- 2017. 3. 31 基発0331第68号「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について」
- 2017. 3. 31 基発0331第73号「社会復帰相談員設置要領の制定について」★
- 2017. 3. 31 基発0331第74号「労災療養援護金支給要綱の一部改正について」☆
- 2017. 3. 31 基発0331第75号「労災保険審査専門調査員設置要領の制定について」★
- 2017. 3. 31 基発0331第76-77号「『今後における安全衛生改善計画の運用について』及び『安全衛生改善計画の運用にあたって留意

すべき事項について』の策定について（伺い）」

- 2017. 3. 31 基発0331第78号「『過労死等ゼロ』緊急対策を踏まえたメンタルヘルス対策の推進について」
- 2017. 3. 31 基安労発0331第1号「『過労死等ゼロ』緊急対策を踏まえたメンタルヘルス対策の推進に当たっての具体的手法について」★
- 2017. 3. 31 基安労発0331第2号「ストレスチェック制度の実施状況の確認等について」★
- 2017. 3. 31 基発0331第84号「労働基準局の組織の変更等について」☆
- 2017. 3. 31 基総発0331第1号「アスベスト訴訟の和解手続に係る情報の提供について」★
- 2017. 3. 31 基安労発0331第3号「アスベスト訴訟の和解手続に係る情報の提供について」★

★ 開示請求により入手したもの

☆ 「行政サービス」として提供を受け入手したもの

全国労働安全衛生センター連絡会議(略称:全国安全センター)は、各地の地域安全(労災職業病センター)を母体とした、働く者の安全と健康のための全国ネットワークとして、1990年5月12日に設立されました。

①最新情報満載の月刊誌「安全センター情報」を発行しているほか、②労働災害・職業病等の被災者やその家族からの相談に対応、③安全・健康な職場づくりのための現場の取り組みの支援、④学習会やトレーニングの開催や講師の派遣等、⑤働く者の立場にたった調査・研究・提言、⑥関係諸分野の専門家等のネットワーキング、⑦草の根国際交流の促進、などさまざまな取り組みを行っています。いつでもお気軽にご相談、お問い合わせください。

「労災職業病なんでも相談専用のフリーダイヤル:0120-631202」は、全国どこからでも無料で、最寄りの地域センターにつながります。

「情報公開推進局ウェブサイト: <http://www.joshrc.org/~open/>」

では、ここでしか見られない情報を掲載しているほか、情報公開の取り組みのサポートも行っています。

- 購読会費(年間購読料): 10,000円(年度単位(4月から翌年3月)、複数部数割引あり)
- 読者になっていただけそうな個人・団体をご紹介下さい。見本誌をお届けします。
- 中央労働金庫亀戸支店〔(普)7535803〕  
郵便払込口座「00150-9-545940」  
名義はいずれも「全国安全センター」

全国労働安全衛生センター連絡会議  
〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階  
PHONE (03)3636-3882 FAX (03)3636-3881

安全  
センター  
情報

# 全国安全センターの 活動報告と方針案

## 1. 長時間労働是正等

電通（東京都）新入社員高橋まつりさんの過労自死、三菱電機情報技術総合研究所（鎌倉市）入社2年目の男性社員の過労による精神障害の事件は、社会に激震を与えました。

ともに、残業時間の過少申告を強いられた長時間労働にパワーハラスメント等も加わって、若者の生命と健康が奪われた事例であることが衝撃を与えました。2人の例だけにとどまらないことも明らかであり、7月には、新国立競技場の建設現場で現場監督をしていた新卒男性が過労自死に至り、両親が労災申請したことが大きく報じられています。

また、どちらも労災認定がなされただけでなく、労働基準法違反等に係る強制捜査から書類送検にまで至ったことも社会的に大きな注目を集めた理由のひとつだったでしょう。後者では、2017年1月11日に三菱電機と当時の上司を書類送検。前者では、2016年12月28日に電通と当時の上司を書類送検した後、2017年4月25日には、愛知・京都・大阪の各労働局が、労使協定の上限を超える違法な残業を社員にさせていたとして3支社の幹部3人を書類送検しました。2017年7月12日に東京簡易裁判所が、書面審理で刑を科す略式命令は「不相当」と判断し、正式裁判を開くことを決めたことも異例でした。

過労被害の労災認定を契機としなくても、違法な長時間労働で書類送検される事例も報道されるようになってきました。2017年3月15日－パナソニックと同社の富山県内の工場幹部2人、同年6月14日－大手旅行会社エイチ・アイ・エスと幹部2人等です。

企業の責任は、労災認定がなされ、上積みの損害賠償がなされればそれですむというものではなく、その刑事責任も本来問われなければならないことです。過労健康被害が起きる前に、違法な長時間労働等について刑事責任を追及することは、予防の観点からもきわめて重要です。

しかし、労働基準監督に関する方針等がほとんど公けにされることがなく、情報公開法を活用して開示させたとしても墨塗りだらけで内容がわからないことも大きな原因となって、在野からの注文や監視は不十分であると言わざるを得ません。

全国安全センターが毎年行っている厚生労働省労働基準局部課等の施行簿の開示によって、とりわけ2016年度に重要な労働基準監督関係通達が発出されていることが判明しました。本号では、13～16頁にその概要を紹介しています。関係通達文書等についても今後紹介していく予定です。当該事業場だけでなく企業本社を含めた監督指導や違法事例の公表の強化等に加えて、長時間労働の是正だけでなく、健康管理やメンタルヘルス対策（パワーハラスメント防止対策を含む）を指導内容に加えてきていることがわかります。こうした内容を承知したうえで、より強力かつ適切な監督指導対応を求めていくことが重要でしょう。

関連して例えば、アスベスト関連疾患の労災認定事例のあった事業場名は毎年継続公表されているにもかかわらず、過労死等についても同様にすべしという全国過労死を考える家族の会らの要望はいまだ実現されていません。違法な長時間労働に関して、是正段階指導での企業名公表に強化されたのを、さらに一歩進めさせたいところです。

他方で、時間外労働の上限規制、高度プロフェッショナル制度の創設、企画業務型裁量労働制の見直しなどの労働基準法改正がもくられています。これらが、長時間労働は正や過労死等予防に逆行するものであることは言うまでもありませんが、いま問われていることのひとつは、このような政策決定プロセスに患者・家族らの声をいかに反映させられるかどうかということではないでしょうか。過労死等防止対策推進法の成立に伴って設置された過労死等防止対策推進協議会には、労働行政としては初めて、当事者—全国過労死を考える家族の会の代表が委員に加わっています。長時間労働は正や過労死等予防対策の策定に当たって過労死等被害者・家族の声が重要だということの事を社会が実現できるかどうか問われていると思います。そして、それを過労死等以外の対策に対しても広げていくことが重要です。

なお、全国安全センター内部ではメンタルヘルスハラスメント対策局を設置して、隔月程度の頻度で集まりをもちながら、いじめメンタルヘルス労働者支援センター等とともに取り組みを進めているところですが、上記のように長時間労働は正の監督指導にパワーハラスメント防止対策も盛り込まれ、2017年4月28日に「職場のパワーハラスメントに関する実態調査報告書」が公表されたことも踏まえて、ガイドラインの策定、予防法の制定の要求を強く促進していきます。また、長時間労働は正の監督指導におけるメンタルヘルス対策はストレスチェック制度の実施が中心ですが、こちらも2017年7月26日に初めての実施状況が報告されていることを踏まえて、見直しを迫っていききたいと思います。

## 2. 化学物質管理

2012年に大阪の印刷会社に端を発した職業性胆管がん事件に続き、2014年には福井県の化学工場を発端に職業性膀胱がん事件が発覚し、ここでは経皮曝露を主とした職業がんにも注目しなければならぬことも明らかにされました。また、職業性膀胱がんの実態の把握を進める中で、防水材、床材や全天候型舗装材などに利用されるウレタン

樹脂の「硬化剤」として使われる3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン(MOCA)による膀胱がんの集団発生が確認されました。MOCAは特化則の特定第2類物質かつ特別管理物質に指定されていましたが、特殊健康診断に膀胱がんに関する項目が含まれていなかったこと等から、対策が追加されることになりました。新規及び既存化学物質のリスク評価に係る仕組みの中からも、新たに発がん物質として特化則の対象等に追加される物質も毎年増えています。

さらに、発がん物質ではありませんが、医薬品や化粧品の製造などにおいて国際的に広く使われている、有機粉じんの一種である「架橋型アクリル酸系水溶性高分子化合物を主成分とする吸入性粉じん」の製造事業場で、肺の繊維化や間質性肺炎など様々な肺疾患が生じている事例が判明したことから、厚生労働省は製品メーカー等に肺疾患防止対策を要請するに至りました。これまでに肺に対する有害性は確認されておらず、この吸入性粉じんによる肺疾患の発生機序等は必ずしも明らかになってはいないとしています。

まだ、「未知」の化学物質等による被害が潜在している可能性が高いということです。私たちは、ひとつには、職業性胆管がん事件を担ってきた立場から、福井県の化学工場の職業性膀胱がん事件の関係者らによる「職業がんをなくそう集会」等に参加・協力し、また、厚生労働省に抜本的な対策の確立を求めています。

2016年6月1日に施行された改正労働安全衛生法によって、「人に対する危険性又は有害性が明らかになっている化学物質」については、①ラベル表示、②安全データシート(SDS)交付と③リスクアセスメントの3つがセットで義務付けられました。

私たちは、「すべての化学物質」を対象とするよう求めたわけですが、そこまで至らないなかで、「危険有害性が明らかになっていない化学物質」に対する対応が問題になります。

この点で職業性胆管がん事件発覚直後に緊急に示された2013年3月14日付け基発0314第1号「洗浄又は払拭の業務等における化学物質のばく露防止対策について」は、「危険有害性が不明

の化学物質への対応」として、「(法)に基づくSDSの交付を受けることができない化学物質については、国内外で使用実績が少ないために研究が十分に行われず、危険有害性情報が不足している場合もあるため、洗浄剤として使用するの望ましくないこと。やむを得ず洗浄又は払拭の業務に使用させる場合は、危険有害性が高いものとみなし、(上記)に規定する措置を講ずるとともに、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させることによりばく露を防止すること」としていました。

私たちは、これをとても重要であると考えて、業務を限定せずに化学物質管理対策の基本原則として示すべきだと訴えてきましたが、緊急の指示から対策が「整備」されるなかで消えてしまいました。

19頁に詳しく紹介しましたが、2017年2月15日付け基安発0215第1号「安全衛生業務の推進について」は、「代替品に対する対応」として業務を限定せずに、「有害性等の低い物質への代替を促進することは重要であるが、GHS分類による区分がない物質の中には、単に危険有害性に係るデータがないだけで、注意すべきものがある」として、「やむを得ずSDSが交付されない化学物質を使用する場合は、危険性が高いとみなし、法第28条の2等に基づき管理を行うよう指導すること」などの、代替の指導等に当たっての留意事項を示しました。

このことは、大いに宣伝して、最大限に活用していきたいものと考えます。

### 3 アスベスト

昨年の「活動報告と方針案」では、クボタ・ショックから10年のアスベスト対策の取り組みを総括しながら、とりわけ中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の重要性をあらためて強調し、全国安全センターと各地域センターが、地域センターが存在しない地域への対応も含めて協力・連携し合って取り組んでいくことを確認しました。その成果は、すでにくつも確認することができます。

・2016年11月に山梨支部設立、2017年4月には広島・山口支部が分離し、6月に福岡支部が設立されて、全国20支部体制になりました。まだ、支部

のない栃木、群馬、長野、新潟、静岡等でも相談会等を通じて会員が拡大しています。

- ・2016年4月20日から始まった環境省の石綿健康被害救済小委員会に、石綿対策全国連絡会議を代表して患者と家族の会の古川和子会長(当時)が委員に入りました。環境省の審議会に当事者である患者・家族の代表が直接委員に就任したのは初めてという画期的なことで、ヒアリングの設定や音声情報の公開等、運営上の改善が図られた点もありました。同年12月に公表された小委員会報告で法令改正を提起させることはできませんでしたが、「被認定者の介護等について実態調査を行うべきである」との文言を入れさせることができ、2017年度に「石綿健康被害救済制度認定者介護等実態調査」が行われることになりました。
- ・患者と家族の会とNHKによる全国の吹付け石綿等使用公共賃貸住宅の共同調査結果に基づいて、2017年6月12日にNHKクローズアップ現代+「“新たな”アスベスト被害～調査報告・公営住宅2万戸」が放映されて大きな社会的関心を引き起こしています。患者と家族の会は「建物アスベスト被害WEBサイト」(<https://sites.google.com/site/tatemonosekimen/>)を開設して情報提供を開始(関各支部の実務を支援する地域センタースタッフらが協力して全国47労働局に開示させた吹付け石綿除去工事等の計画・作業届出の情報も含まれています)、様々な相談に対応するとともに、7月14日に内閣総理大臣、国土交通・厚生労働・環境大臣に要請書を提出しました。
- ・各地の弁護士等とも協力して、泉南型アスベスト国賠訴訟対象事例の掘り起こしと訴訟提起を促進するとともに、厚生労働省に自ら保有する労災認定・じん肺管理区分決定等情報に基づいて、対象となる可能性のある事例に対する個別周知を再三申し入れてきた結果、近く実現するところまでできました。
- ・ソーシャルメディアでの出会いも生かしながら、会の枠も超えて、中皮腫の患者さん自身による相互交流、インタビュー等を通じた情報発信等の取り組みがはじまっています。

他にも意欲的な計画が様々に進行中です。

また、建設アスベスト訴訟初の高裁判決が10月27日に東京高裁で下される予定であり、重要な局面を迎えます。

#### 4. 原発被ばく労働

関係団体と協力して開催している被ばく労働問題に関する省庁交渉は、2016年10月で16回目と回を重ねており、引き続き継続していきます。

緊急作業時被ばく線量限度引き上げをめぐる問題等のほか、東電福島第一原発における労働災害多発、偽装派遣・違法派遣・労働法令違反、被ばく労働者の長期的な健康管理と遅発性疾病が発症した場合の補償、除染をめぐる諸問題など、課題は多岐にわたっています。

全国安全センター内部では原子力関連労働者支援局を設置して学習会等を重ねるとともに、関心をもつ他団体と地域センターが協力して被ばく労働問題を考えるネットワークを2012年11月に設立しています。

2015年2月には福島県いわき市でフクシマ原発労働者相談センター（収束・廃炉・除染）が設立され、地元での取り組みが強化されることが期待されるとともに、2017年4月には福島原発被ばく労災損害賠償を支える会（あらかぶさんを支える会）が結成されました。後者は、東電福島第一原発の事故収束作業に従事して急性白血病を発症し、2015年10月に労災認定された後、2016年11月に東電等を被告して提起された裁判です。

#### 5. 国際連帯

2017年7月15日、東京工業大学「くらまえホール」において「石綿対策全国連絡会議第29回総会・結成30周年記念アジア・世界のアスベスト禁止をめざす国際会議」が開催されました。10年前-結成20周年には「すべてのアスベスト被害者・家族に公正・平等な補償を求める国際アスベスト会議」として、環境被害に対する救済制度または曝露の原因を問わないユニバーサルな補償制度をもつ国を

中心にゲストをお招きしましたが、今回はまさに激しいしのぎあいが続くアジアでどちらかという裏方になって各国の取り組みを支援するとともに、相互の連携を強めつつある中心人物を招待したものです。参加者に強いインパクトを与えただけでなく、海外ゲストの間で当面の活動に対する戦略的議論を深めることもできました。

7月4～9日にはアスベスト疾患・患者と家族の会が20人の代表団をイギリスに派遣しました。患者と家族の会は、とりわけ韓国との交流を長年継続してきましたが、今回は先進国での被害者（支援）団体の全国ネットワーキングの経験に学ぶことを目的に、アスベスト被害者支援団体フォーラムUKという全国ネットワークを形成しているイギリスに、各地の団体が同じ日（今年は7月7日）にアクション・メゾテリオーマデー（AMD）のイベントを開催するのに合わせて訪問したものです。フランス、ベルギー、スペイン、イタリア、オーストラリアの被害者団体も合流した全体交流のほか、マンチェスター、リバプール、バーミンガム、シェフィールド、ダービーの5か所でのAMDイベントに参加して各地の団体と交流を深めました。患者と家族の会にとっても、私たちににとっても、国際交流の新機軸を開いただけでなく、イギリスはじめ他の国にも強いインパクトを与えたと感じています。

アスベスト以外でも、韓国のサムスン半導体職業病事件（関西でお膳立てしていただいた映画「もうひとつの約束」上映運動）や台湾のRCA事件（10月27日高裁判決への連帯）等、アジア・世界の産業災害被害者らとの連帯も継続していきます。

#### 6. 組織・財政等

恒例の全国安全センターの厚生労働省交渉は、2015年3月15日に実施しました。引き続き再交渉を設定していく予定です。

また、この間の総会で十分な議論をする時間がとれていないということから、3月15日の午前中に全国活動者会議を開催しました。このような機会の持ち方については、引き続き検討・追求していきたいと考えています。

全国安全センターとしての独自行（69頁へ続く）

# 2016年度収支決算案

2016年4月1日から2017年3月31日まで

## 1) 収入の部

勘定科目	決算額	前年度決算額	増減	予算額	増減
地域C会費	1,714,000	1,434,000	280,000	1,700,000	14,000
賛助会費	4,840,000	3,700,000	1,140,000	5,500,000	▲ 660,000
購読会費	412,200	402,200	10,000	500,000	▲ 87,800
寄付金収入	9,000,000	6,500,000	2,500,000	6,500,000	2,500,000
資料頒布費	0	0	0	100,000	▲ 100,000
雑収入	841,984	1,304,176	▲ 462,192	1,500,000	▲ 658,016
前期繰越金	3,006,701	4,818,412	▲ 1,811,711	3,006,701	0
合計	19,814,885	18,158,788	1,656,097	18,806,701	1,008,184

## 2) 支出の部

勘定科目	決算額	前年度決算額	増減	予算額	増減
人件費	9,455,696	9,179,265	276,431	9,300,000	155,696
活動費	1,871,060	1,409,495	461,565	1,600,000	271,060
印刷費	2,232,546	2,027,832	204,714	2,300,000	▲ 67,454
通信運搬費	525,407	546,845	▲ 21,438	600,000	▲ 74,593
什器備品費	426,754	645,279	▲ 218,525	100,000	326,754
図書資料費	36,590	62,854	▲ 26,264	100,000	▲ 63,410
消耗品費	98,873	92,168	6,705	100,000	▲ 1,127
会議費	1,095,938	1,159,407	▲ 63,469	1,200,000	▲ 104,062
頒布資料費	0	0	0	0	0
雑費	26,766	28,942	▲ 2,176	60,000	▲ 33,234
予備費	0	0	0	3,446,701	▲ 3,446,701
小計	15,769,630	15,152,087	617,543	18,806,701	▲ 3,037,071
次期繰越金	4,045,255	3,006,701	1,038,554		
合計	19,814,885	18,158,788	1,656,097		

## 貸借対照表(2017年3月31日)

### 1) 資産の部

勘定科目	金額	前年度末現在金額
現金	365,505	90,264
預金		
普通預金(中央労働金庫)	2,952,673	2,105,654
普通預金(みずほ銀行)	177,503	148,303
普通預金(三井住友銀行)	418,514	622,510
郵便振替	131,060	39,970
資産合計	4,045,255	3,006,701

### 2) 負債及び正味財産の部

勘定科目	金額	前年度末現在金額
借入金	0	0
未払金	0	0
負債合計	0	0
次期繰越金	4,045,255	3,006,701
正味財産合計	4,045,255	3,006,701
負債及び正味財産合計	4,045,255	3,006,701

(67頁から続く) 動としては、厚生労働省交渉と総会、最近は行っていない全国一斉ホットラインくらいですが、すでに述べているとおり、内部の各「局」あるいはアスベスト患者と家族の会の様々な計画等を通じて、地域センターを超えた協力・連携が明らかに進展しています。そのような生きた取り組みの中から、全国安全センターの次の時代の体制や活動が構築されることを切に希望しています。

『安全センター情報』の定期継続発刊、質の維持・向上を柱としながら、ホームページ・ブログの更新・改善、各地域センターの活性化や協力連携、各プロジェクトの増進等、また、全国安全センターとしても各地での患者・家族の掘り起こし等に貢献

できるよう努力しています。

なお、事務局長が全国脊髄損傷者連合会に労災担当の理事を務めるとともに、いくつかの地域センターが全国じん肺患者同盟の支部の活動を支援しています。

一方で、財政的裏付けは引き続き確保できている状況とはいえ、短期的には寄付金への依存はやむを得ないものの、可能な限り早期に会費の増加等による財政の確立に努めていきます。

全国安全センターだけでなく、課題別アスベスト(石綿対策全国連)、いじめ・メンタルヘルス、原発被ばく労働でも、メーリングリストが運営されており、登録ご希望の方はぜひご連絡ください。



# 2017年度収支予算案

2017年4月1日から2018年3月31日まで

## 1) 収入の部

勘定科目	予算額	前年度決算額	増減	前年度予算額	増減
地域C会費	1,700,000	1,714,000	▲ 14,000	1,700,000	0
賛助会費	5,500,000	4,840,000	660,000	5,500,000	0
購読会費	500,000	412,200	87,800	500,000	0
寄付金収入	6,500,000	9,000,000	▲ 2,500,000	6,500,000	0
資料頒布費	0	0	0	100,000	▲ 100,000
雑収入	1,000,000	841,984	158,016	1,500,000	▲ 500,000
前期繰越金	4,208,377	3,006,701	1,201,676	3,006,701	1,201,676
合計	19,408,377	19,814,885	▲ 406,508	18,806,701	601,676

## 2) 支出の部

勘定科目	予算額	前年度決算額	増減	前年度予算額	増減
人件費	9,600,000	9,455,696	144,304	9,300,000	300,000
活動費	1,600,000	1,871,060	▲ 271,060	1,600,000	0
印刷費	2,300,000	2,232,546	67,454	2,300,000	0
通信運搬費	600,000	525,407	74,593	600,000	0
什器備品費	100,000	426,754	▲ 326,754	100,000	0
図書資料費	100,000	36,590	63,410	100,000	0
消耗品費	100,000	98,873	1,127	100,000	0
会議費	900,000	1,095,938	▲ 195,938	1,200,000	▲ 300,000
頒布資料費	0	0	0	0	0
雑費	60,000	26,766	33,234	60,000	0
予備費	4,048,377	0	4,048,377	3,446,701	601,676
合計	19,408,377	15,769,630	3,638,747	18,806,701	601,676

# 2017年度役員体制案

議 長	平 野 敏 夫	(NPO法人東京労働安全衛生センター代表、医師)
副 議 長	浜 田 嘉 彦	(財団法人高知県労働安全衛生センター専務理事)
	西 畠 正	(三多摩労働安全衛生センター議長、弁護士)
	中 地 重 晴	(熊本学園大学教授、関西労働者安全センター事務局次長)
運 営 委 員	川 本 浩 之	(社団法人神奈川労災職業病センター専務理事)
	白 石 昭 夫	(NPO法人愛媛労働安全衛生センター事務局長)
	飯 田 浩	(尼崎労働者安全衛生センター事務局長)
	西 山 和 宏	(ひょうご労働安全衛生センター事務局長)
事 務 局 長	古 谷 杉 郎	(専従)
事 務 局 次 長	澤 田 慎 一 郎	(専従)
	西 野 方 庸	(関西労働者安全センター事務局長)
	飯 田 勝 泰	(NPO法人東京労働安全衛生センター事務局長)
会 計 監 査	榊 原 悟 志	(情報公開推進局)
	片 岡 明 彦	(関西労働者安全センター事務局次長)
顧 問	天 明 佳 臣	(社団法人神奈川労災職業病センター所長、医師)

**全国安全センターウェブサイト**

<http://joshrc.info/>

**全国安全センター・ブログ**

<http://ameblo.jp/joshrc/>

# 安全センター情報目次

## 2016年度

### 特集目次

#### ■1990年度特集目次

- 6・7月号 全国安全センター結成総会/脳・心臓疾患
- 8月号 精神障害・自殺の労災認定/振動病
- 9月号 夜勤・交代制労働
- 10月号 アスベストによる健康被害
- 11月号 出稼ぎ過労死は業務上災害
- 12月号 改正労災保険法施行通達
- 1月号 なくせじん肺全国キャラバン/アスベスト規制法/外国人労働者をめぐる諸問題
- 2月号 対談：将来を見据えた労災保険・労働行政のあり方を提起しよう
- 増刊号 じん肺合併肺がん問題資料集
- 3月号 外国人労働者の労災白書
- 増刊号 脳・心臓疾患の労災認定問題資料集

#### ■1991年度特集目次

- 4月号 労働相談活動の中の労災問題
- 5月号 労働時間をめぐる問題
- 6月号 アスベスト規制法制定をめざす
- 7・8月号 全国安全センター第2回総会/改正労災保険法第3次分施行
- 9月号 参加型安全衛生活動の考え方・進め方
- 10月号 過労死労災闘争の相次ぐ勝利
- 11月号 派遣労働をめぐるトラブル
- 12月号 じん肺裁判判決
- 1月号 ILOマニュアルの活用
- 2月号 アジアの職業病・公害病を考える
- 3月号 腰痛予防ベルト/虚偽報告・労災隠し

#### ■1992年度特集目次

- 4月号 労災補償制度の改革
- 5月号 外国人労働者の労災白書 92年版
- 6月号 労災補償制度の改革 2
- 7月号 アスベスト110番・規制法

- 8月号 追悼・佐野辰雄先生
  - 9月号 快適職場形成促進事業
  - 10月号 職場の化学物質対策
  - 11・12月号 総特集:職場改善トレーニング
  - 1月号 建設業の労災防止対策
  - 2月号 「産業被害と人権」国際民衆法廷
  - 3月号 エイズを知る
- #### ■1993年度特集目次
- 4月号 産業医のあり方を考える
  - 5月号 労働安全衛生法と労働者の権利
  - 6月号 外国人労働者の労働災害93
  - 増刊号 化学物質危険有害性表示制度
  - 7月号 第13回世界労働安全衛生会議
  - 付録 全国安全センター第4回総会議案
  - 8月号 外国人労働者の雇用・労働条件指針
  - 9月号 原発労災/騒音障害防止ガイドライン
  - 10月号 行政監察結果に基づく勧告
  - 11・12月号 職場改善の国際経験/企業のアルコール・ドラッグ対策
  - 1月号 第1回日韓共同セミナー
  - 2月号 レーヨン工場の二硫化炭素中毒
  - 3月号 農業労働災害/アスベスト
- #### ■1994年度特集目次
- 4月号 感染症の労災認定
  - 5月号 週40時間労働制の実施へ
  - 6月号 長崎じん肺最高裁判決
  - 7月号 参加型講座モデル・プログラム
  - 7月増刊号 全国安全センター第5回総会議案
  - 8月号 ヘルス・プロモーション
  - 9月号 慢性期振動病の実像に迫る
  - 10月号 職場が変わるか①PL法
  - 11月号 職場が変わるか②ISO9000
  - 12月号 職場が変わるか③環境管理・監査システム
  - 増刊号 職場における腰痛予防対策指針
  - 1・2月号 災害補償の官民格差
  - 3月号 阪神大震災

## ■1995年度特集目次

- 4月号 脳・心臓疾患認定基準
- 5月号 鍼灸治療制限撤廃へ
- 6月号 アスベストをめぐる国際状況
- 7月号 産業保健のあり方
- 7月増刊号 全国安全センター第6回総会議案
- 8月増刊号 韓国の過労死
- 8・9月号 総特集:第2回日韓共同セミナー
- 10月号 行政手続法と労働基準行政
- 11月号 改正労災保険法
- 12月号 頸肩腕症候群予防対策
- 1・2月号 アジアの産業災害
- 3月号 小規模事業場の産業保健

## ■1996年度特集目次

- 4月号 国際規格化と労働安全衛生
- 5月号 介護補償給付の創設
- 6月号 行政機関との交渉報告
- 7月号 指曲がり症の不服審査
- 8月号 「労働者」の判断基準
- 9月号 全国安全センター第7回総会議案
- 10月号 外国人労災損害賠償裁判判決
- 11月号 改正労働安全衛生法
- 12月号 国際規格化と労働安全衛生 2
- 1・2月号 VDT労働ホットライン/電磁波
- 増刊号 改正労働安全衛生法ハンドブック
- 3月号 時効問題/上肢障害認定基準の改正

## ■1997年度特集目次

- 4月号 改正健康保持増進指針
- 5月号 じん肺をめぐる課題
- 6月号 化学物質管理の新たな動向
- 7月号 石綿じん肺訴訟/過労死審査会裁決
- 8月号 ダイオキシンのホルモン様物質
- 9月号 労基法施行50周年と労働行政
- 10月号 労働安全衛生をめぐる状況 1996→1997
- 11月号 人間工学からみた交通事故対策
- 12月号 職場のストレス対策
- 1・2月号 アジア・ヨーロッパ情報
- 3月号 第9次労働災害防止計画

## ■1998年度特集目次

- 4月号 全国安全センターの労働省交渉
- 5月号 過労自殺の労災認定
- 6月号 POSITIVEセミナー
- 7月号 労働安全衛生をめぐる状況 1997→1998
- 8月号 船舶解撤作業の安全・健康対策
- 9月号 第7回田尻賞表彰式
- 10月号 働く女性の健康が危ない
- 11月号 21世紀をめざす参加型安全衛生活動

- 12月号 アスベスト禁止に向かうヨーロッパ
- 1・2月号 粉じんの発がん性—木材・シリカ
- 3月号 中央労働基準審議会の建議

## ■1999年度特集目次

- 4月号 全国安全センターの労働省交渉
- 5月号 焼却場労働者のダイオキシン曝露
- 6月号 働く女性の健康と権利
- 7月号 労働安全衛生をめぐる状況 1998→1999
- 8月号 労働安全衛生マネジメントシステム
- 9月号 2000年問題と職場の安全・健康
- 10月号 被災者のための医療機関—アジア
- 増刊号 働く女性の健康と権利緊急討論集会報告
- 11月号 精神障害・自殺の労災(公災)認定基準
- 12月号 ヨーロッパ労災職業病会議
- 1・2月号 筋骨格系疾患と人間工学基準
- 3月号 労災保険審議会の建議

## ■2000年度特集目次

- 4月号 介護労働と健康/アジア・ネットワーク
- 5月号 全国安全センターの労働省交渉
- 6月号 労災補償制度改革への提言
- 7月号 職場のストレス対策
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 1999→2000
- 9月号 労働安全衛生の国際潮流
- 10月号 第9回田尻賞表彰式/じん肺がん問題の新たな展開
- 11月号 腰痛公務災害認定で最高裁判決
- 12月号 世界アスベスト会議
- 1・2月号 労災時効裁判横浜地裁判決/欧米の筋骨格系障害対策
- 3月号 21世紀の労働衛生研究戦略

## ■2001年度特集目次

- 4月号 なくせ「労災隠し」
- 5月号 労働基準行政と情報公開
- 6月号 厚生労働省交渉/改正労災保険法
- 7月号 「指曲がり症」判決と労災認定
- 8月号 機械の包括的な安全基準
- 9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2000→2001
- 10月号 じん肺と肺がんに関するシンポジウム
- 11月号 安全衛生委員会活性化の提言
- 12月号 ILOのOSH-MSガイドライン
- 1・2月号 職業病の労災補償
- 3月号 情報公開法の活用

## ■2002年度特集目次

- 4月号 脳・心認定基準専門検討会資料を読む
- 5月号 情報公開法の活用(続)/VDT作業ガイドライン
- 6月号 「労災隠し」と労災職業病の記録・届出

## 安全センター情報目次

- 7月号 アスベスト被害の将来予測
- 8月号 アジア・ネットワーク
- 9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2001→2002
- 10月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 11月号 参加型安全衛生活動の到達点と課題
- 12月号 労災職業病ホットライン/第11回田尻賞
- 1・2月号 アメリカの労働安全衛生運動
- 3月号 アスベスト禁止への軌跡 2002年

### ■2003年度特集目次

- 4月号 改正じん肺法施行規則等の施行
- 5月号 指曲がり症認定闘争の成果と展望
- 6月号 第10次労働災害防止計画とILO報告
- 7月号 ストレス対策の最新動向
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2002→2003
- 9月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 10月号 PRTR情報とその活用
- 11月号 労災保険の民営化論議
- 12月号 「原則禁止」導入後のアスベスト問題
- 1・2月号 三池炭じん爆発40周年/はつり労働者の健康問題
- 3月号 EAP/MAPのエッセンス

### ■2004年度特集目次

- 4月号 労働安全衛生法の見直しに向けて
- 5月号 多発性骨髄腫初めの労災認定
- 6月号 GAC2004イベント
- 7月号 労働安全衛生をめぐる状況 2003→2004
- 8・9月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 10月号 労災職業病相談マニュアル草稿
- 11月号 職場のメンタルヘルス対策
- 12月号 台湾過労死会議/新局面迎えた石綿対策
- 1・2月号 時短・安衛・労災法改正の建議
- 3月号 GAC2004:世界アスベスト会議

### ■2005年度特集目次

- 4月号 労災保険率
- 5月号 労働安全衛生の枠組み
- 6月号 ワーカーズ・メモリアルデー
- 7月号 ストレス対策の新アプローチ
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2004→2005
- 9・10月号 弾けた時限爆弾:アスベスト
- 11月号 アスベスト対策基本法
- 12月号 韓国の炭鉱地帯・中国の労働NGO
- 1・2月号 メンタルヘルス/アスベスト新法批判
- 3月号 石綿健康被害救済新法成立

### ■2006年度特集目次

- 4月号 石綿健康被害補償・救済の手引き
- 5月号 改正労働安全衛生法読本
- 6月号 尼崎クボタ・アスベスト公害の新局面

- 7月号 労働契約・労働時間法制の見直し
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2005→2006
- 9・10月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 11月号 労働時間規制の撤廃反対!
- 12月号 日本版エグゼンプション反対
- 1・2月号 日本版エグゼンプション/日本の教訓をアジア・世界に発信
- 3月号 日本版エグゼンプション法案見送り

### ■2007年度特集目次

- 4月号 労働関連筋骨格系障害の「流行」
- 5月号 石綿健康被害救済法一周年
- 6月号 ワーカーズ・メモリアルデー
- 7月号 脳心・精神障害労災認定/“労働ビッグバン”
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2006→2007
- 9月号 クボタ・ショック2周年尼崎集会
- 10月号 リスクマネジメントの原則
- 11月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 12月号 AMRC30周年・ANROAV会議
- 1・2月号 アスベスト被害と情報公開
- 3月号 横浜・国際アスベスト会議

### ■2008年度特集目次

- 4月号 第11次労働災害防止計画
- 5月号 労災不服審査制度/石綿救済法2周年
- 6月号 労働時間等見直しガイドライン/労災隠し/石綿健康被害救済法
- 7月号 職場の暴力・ハラスメント
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2007→2008
- 9月号 石綿健康被害救済法改正
- 10月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 11月号 BANKO発足とAAC2009
- 12月号 「名ばかり管理職」通達迷走
- 1・2月号 過労死・過労自殺が問いかけられるもの
- 3月号 ナノ物質安全管理の現状と問題点

### ■2009年度特集目次

- 4月号 欧州におけるストレス対策/派遣労働者
- 5月号 心理的負荷による精神障害等
- 6月号 石綿健康被害救済法3周年行動
- 7月号 AAC2009とA-BANの発足
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2008→2009
- 9月号 被害者補償・救済制度の比較
- 10月号 総選挙後の課題/欧州における職業病
- 11月号 ANROAV・A-BANカンボジア会議
- 12月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 1・2月号 石綿健康被害補償・救済状況の検証と課題
- 3月号 厚生労働省との再交渉

### ■2010年度特集目次

- 4月号 韓国で石綿被害救済法が成立

- 5月号 中国・寧波の豊じん肺
- 6月号 環境・職業がんの疾病負荷
- 7月号 泉南アスベスト国賠訴訟大阪地裁判決
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2009→2010
- 9月号 石綿救済法指定疾病の追加等
- 10月号 ILO職業病リストの改訂
- 11月号 石綿健康被害補償・救済状況の検証
- 12月号 職場におけるメンタルヘルス対策
- 1・2月号 アスベスト国際連帯2010
- 3月号 アジアのアスベスト禁止最新情報

#### ■2011年度特集目次

- 4月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 5月号 東日本大震災/追悼・井上浩先生
- 6月号 アスベスト禁止に向かうアジア
- 7月号 福島原発事故放射線被ばく労働
- 8月号 職場のいじめ・メンタルヘルスを考える
- 9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2010→2011
- 10月号 石綿健康被害救済法の見直し
- 11月号 泉南アスベスト国賠訴訟大阪高裁判決
- 12月号 福島原発事故放射線被ばく労働 2
- 1・2月号 心理的負荷による精神障害認定基準
- 3月号 アジア・世界のアスベスト禁止

#### ■2012年度特集目次

- 4月号 労働における暴力
- 5月号 石綿疾病労災認定基準の見直し
- 6月号 職場のパワーハラスメント
- 7月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 8月号 欧州ハラスメント・暴力協定の実行
- 9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2011→2012
- 10月号 印刷会社の胆管がん多発事件
- 11月号 いじめ・パワハラ対策
- 12月号 既存石綿対策の現状と課題
- 1・2月号 石綿健康被害補償・救済状況の検証
- 3月号 3.11から2年の被ばく労働問題

#### ■2013年度特集目次

- 4月号 胆管がん事件はどうして起こったか
- 5月号 第12次労働災害防止計画
- 6月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 7月号 職業がんのリスト掲載と補償
- 8月号 腰痛予防対策指針の改訂
- 9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2012→2013
- 10月号 脳・心臓疾患、精神障害の労災補償
- 11月号 惨事ストレス対策
- 12月号 韓国の労働安全衛生運動25年と日韓交流
- 1・2月号 職業性胆管がん事件
- 3月号 アジアにおけるアスベスト禁止 2013

#### ■2014年度特集目次

- 4月号 労働安全衛生法令の改正提案
- 5月号 原発被ばく労働問題をめぐる状況
- 6月号 学校アスベスト
- 7月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 8月号 脳心・精神障害の労災補償/過労死防止法
- 9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2013→2014
- 10月号 せき髄損傷の労災補償
- 11月号 石綿疾患患者と家族の会10周年
- 12月号 職業性胆管がん事件/泉南アスベスト国賠訴訟最高裁判決
- 1・2月号 過労死等防止対策推進法施行
- 3月号 アジアにおけるアスベスト禁止 2014

#### ■2015年度特集目次

- 4月号 ストレスチェックの義務化
- 5月号 心理社会的リスクへの対応
- 6月号 泉南国賠訴訟最高裁判決その後
- 7月号 原発被ばく労働/受動喫煙防止措置
- 8月号 ストレスチェック指針・実施マニュアル
- 9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2014→2015
- 10月号 クボタ・ショックから10年
- 11月号 アジアで相次ぐ産業災害
- 12月号 未曾有の原発事故から四年半
- 1・2月号 石綿救済法から10年の救済状況検証
- 3月号 染料・顔料中間体製造工場で膀胱がん

#### ■2016年度特集目次

- 4月号 アジアのアスベスト禁止 2015
- 5月号 放射線被ばくと白血病
- 6月号 救済法10年間のアスベスト対策見直し
- 7月号 職業・環境リスクによる疾病負荷の推計
- 8月号 脳心・精神障害の労災認定
- 9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2015→2016
- 10月号 労災保険審査請求制度等の改正
- 11月号 石綿環境被害救済小委員会報告案
- 12月号 パワーハラスメントのない職場づくり
- 1・2月号 石綿被害救済検証/職業がんをなくそう
- 3月号 アジア・世界のアスベスト禁止 2016

**2016年 4月号** (通巻436号)  
2016年3月15日発行 64頁 800円

#### ■特集/アジアのアスベスト禁止 2015

スリランカ2018年禁止表明  
反対派の圧力も地域で強まる  
楽観許さないアスベスト禁止への道…2  
建設アスベスト訴訟大阪・京都地裁判決  
国の責任四たび断罪

## 安全センター情報目次

建材メーカーの責任も初めて  
早期解決・救済へ国会請願署名…24  
関西建設アスベスト訴訟大阪地裁判決(1.22) ……30  
関西建設アスベスト訴訟京都地裁判決(1.29) ……34  
石綿肺がん行政訴訟 9件すべて不支給処分取消  
労災認定基準等の見直し待ったなし…39  
【ルポ「1か月」～ニュースにならなかった日々～23】袖岡明彦  
原発災害⑭ ベットたち ……51  
【各地の便り/世界から】  
石綿肺がん高裁で逆転勝訴  
兵庫●丸本さん、提訴から7年 ……56  
再発から傷病年金へ移行  
脊損連合会●厚生労働省交渉で新通達 ……58  
「廃用症候群」死亡を認定  
大阪●併発疾病に列挙されていない病名 ……61  
移住労働者・家族とともに20年  
移住連●NPO法人として再スタート ……62  
労災申請と残業代未払い  
広島●膝に鉄板が落下したブラジル人 ……63  
高校で労働安全衛生の話  
神奈川●62%の生徒がアルバイト経験あり ……63

**2016年 5月号** (通巻437号)  
2016年4月15日発行 62頁 800円

■特集/放射線被ばくと白血病  
15回目の被ばく労働問題交渉  
労災多発、白血病の労災認定  
「労災認定の考え方」撤回求める  
東京労働安全衛生センター・飯田勝泰…2  
国や東京電力のコメントや  
一部報道に大きな問題あり  
原発収束作業で白血病の労災認定めぐり  
神奈川労災職業病センター・川本浩之…8  
放射線被ばくの労災認定  
“科学的”な解説こそ必要  
関西労働者安全センター・西野方庸…13  
事業場における治療と職業生活の  
両立支援のためのガイドライン ……15  
芳香族アミンの取扱事業場に関する  
調査結果等について(第二報) ……26  
福井県の事業場における膀胱がん  
発症に係る調査状況等について ……29  
職業病の報告:欧州5か国における  
問題点とグッドプラクティス ……34  
【ルポ「1か月」～ニュースにならなかった日々～24】袖岡明彦  
原発災害⑮ 「見えてこない人」への

あまりに不完全な取材 ……50  
【各地の便り/世界から】  
不健康な環境により1,260万の死者  
WHO●環境リスクによる疾病負荷推計 ……55  
大工の「右手根不安定症」  
東京●ねじ打ち等の上肢作業が原因 ……57  
長時間労働に社長等の叱責  
大阪●零細企業でのうつ病労災認定 ……58  
死亡後解剖で自庁取り消し  
兵庫●石綿肺がんの労災不支給事案 ……59  
石綿国賠訴訟3件目が和解  
大阪●全国で新たな提訴続く ……60  
職業がん等認める判決続く  
韓国●肺がん、卵巣がん、連続夜勤 ……61

**2016年 6月号** (通巻438号)  
2016年5月15日発行 66頁 800円

■特集/救済法10年目のアスベスト対策見直し  
石綿救済法10年目の  
アスベスト対策見直し  
環境省救済小委員会が作業開始…2  
石綿健康被害救済法10年目の  
見直しに当たっての要望  
石綿対策全国連絡会議…6  
都道府県労働局における石綿関連文書の  
保存の取扱いの誤りについて ……13  
第1期・第2期における石綿の健康リスク  
調査の主な結果と考察について ……23  
じん肺管理区分の決定等に  
関する事務取扱要領 ……31  
審査請求に関する事務取扱要領 ……37  
惨事ストレス:救援者の“心のケア”  
熊本地震救援・支援活動の一助に  
労働者支援センター・千葉茂…43  
【各地の便り/世界から】  
職場ストレス:負担をなくすとき  
ILO●4.28 世界労働安全衛生デー ……54  
外国人労働者の春闘行動  
東京●March in March & 省庁交渉 ……56  
外国人労働者なんでも電話相談  
大阪●連合大阪/RINK、19回目の開催 ……57  
4件目の石綿国賠訴訟和解  
大阪●国側の度重なる旧積明乗り越え ……58  
鉄道車両製造のアスベスト被害  
山口●下請け無視に損害賠償裁判提訴 ……60  
日韓参加型改善活動ワークショップ

熊本●環境モデル都市のガラス洗ビン工場……………61  
 労災事故多発の背景に外注化  
 韓国●構造的原因の究明と責任者処罰必要……………63

**2016年 7月号** (通巻439号)  
 2016年6月15日発行 60頁 800円

■特集/職業・環境リスクによる疾病負荷の推計  
 健康な環境を通じた疾病の予防  
 環境リスクによる疾病の負荷の世界的評価  
 WHO報告書……………2  
 日本の肺がん死亡の14%が職業リスクに起因  
 世界疾病負荷 (GBD) 推計データ  
 全国安全センター・古谷杉郎……………12  
 機能安全を用いた機械等の取扱規制の  
 あり方に関する検討会報告書……………31  
 【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】  
 カナダは禁止に「前進」、トルドー首相は語る……………42  
 カナダにおけるアスベスト疾病負荷の推計……………43  
 【ルポ「1か月」～ニュースにならなかった日々～25】**袖岡明彦**  
 最終回……………46  
 【各地の便り/世界から】  
 2015年厚生労働省交渉  
 全国安全センター●4時間かけて諸問題……………52  
 若者使い捨て企業でパワハラ  
 東京●「反応性うつ病」業務上認定……………55  
 パワハラ隠蔽する認定基準?  
 神奈川●業務上の出来事の負荷評価期間……………55  
 職場の先輩の暴行による負傷  
 神奈川●労働保険審査会で業務上認定……………57  
 管理区分決定の間違いを謝罪  
 茨城●被災者の死亡後、弁明の余地なし……………58  
 業務ストレスによる自殺は労災  
 韓国●教師等の事例で大法院が判断……………59

**2016年 8月号** (通巻440号)  
 2016年7月15日発行 62頁 800円

■特集/脳・心臓疾患、精神障害の労災認定  
 精神障害請求件数過去最多更新  
 脳・心臓疾患認定率過去最低  
 男女別データ公表を継続・拡大……………2  
 総務省「アスベスト対策に関する行政評価・監視  
 結果に基づく勧告」について  
 石綿全国連事務局長・古谷杉郎……………20  
 福井県内の化学工場で発生した  
 膀胱がんに関する災害調査報告書……………26

【ルポ熊本地震(上)】**袖岡明彦**  
 「避難者数」のカラクリ……………32  
 職場ストレス-集団的課題①  
 ILO 国際労働安全衛生の日……………43  
 【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】  
 ニュージーランド政府が石綿含有物質禁止へ……………48  
 台湾全面禁止前倒し、スイスでも救済制度ほか……………49  
 【各地の便り/世界から】  
 日韓仏の国際シンポジウム  
 大阪●過労死防止学会第2回大会……………51  
 長時間労働による脳出血  
 東京●建機リース会社のトラック運転手……………52  
 「恒常的長時間労働」で認定  
 山梨●「パワハラ」中で総合評価「強」……………53  
 1981年『原発で働けと言われて』  
 大阪●被ばく防止協定の経験振り返る……………57  
 学術会議提言を実効あるものに  
 新刊●労働・雇用・安全衛生システム再構築……………59  
 小説『仄かな希望』を出版  
 愛知●中皮腫患者さんの文学……………60  
 世界労災死亡労働者追悼の日  
 韓国●共同キャンペーン団等による取り組み……………61

**2016年 9月号** (通巻441号)  
 2016年8月15日発行 80頁 800円

■特集/日本の労働安全衛生  
 労働安全衛生をめぐる状況 2015年→2016年  
 1. 労働災害・職業病の統計データ……………2  
 2. 労働災害・職業病の発生状況……………7  
 3. 労働安全衛生対策……………11  
 4. 化学物質・アスベスト対策……………15  
 5. 原子力災害関係……………17  
 6. 労災補償対策……………18  
 統計資料……………20  
 2015年度労働基準行政関係通達……………53  
 ■全国安全センター第27回総会議案  
 第1号議案: 活動報告と方針案……………64  
 第2号議案: 2015年度収支決算案……………67  
 第3号議案: 2016年度収支予算案……………69  
 第4号議案: 2016年度役員体制案……………70  
 安全センター情報2015年度目次……………71  
 全国安全センター規約・規定……………79

**2016年 10月号** (通巻442号)  
 2016年9月15日発行 68頁 800円

## 安全センター情報目次

### ■特集/労災保険審査請求制度の改正

審査請求期限60日から3か月に 口頭意見陳述、文書閲覧等も 労災保険審査請求事務取扱手引全面改正…2
労災保険審査請求事務取扱手引 ……5
職場ストレス-集団的課題②
ILO 国際労働安全衛生の日 ……44
【ルポ熊本地震(下)】柚岡明彦 集団移転か、残留か ……53
【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】
最高裁が新たなシュミットハイニー裁判を認可 ……63
アスベスト死につき元オリベッティ幹部に禁固刑 ……64
【各地の便り/世界から】
「職業がん」なくしたい
大阪●「患者と家族の会」発足 ……65
第二の近鉄高架下石綿被害
大阪●喫茶店店長の男性が中皮腫で死亡 ……66
トラック運転手の中皮腫
神奈川●55年前の石綿曝露作業が原因 ……67
原発労働者5.21春闘集会
東京●被ばく労働を考えるネットワーク ……68

**2016年 11月号** (通巻443号)  
2016年10月15日発行 66頁 800円

### ■特集/石綿健康被害救済小委員会報告案

救済法改正合意に至らず しかし実態調査を実施へ
初めて当事者代表を委員にして開催…2
患者・家族からのヒアリング ……6
地方自治体からの意見 ……10
小委員会報告案に対する意見(全国連) ……11
石綿健康被害救済制度の施行状況及び 今後の方向性について(小委員会報告案) ……13
外注化は安全・安定輸送という社会的使命に反する 報告書「鉄道事業における業務外注化と 労働問題」から抜粋 ……19
膀胱がん原因物質に特別規制 国によるリスク評価見直し必要
オルト-トリジン特化則特定第2類物質に…26
平成28年度化学物質による労働者の健康障害 防止措置に係る検討会報告書(第1回) ……32
平成19年度化学物質による労働者の健康障害 防止措置に係るリスク評価検討会報告書 ……36
化学物質MOCAでも膀胱がん ……38
事業場における発がん性のおそれのある 化学物質に係る健康障害防止対策の徹底 ……41

### 職場ストレス-集団的課題③

ILO 国際労働安全衛生の日 ……45
【各地の便り/世界から】
救済金請求300名超す
兵庫●クボタショックから11年尼崎集会 ……55
拡張型心筋症増悪を認定
埼玉●ガーナ人男性再審査で逆転 ……58
終業後深夜の工場火災で死亡
東京●一酸化炭素中毒死労災認定 ……59
マルシップ制度下で人権侵害
徳島●外国人船員が保護を求める ……60
廃棄文書の復元等を要求
神奈川●石綿文書誤廃棄で省・局・署交渉 ……61
定期健診のあり方見直し
厚労省●年内に検討会報告書の予定 ……63
安全業務外注化中止の勧告
韓国●地下鉄の労働者死亡事故を受けて ……64

**2016年 12月号** (通巻444号)  
2016年11月15日発行 66頁 800円

### ■特集/パワーハラスメントのない職場づくり

パワーハラスメントのない 職場づくりに取り組もう 対策の導入はそれほど難しくない
関西労働者安全センター・田島陽子…2
職場ストレス-集団的課題④
ILO 国際労働安全衛生の日 ……16
【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】
オーストラリアのアスベスト・スキャンダル ……40
移民国境警備省「アスベスト」 ……43
アスベスト輸入レビュー報告 ……47
HWSA作業グループ緊急対応協定 ……52
【各地の便り/世界から】
国賠訴訟広げるヒットライン
全国●泉南最高裁判決2周年 ……56
和解遅らせる国の旧積明
兵庫・鹿児島●2件の石綿国賠訴訟和解 ……57
「建設業」に括られていたが
群馬●石綿製品製造従事で国賠和解 ……58
国は「旧積明」方針を転換?
大阪●東洋石綿で初めての国賠和解 ……59
パワハラによるうつ病労災認定
神奈川●解雇撤回させ、団体交渉継続 ……60
トルコ人労働者の労災隠し
愛知●元請け業者不明で労災申請 ……61
ミャンマーでの安全衛生トレーニング

ミャンマー●清掃労働者の組織化支援から……………62  
初めての「過労死防止対策白書」  
厚労省●過労死防止対策推進法に基づき……………65

**2017年 1・2月号** (通巻445号)  
2017年1月15日発行 96頁 1,600円

■特集①/石綿健康被害補償・救済状況の検証  
救済率継続増加維持しつつ

「隙間なし」実現に改善が必要  
救済への「紛れ込み」増加を懸念…2  
座談会:大阪・泉南アスベスト国賠訴訟  
9年間の闘いを振り返って……………32  
石綿健康被害救済制度の状況及び  
今後の方向性について(小委員会報告)……………41

■特集②/職業がんをなくそう

職業がんをなくそう集会  
福井・膀胱がん事件契機  
第2回福井集会から2017年東京開催へ…48  
欧州における労働組合の  
職業がん根絶キャンペーン  
指令改訂・自主的行動計画等…61  
中間的視点:すべての化学物質に  
関する単一のOSH指令……………65

【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】

スイス:被害者を支援するための基金創設……………75  
シュミットハイニーの容疑、非故意過失致死罪に…76  
石綿請求がイギリスの学校に千万ポンドの打撃…77  
EPAがTSCA立法化最初の化学物質を指定……………78  
「公衆衛生の勝利」のあかカナダは禁止へ……………79  
カナダの労働組合は連邦政府の禁止を歓迎……………81  
ケベック州アスベスト-その名称を再考する町……………82  
国際的的石綿ロビー団体がケベックを去る……………83

【各地の便り/世界から】

初の過労死防止対策白書  
厚労省●成果がわかるのはまだ先……………85  
教師の石綿被害認めず  
愛知●宇田川裁判に名古屋地裁判決……………87  
教師の中皮腫初の勝訴判決  
埼玉●公務災害不認定取り消し訴訟……………88  
第2次倉町腰痛裁判、控訴審へ  
東京●監督署は素直に誤りを認めよ……………90  
長時間労働による急性大動脈解離  
兵庫●労働保険審査会で不支給処分取消……………91

「龍基金」10回目最後の表彰

東京●「ブラック企業と闘う望基金」発足……………94  
松本で初のアスベスト相談会  
長野●ユニオンサポートセンターも参加……………94  
フィリピン人実習生の過労死  
岐阜●铸造会社で100時間超長時間労働……………95

**2016年 3月号** (通巻446号)  
2017年2月15日発行 66頁 800円

■特集/アジア・世界のアスベスト禁止 2016

NZ、カナダ、スリランカ禁止決定  
南・東南アジアレベルの連携強化  
労働組合運動の積極関与にも期待  
全国安全センター・古谷杉郎…2  
ニュージーランド閣議決定文書:  
アスベスト含有製品の輸入の禁止……………23  
カナダ政府がアスベスト禁止……………30  
石綿の早期全面禁止と被害者の正義の実現  
台湾・日本・世界共通の課題……………35  
欧州の職業がんに関する立法と予防……………37

【各地の便り/世界から】

やっぱり無理! 絶対無理!  
関西●建設業の外国人技能実習生受け入れ……………50  
「自分たちは苦力の奴隷だった」  
愛知●ベトナム人技能実習生の労働災害……………51  
パワハラ・過重労働で精神障害  
神奈川●過労死シンポジウムで体験談①……………53  
長時間労働により倒れた母  
神奈川●過労死シンポジウムで体験談②……………53  
「肺炎で死亡」も労災認定  
神奈川●くも膜下出血で倒れ闘病18年後……………59  
「廃用症候群で死亡」認定  
神奈川●脳出血で倒れ闘病13年後……………60  
住民被害補償で要請書提出  
岐阜●ニチアス羽島工場は救済金拒否……………60  
3年の被害で泉南型国賠提訴  
岐阜●ニチアス羽島工場の元労働者……………61  
東京地裁二も泉南型国賠  
埼玉●建材やプレーキ等の石綿材を製造……………62  
患者・家族の会山梨支部設立  
山梨●2年間で10回の相談会を開催……………63  
サムスン座り込み1年超す  
韓国●対話求め続ける職業病被害者……………64

# 全国安全センター規約・規定

## 規 約

### 第1章 総 則

第1条 このセンターは、全国労働安全衛生センター連絡会議(略称・全国安全センター)という。

第2条 このセンターは、事務所を東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5Fに置く。

第3条 このセンターは、地域安全(労災職業病)センター相互の交流・連携・共同の取り組みを通じて、労働災害・職業病の絶滅、労働安全衛生対策の充実及び被災労働者に対する十分な補償の実現をはかり、もつて働く者の安全と健康、福祉の向上に寄与することを目的とする。

第4条 このセンターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 労災補償、安全衛生等に関する制度の改善を許さず、働く者の立場に立った制度・政策の確立のための取り組み
- (2) 労働安全衛生活動の交流、相談
- (3) 地域安全(労災職業病)センター活動の拡大のための取り組み
- (4) 資料の収集と提供、機関紙等の発行
- (5) 労働安全衛生等に関する教育、研究
- (6) 内外の関係諸団体、医師、専門家等との協力、提携
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

### 第2章 会 員

第5条 このセンターの会員は、次の3種とする。

- (1) 地域センター会員 このセンターの目的に賛同して入会した地域安全(労災職業病)センター又はこれに準じた団体

(2) 賛助会員 このセンターの目的に賛同し、事業の推進を援助するために入会した者

(3) 名誉会員 このセンターに功労があった者又は学識経験者で、総会において推薦された者

第6条 地域センター会員及び賛助会員になろうとする者は、入会申込書を議長に提出し、運営委員会の承認を得なければならない。

第7条 地域センター会員及び賛助会員は、総会において別に定めるところにより会費を納入しなければならない。

第8条 会員は、次の一に該当したときその資格を失う。

- (1) 会員自ら退会を申し出たとき。
- (2) 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。
- (3) 地域センター会員及び賛助会員で、理由なく会費を1年以上納入しないとき。
- (4) その他総会の議決で会員として適当でないことと決定したとき。

第9条 既に納入した会費その他の抛出品金は、返還しない。

### 第3章 役 員

第10条 このセンターに次の役員を置く。

- |           |     |
|-----------|-----|
| (1) 議長    | 1名  |
| (2) 副議長   | 若干名 |
| (3) 事務局長  | 1名  |
| (4) 事務局次長 | 若干名 |
| (5) 運営委員  | 若干名 |
| (6) 監事    | 2名  |

第11条 議長は、このセンターを代表し、会務を統括する。

副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、これを代行する。

事務局長は、常時会務を処置する。

運営委員は、運営委員会を構成し、会務の執行を決定する。

監事は、このセンターの経理を監査する。

第12条 役員は、総会において会員のうちから選任する。役員の任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。

第13条 議長は、運営委員会の議を経て、顧問を委嘱することができる。顧問は、会務に関し、運営委員会の諮問に応じ、意見を述べることができる。

第14条 このセンターの事務を処理するために、事務局長及び事務局次長その他の事務局員からなる事務局を置く。その他事務局員は、運営委員会の議を経て、議長が任免する。

第15条 議長は、運営委員会の議を経て、専門委員会や特別調査会等の機関を設けることができる。

#### 第4章 総会及び運営委員会

第16条 総会は、会員をもって構成する。

総会は、通常総会及び臨時総会とし、議長が召集する。

通常総会は、毎年1回開催し、活動方針及び予算の決定、役員を選出、活動報告及び決算の承認その他このセンターの運営に関し重要な事項を議決する。

臨時総会は、議長が必要と認めるとき又は総会員の3分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

第17条 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。総会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

総会に出席することのできない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、総会の成立及び議決については、出席者とみなす。

第18条 運営委員会は、議長、副議長、事務局長、事務局次長及び運営委員をもって構成する。

運営委員会は、総会の議決した事項の執行に関すること、総会に付議すべき事項、その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項について議決する。

運営委員会は、議長が召集し、その運営は総会に準ずる。

#### 第5章 会 計

第19条 このセンターの経費は、会費、寄付金、事業収

入、及びその他の収入によってまかなう。

第20条 このセンターの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第21条 このセンターの決算は、総会の承認を得なければならない。

#### 附 則

第22条 この規約の改廃は、総会の議を経なければならない。

第23条 この規約は1990年5月12日より実施する。

## 会費規定

全国労働安全衛生センター連絡会議は、規約第7条の規定のに基づき、会員の会費に関する規定を次のとおり定める。

第1条 地域センター会員の会費は、年額1口1万円以上1口以上とする。

第2条 賛助会員の会費は、年額1口1万円以上とする。

第3条 地域センター会員会費及び賛助会員会費には、機関紙の購読料が含まれるものとする。

附 則 この会費規定は1990年5月12日より実施する。1991年6月2日一部改正。

## 購読会費規定

第1条 全国労働安全衛生センター連絡会議の機関紙「安全センター情報」の購読会費を次のとおりとする。

1部	年額10,000円	6部	年額45,000円
2部	年額19,000円	7部	年額49,000円
3部	年額27,000円	8部	年額52,000円
4部	年額34,000円	9部	年額54,000円
5部	年額40,000円		
10部以上	1部につき年額6,000円		

第2条 購読会員は、規約第5条の会員には含まれない。

附 則 この会費規定は1991年6月2日より実施する。

全国労働安全衛生センター連絡会議(略称:全国安全センター)は、各地の地域安全(労災職業病センター)を母体とした、働く者の安全と健康のための全国ネットワークとして、1990年5月12日に設立されました。

①最新情報満載の月刊誌「安全センター情報」を発行しているほか、②労働災害・職業病等の被災者やその家族からの相談に対応、③安全・健康な職場づくりのための現場の取り組みの支援、④学習会やトレーニングの開催や講師の派遣等、⑤働く者の立場にたった調査・研究・提言、⑥関係諸分野の専門家等のネットワークング、⑦草の根国際交流の促進、などさまざまな取り組みを行っています。いつでもお気軽にご相談、お問い合わせください。

「労災職業病なんでも相談専用のフリーダイヤル：0210-631202」は、全国どこからでも無料で、最寄りの地域センターにつながります。

「情報公開推進局ウェブサイト：<http://www.joshrc.org/~open/>」

では、ここでしか見られない情報を掲載しているほか、情報公開の取り組みのサポートも行っています。

# セン

# 安全 センター 情報

## ◎「安全センター情報」をご購読してください

月刊誌「安全センター情報」は、運動・行政・研究など各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題提起や全国各地・世界の状況など、他では得られない情報を掲載しています。

例えば、2016年度の特集のタイトルと特徴的な記事をあげてみれば、以下のとおりです。

- 2016年 4月号 特集/アジアのアスベスト禁止 2015 建設アスベスト訴訟・石綿肺がん行政訴訟
- 5月号 特集/放射線被ばくと白血病 職業病の報告：欧州5か国における状況
- 6月号 特集/救済法10年目のアスベスト対策見直し 惨事ストレス：救援者の”心のケア”
- 7月号 特集/職業・環境リスクによる疾病負荷の推計 機械安全を用いた取扱規制
- 8月号 特集/脳・心臓疾患、精神障害の労災認定 化学工場膀胱がん災害調査報告書
- 9月号 特集/日本の労働安全衛生 最新労災職業病統計・行政通達一覧
- 10月号 特集/労災保険審査請求制度等の改正 ILO 職場ストレス：集团的課題
- 11月号 特集/石綿健康被害救済小委員会報告案 鉄道事業外注化と労働問題報告書
- 12月号 特集/パワーハラスメントのない職場づくり オーストラリアの石綿違法輸入対策
- 2017年1・2月号 特集1/石綿健康被害補償・救済状況の検証 特集2/職業がんをなくそう
- 3月号 特集/アジア・世界のアスベスト禁止 2016 欧州における職業がんの立法と予防

●購読会費(年間購読料)：10,000円(年度単位(4月から翌年3月)、複数部数割引あり)

●読者になっていただけそうな個人・団体をご紹介下さい。見本誌をお届けします。

## ◎ 賛助会員になって活動を支えて下さい

全国安全センターの財政は、賛助会費と購読会費(購読料)、カンパで成り立っています。賛助会員には、私たちの活動の趣旨に賛同していただける個人・団体はどなたでもなることができ、賛助会費は年度単位で1口10,000円、1口以上何口でも結構です。賛助会員には、月刊誌「安全センター情報」をお届けしますので、あらためて購読会費を支払う必要はありません。

購読会費・賛助会費のお申し込みは、電話(03-3636-3882)・FAX(03-3636-3881)・Eメール(joshrc@jca.apc.org)で、氏名、送付先をご連絡のうえ、中央労働金庫亀戸支店(普)7535803、または、郵便払込口座00150-9-545940—名義はいずれも「全国安全センター」—にお振り込みください。

全国労働安全衛生センター連絡会議(略称:全国安全センター)

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階

PHONE(03)3636-3882 FAX(03)3636-3881

# 全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階

TEL (03) 3636-3882 FAX (03) 3636-3881 E-mail: joshrc@jca.apc.org

URL: <http://joshrc.info/> <http://www.joshrc.org/~open/> <http://ameblo.jp/joshrc/>

- 北海道 ● NPO法人 北海道勤労者安全衛生センター  
〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目 ほくろウビル4階  
E-mail safety@rengo-hokkaido.gr.jp  
TEL (011) 272-8855 / FAX (011) 272-8880
- 東京 ● NPO法人 東京労働安全衛生センター  
〒136-0071 江東区亀戸7-10-1 Zビル5階  
E-mail center@toshc.org  
TEL (03) 3683-9765 / FAX (03) 3683-9766
- 東京 ● 三多摩労働安全衛生センター  
〒185-0021 国分寺市南町2-6-7 丸山会館2-5  
TEL (042) 324-1024 / FAX (042) 324-1024
- 東京 ● 三多摩労働安全衛生センター  
〒185-0012 国分寺市本町4-12-14 三多摩医療生協会館内  
TEL (042) 324-1922 / FAX (042) 325-2663
- 神奈川 ● NPO法人 神奈川労働安全衛生センター  
〒230-0062 横浜市鶴見区豊岡町20-9 サンコーボ豊岡505  
E-mail k-oshc@jca.apc.org  
TEL (045) 573-4289 / FAX (045) 575-1948
- 群馬 ● ぐんま労働安全衛生センター  
〒370-0045 高崎市東町58-3 グランドキャニオン1F  
E-mail qm3c-sry@asahi-net.or.jp  
TEL (027) 322-4545 / FAX (027) 322-4540
- 長野 ● NPO法人 ユニオンサポートセンター  
〒390-0811 松本市中央4-7-22 松本市勤労会館内1階  
E-mail ape03602@go.tvm.ne.jp  
TEL (0263) 39-0021 / FAX (0263) 33-6000
- 新潟 ● 一般財団法人 ささえあいコープ新潟  
〒950-2026 新潟市西区小針南台3-16  
E-mail KFR00474@nifty.com  
TEL (025) 265-5446 / FAX (025) 230-6680
- 愛知 ● 名古屋労働安全衛生センター  
〒466-0815 名古屋市昭和区山手通5-33-1  
E-mail roushokuken@be.to  
TEL (052) 837-7420 / FAX (052) 837-7420
- 三重 ● みえ労働安全衛生センター  
〒514-0003 津市桜橋3丁目444番地 日新ビル  
E-mail QYY02435@nifty.ne.jp  
TEL (059) 228-7977 / FAX (059) 225-4402
- 京都 ● 京都労働安全衛生連絡会議  
〒601-8015 京都市南区東九条御霊町64-1 アンビジャス梅垣ビル1F  
E-mail kyotama@mbox.kyoto-inet.or.jp  
TEL (075) 691-6191 / FAX (075) 691-6145
- 大阪 ● 関西労働安全衛生センター  
〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201  
E-mail koshc2000@yahoo.co.jp  
TEL (06) 6943-1527 / FAX (06) 6942-0278
- 兵庫 ● 尼崎労働安全衛生センター  
〒660-0802 尼崎市長洲中通1-7-6  
E-mail a4p8bv@bma.biglobe.ne.jp  
TEL (06) 4950-6653 / FAX (06) 4950-6653
- 兵庫 ● 関西労働安全衛生センター  
〒660-0803 尼崎市長洲本通1-16-17 阪神医療生協気付  
TEL (06) 6488-9952 / FAX (06) 6488-2762
- 兵庫 ● ひょうご労働安全衛生センター  
〒650-0026 神戸市中央区古湊通1-2-5 DAIEIビル3階  
E-mail npo-hoshc@amail.plala.or.jp  
TEL (078) 382-2118 / FAX (078) 382-2124
- 岡山 ● おかやま労働安全衛生センター  
〒700-0905 岡山市北区春日町5-6 岡山市勤労者福祉センター内  
E-mail oka2012ro-an@mx41.tiki.ne.jp  
TEL (086) 232-3741 / FAX (086) 232-3714
- 広島 ● 広島労働安全衛生センター  
〒732-0825 広島市南区金屋町8-20 カナヤビル201号  
E-mail hirosshima-raec@leaf.ocn.ne.jp  
TEL (082) 264-4110 / FAX (082) 264-4123
- 鳥取 ● 鳥取県労働安全衛生センター  
〒680-0814 鳥取市南町505 自治労会館内  
TEL (0857) 22-6110 / FAX (0857) 37-0090  
〒682-0803 倉吉市見田町317 種部ビル2階 労安センターとっとり  
/ FAX (0858) 23-0155
- 徳島 ● NPO法人 徳島労働安全衛生センター  
E-mail info@tokushima.jtuc-rengo.jp  
〒770-0942 徳島市昭和町3-35-1 徳島県労働福祉会館内  
TEL (088) 623-6362 / FAX (088) 655-4113
- 愛媛 ● NPO法人 愛媛労働安全衛生センター  
E-mail npo\_eoshc@yahoo.co.jp  
〒793-0051 西条市安知生138-5  
TEL (0897) 47-0307 / FAX (0897) 47-0307
- 高知 ● NPO法人 高知県労働安全衛生センター  
〒780-0011 高知市薮野北町3-2-28  
TEL (088) 845-3953 / FAX (088) 845-3953
- 熊本 ● 熊本県労働安全衛生センター  
〒861-2105 熊本市秋津町秋田3441-20 秋津レクタククリニック  
TEL (096) 360-1991 / FAX (096) 368-6177
- 大分 ● NPO法人 大分県労働安全衛生センター  
E-mail OITAOSHC@elf.coara.or.jp  
〒870-1133 大分市宮崎953-1 (大分協和病院3階)  
TEL (097) 567-5177 / FAX (097) 568-2317
- 鹿児島 ● 鹿児島労働安全衛生センター準備会  
E-mail aunion@po.synapse.ne.jp  
〒899-5215 始良郡加治木町本町403有明ビル2F  
TEL (0995) 63-1700 / FAX (0995) 63-1701
- 沖縄 ● 沖縄労働安全衛生センター  
〒902-0061 那覇市古島1-14-6  
TEL (098) 882-3990 / FAX (098) 882-3990
- 自治体 ● 自治労安全衛生対策室  
E-mail sh-net@ubcnet.or.jp  
〒102-0085 千代田区六番町1 自治労会館3階  
TEL (03) 3239-9470 / FAX (03) 3264-1432

